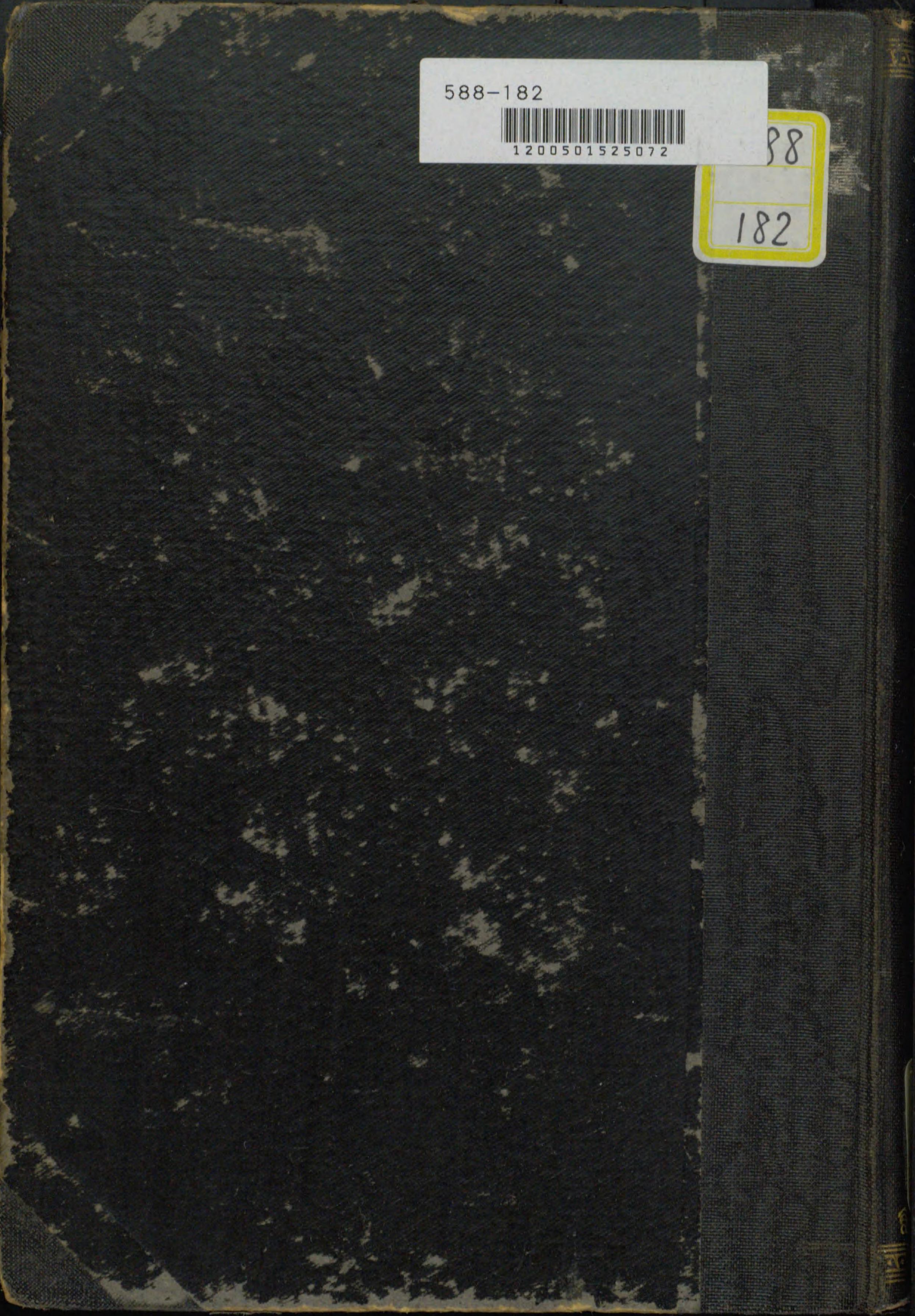


588-182



88
182

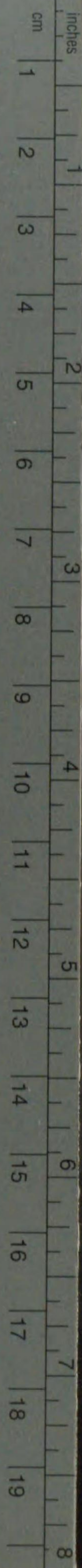


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak


A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak






日本食塩回送史

日本食塩回送株式會社

145



本書刊行に就て

食鹽は人生の必需品にして神代の昔より之れ在り社會の進運に伴ひ其の製法次第に進歩し産額亦順次増加したれば之が配給回送の跡自ら變遷ありしは論を俟たざるなり。

抑々當會社は食鹽の回送を專業とすること僅々十星霜なりと雖素と之れ既設會社の合同によりて成れるものなれば、遡りて之を算すれば數十年の繼續事業たり。輒近本邦食鹽回送の歴史を知らんとすること切なるも憾むらくは此種研究に資する著書あるを見ず。明治三十八年鹽專賣法の實施せらるゝや、專賣局夙に見る所あり鹽業調査書並に鹽專賣史の編纂上梓ありたり。然れども之れ全く關係諸官衙

の参考書にして未だ廣く世に公にせず。試に之を閲すれば鹽に關する調査は克く微に亘り細を穿ち所謂至れり盡せりと雖之が回送の事に及びては或る期間を載せしに過ぎず未だ以て全豹を窺ふべからず。

茲に於て當會社は進んで本邦食鹽回送略史を得んとし昭和二年孟春を期し之が



編纂に着手したり。然り而して資料の蒐集は容易の業にあらず加之先覺者の著書關係者の手記等據るべきもの實に絶無僅有にして只一縷の望とせしは口碑にありしのみ故を以て調査の十全素より期し難く從て其の外皮に止まり核心に觸れ得ざるもの多く隔靴搔痒の感往々にして之れあり想ふに粗漏杜撰の謗或は之れあらん。而して敢て之を犯し發刊したる所以のものは他なし之によりて同好の士を誘起し依て以て他日金玉の書の續刊することあらば、本書の編述徒爾に歸せざるべきを期待するにあり、看客夫れ之を諒とせよ。

今や漸く稿を脱し梓に附して關係諸彦に呈す。乞ふ幸に忠言教示を吝むなくんば獨り當會社の幸のみにあらざるなり。聊數言を叙して卷端に辯すと云爾

本書中括弧内の數字は昭和四年より起算し其幾年前なりしかを示す

昭和四年二月

日本食鹽回送株式會社

日本食鹽回送史

目次

第一編 食鹽略史	一
第一章 食鹽の起原	一
第二章 製鹽	六
第三章 鹽の性質	三
第四章 鹽の種類附稱呼	四
第五章 鹽の功用	四
第六章 鹽の制	六
第七章 鹽と人事・神事	三
第二編 鹽專賣法實施前	三
第一章 上古より明治維新に至る回送	三

目次

一

第二章 鹽田

第一 讚州鹽田附豫州の一部

第二 防、長州鹽田

第三 藝備鹽田(安藝備後)附豫州の一部

第四 兩備鹽田(備前、備中)

第五 播州鹽田

第六 阿州鹽田

第三章 明治維新より鹽專賣法實施に至る回送

一、坂出地方及附近

二、三田尻地方及附近

三、松永地方及附近

四、味野地方及附近

五、赤穂地方及附近

六、撫養地方及附近

五七
六〇
六六
一〇〇
一〇六
一一六
一二三
一三三
一三七
一四七
一四九
一五三
一五五
一五九
一六〇

七、東京地方

第三編 專賣法實施以後

第一章 專賣法實施

第二章 六回送株式會社設立

一、三田尻鹽回送株式會社

二、坂出鹽回送株式會社

三、尾道鹽回送株式會社

四、赤穂鹽回送株式會社

五、味野鹽回送株式會社

六、撫養鹽回送株式會社

第三章 十州鹽回送株式會社聯合組合

第四章 議會請願

第五章 專賣法實施以後の回送

一、沿革

一六一
一七一
一七三
二〇〇
二〇一
二〇九
二一〇
二一一
二一三
二二四
二二六
二三三
二三七
二七

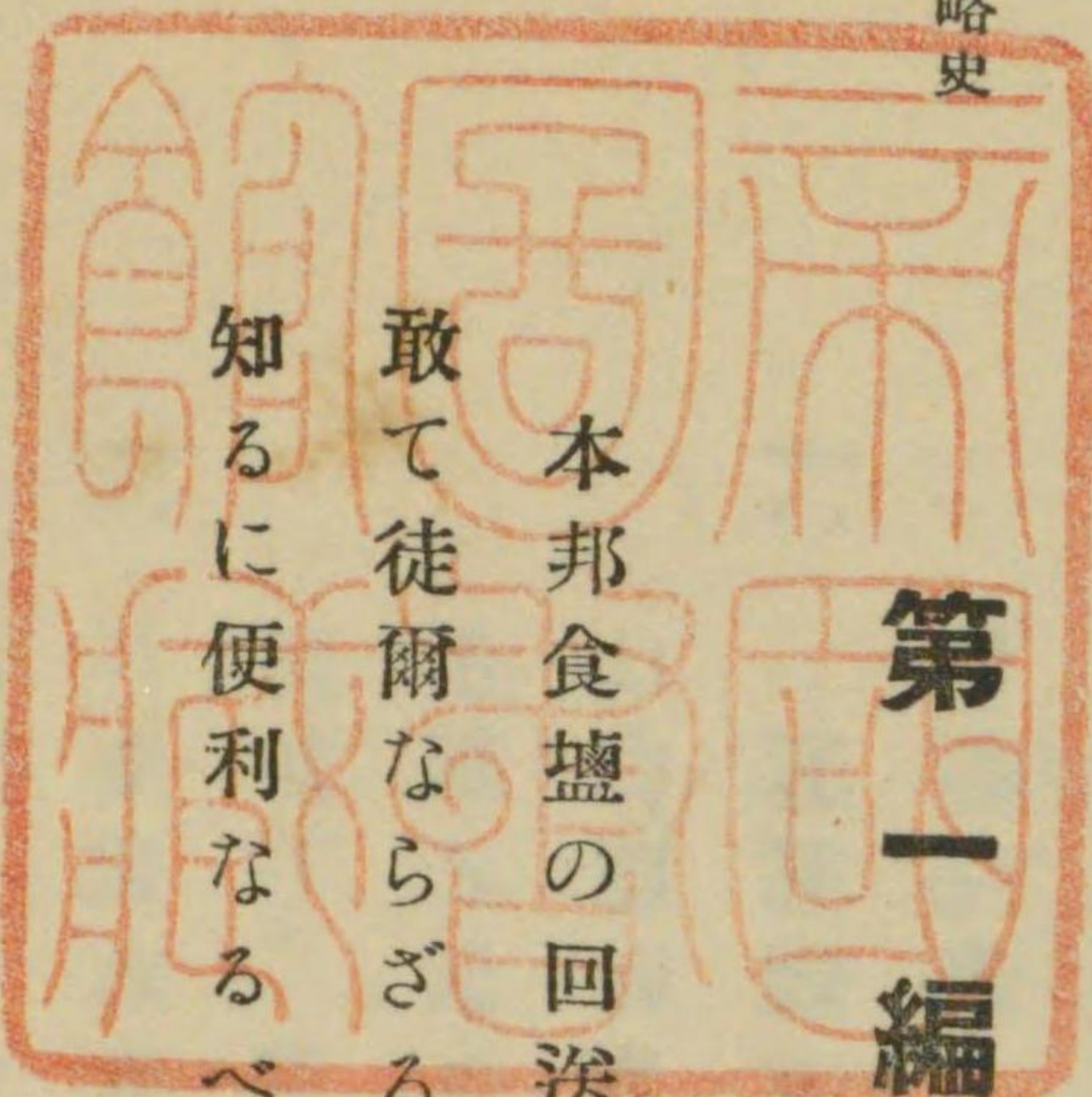
二、	回送方法	二四二
三、	運送契約	二四三
四、	移入輸入鹽	二四四
五、	鹽の輸出及移出	二四六
第四編	日本食鹽回送株式會社	二四九
第一章	六會社の合同	二四九
第二章	會社創立と經過	二五三
第三章	本支店及代理人	二五五
第四章	倉庫及鐵道	二五六

附錄

帝國議會速記錄

日本食鹽回送史

食鹽略史



第一編

食鹽略史

本邦食鹽の回送につき之を叙述するに先ち食鹽に關する略史を攻究することは敢て徒爾ならざるべし。何となれば依て以て鹽の性質用途と之が回送の變遷を知るに便利なるべければなり。乃ち章を逐ふて記すること如左。

第一章 食鹽の起原

食鹽の起原

鹽は素と天然の礦物にして自ら地中に存在せしことは明かなる事實なるも其の

之を何れの時より用ひ始めしかは史蹟以前にありて明に知り難し。然れども只其起原の古く且遠きにありしことは歴史によりて之を知ることを得。今簡を尙び列記すること大要左の如し。古書を案ずるに

一、神代に於て志波彦(男神)志波姬(女神)は魚鹽の利を起し給ひし神として祭れる記あり。シホはシハの通言にして鹹(シハハユシ)をシホハユシと訓むが如し。即志波といふ神の御名は鹽を意味するなり。又天皇の御饌の料魚を那と云ふは食料にするときのことにして菜を那と云ふも同じ。尙ほシホは白穂の意義なるべく又海水を以て製すれば潮の訓みもあるなり。

一、天孫瓊々杵尊の豊後大野の郡より醬油を造りて之を献すとあり。又周芳國熊毛郡より山鹽を掘り採り又潮大分命をして磐城國オオトの海カストリ川にて鹽を焼き或は事勝國勝長狹尊長門の内海邊津海にて鹽を製し鹽焼の頭に任せらるゝとあり。此の尊は天孫降臨し給ひし時の神にして伊弉諾尊の子なり。又の名を鹽土老翁といひ住吉大神の現人神なりとあり。或書に又住吉神は筑紫の日向の小戸の橋の檣アキカハラ原に現はれ給ひし綿津見の神にして

神功皇后靈威の顯著なるを以て國家の神として祀るため津の國務古の菟原(今の御影の住吉、茨住吉と申す處)に奠めしを仁徳帝住吉の津に移されたり。難波の津と並べる要港也とあり。

一、鹽土老翁に關して和事始にも鹽を造るの神にして海を煮て鹽とせしなり伊弉諾尊の子なりと記せり。又和訓栞にも此事あり。

一、出雲國古老の口傳には鹽は大已貴命より始めりと云へり。神詠に
しほくまんあふむのうらのたわむまで月をぞ荷ふ素鵝の里人
此あふむのうらは枋の末をいふ。此神詠より五十田狹小汀をあふむの浦と稱す。

一、火々出見尊の代に下野國鹽野郡三王峠シホ山にて山鹽を採る。又飛驒、信濃の國內三ヶ所にて山鹽を採るとあり。

一、仲哀天皇八年(一七三〇)筑紫に行幸の時周芳國沙麼の浦にて魚鹽の地(御鹽焼く地)を献すとあり。又逆見の海を以て鹽地となすとあれば此地製鹽の蹟も知らる。

- 一、日本書記に應仁天皇三十八年官船名枯野者、伊豆國所貢之船也是朽之不堪用然久爲官用、功不可忘、何其船名勿絶而得傳後葉焉(中略)取其船材爲薪而燒鹽(下略)とあり。
- 一、仁德帝の時(凡一六〇〇)破船を以て鹽を燒けることあり。
- 一、天智帝の時(凡一二六〇)高安國(河内國)を修め穀及鹽を積むとあり。
- 一、桓武帝延暦十八年(一一三〇)備前國兒島の百姓鹽燒を業としたること及駿河國にて海鹽を製したることあり。
- 一、日本記には蘇我稻目の女(欽明帝妃)に堅鹽媛キタシメメといふあり。キタシは燒鹽に因める名なり。既に鹽を貴びしこと窺ひ知らる。
- 一、玉勝間に陸奥國の事共記せる中に宮城郡に利生村といふあり。(中略)又鹽竈六社大明神仙臺より四里半許りあり。此國にて最も大社なり。其宮の下に鹽燒竈といふあり大なる圓盆の如し。此の物の中に常に潮九分目許り在り。如何なる早にも減ることなく又洪水の折も増すことなく同じことなり。是も怪しきものなり。海際より三四町許り離れて市中石段の上齋垣イカキの内に

五つ並びてあり。元は六つありしに一つは海に沈みしとぞ。其處を今釜ヶ淵といふなりと云へり。(後略)

按ずるに此宮を一宮鹽竈明神と稱し現今は國幣中社なり。祭神は健御雷神、經津主命、鹽土老翁大神にして鹽業の神なれば到る處に祭れり。

集古十種に此宮の扁額に左近衛中將伊達吉村朝臣眞蹟にて正一位鹽竈社と書かれたりと。此宮は伊達家の崇拜せしことも物に見えたり。

- 一、雍州府志に鹽竈神社在五條南上德寺中相傳左大臣源融公斯邊構河原院而於河邊被模陸奥千賀鹽竈之境地日々令人夫自攝津難波浦運漕潮汐燒之爲鹽被催遊興其後建社祭之一説河原院在今東本願寺新屋敷今掘地則鹽釜所用之具偶出とあり。謠曲の融は之を謠ふなり。

依之見之食鹽は神代已に之を用ひしこと明かなり。然れども其品質の粗惡なることは想像に難からず。之れ製鹽方法の未だ開けざる時代に於て亦止むを得ざるなり。乃ち次章に於て和漢製鹽法の概要を述べん。

第二章 製 鹽

製 鹽

古昔鹽を製せしこと其法之を審にし難し。然りといへども要は天日によりて成れるか或は之を焼きて作りしか二者其一に出でざるべし。前者を天生と云ひ後者を人生と云はんか。古書に據りて其大要を知るべきのみ。今古書より之を掲載すれば如左。

一、本草綱目に、鹽字象器中煎鹵之形、禮記鹽曰鹹鹺、爾雅云天生曰鹵人生曰鹽許慎說文云鹽鹹也東方謂之斥西方謂之鹵河東謂之鹹黃帝之臣宿沙氏初煮海水爲鹽方士呼鹽爲海砂因曰宿沙は西曆紀元前二十七世紀の人支那にては萬代煎鹽祖千秋煮海師宿沙之神と云へり。

一、於池旁耕地、沃以池水每得南風急則一夜結成、鹽滿畦如南風不起則鹽失利河東安邑西夏靈州俱出之今惟解州種之彼人謂之種鹽和漢三才圖繪

一、我邦潮を採るを昔は藻鹽焼く、藻鹽かき集むなど歌にも詠みて藻鹽を搔

き集めて海水をかけ夫より垂るゝ潮を焼きたり。中世には砂の上に潮を撒き日に干して濃き潮を採り之を焼きしなりと。時移り星變りて現時の製法に進みしなり。古歌に

わくらははに問ふ人あらはすまの浦もしほたれつゝわふと答へよ

在原行平朝臣

もしほやく煙になるゝすまの蟹は秋たつ霧もわかすやあるらん

詠人しらす

一、本邦海國之民燒鹽者多、以充賦稅又求貨利、構小茅廬于海濱沙上廬中設竈此稱鹽屋廬邊聚砂作堆作畦、海人肩双桶水涯待潮來潮來時傾桶互汲潮頭俗呼此桶稱田籠或作田子以其桶灑干砂畦日々若斯至好時積砂作山樣曬日此調志保之利上頭乾則穿之而上干其下濕所復如此數回候砂之上下内外盡乾而充砂陶管安置桶口別汲潮水而注干管中砂上砂鹽逐潮水而透管漏下桶中鹽潮漏盡而滿盤煮鹽屋之竈以松葉及葦葦雜木之薪火盡而白鹽滿盤盤狀如釜云々
(本朝通鑑)

一、本朝にて近時尤も幼稚なる製鹽法と見做さるゝものは鹿兒島縣大島地方に行はるゝものにて豫め一定の場所を撰定せず海岸に出で、簡易なる器械を用ひ海水を煮沸するものにて隨時其位置を變ず。又其煎熬器は竹を組合せて鍋形とし周圍に粘土を塗り固め之をアシツツ釜と稱せり。此地方の外に見出すことなし。

万葉集に所謂「片鹽」を製するも初めの程は此法の如くにて各地に行はれしならんか。

一、鹽澤の井は會津の大鹽村にあり。其村に大木あり。其木の洞穴より流れ出づ土人取つて煮れば鹽となる。俗に傳ふ昔弘法大師此處に來り法を以て之をなし一人の老女に與へたりし故に里人其木の傍に堂を建て彼女の木像を作り置けりと結毘錄に見わたり。

一、蜀山人半日閑話にも奥州會津郡の深山に弘法大師の封じ給ひしといひて瀨口より潮湧出づ。其汐を竈にて煮候へば雪の如くなる鹽となれり。其處の名を則大鹽村と云ふ。(中略)誠に海邊離れたる山中にして鹽を焼くこと奇

妙と云ふも愚なり。故に下々食することなし。壺に入れたる燒鹽此處より出づ。例年會津の守護より公方様へ献上あるといへり。

一、甲斐國に鹽山といふ處あり。鹵鹽を産せしによりこの名あるなり。と

一、玉勝間には尾張人天野信景が著はせる鹽尻といふ文は伊勢物語の鹽尻のことを始めに云へる故に然名つけたるなり。夫に曰く歌人鹽尻を秘とす。吾れ海濱に遊びて鹽竈を見しに海民鹽を焼くに廬邊に砂を聚めて堆をなし畦をなす。潮水來りて砂畦をひたす。處によりては潮を汲みてひたすなり。日々斯くして後に砂を積み山の様に作りて日に曝す。之をまほざりと云へり。實に富士の形に似たり。歌客京に居て海邊の事に疎く時去り知る人なくなれるなりと記せり。此いへるやうは少し違へるにやと思ほしけれど鹽尻といふものは之れなり。己れも鹽燒の濱を所々見しに砂を積上げて塚のことしたるもの何箇處ともありて誠に富士の山をたどべき形したるものなり。(下略)と記せり。

一、本草綱目に、天生之曰鹵人造之曰鹽黃帝臣宿沙氏(西曆紀元前二十七世紀

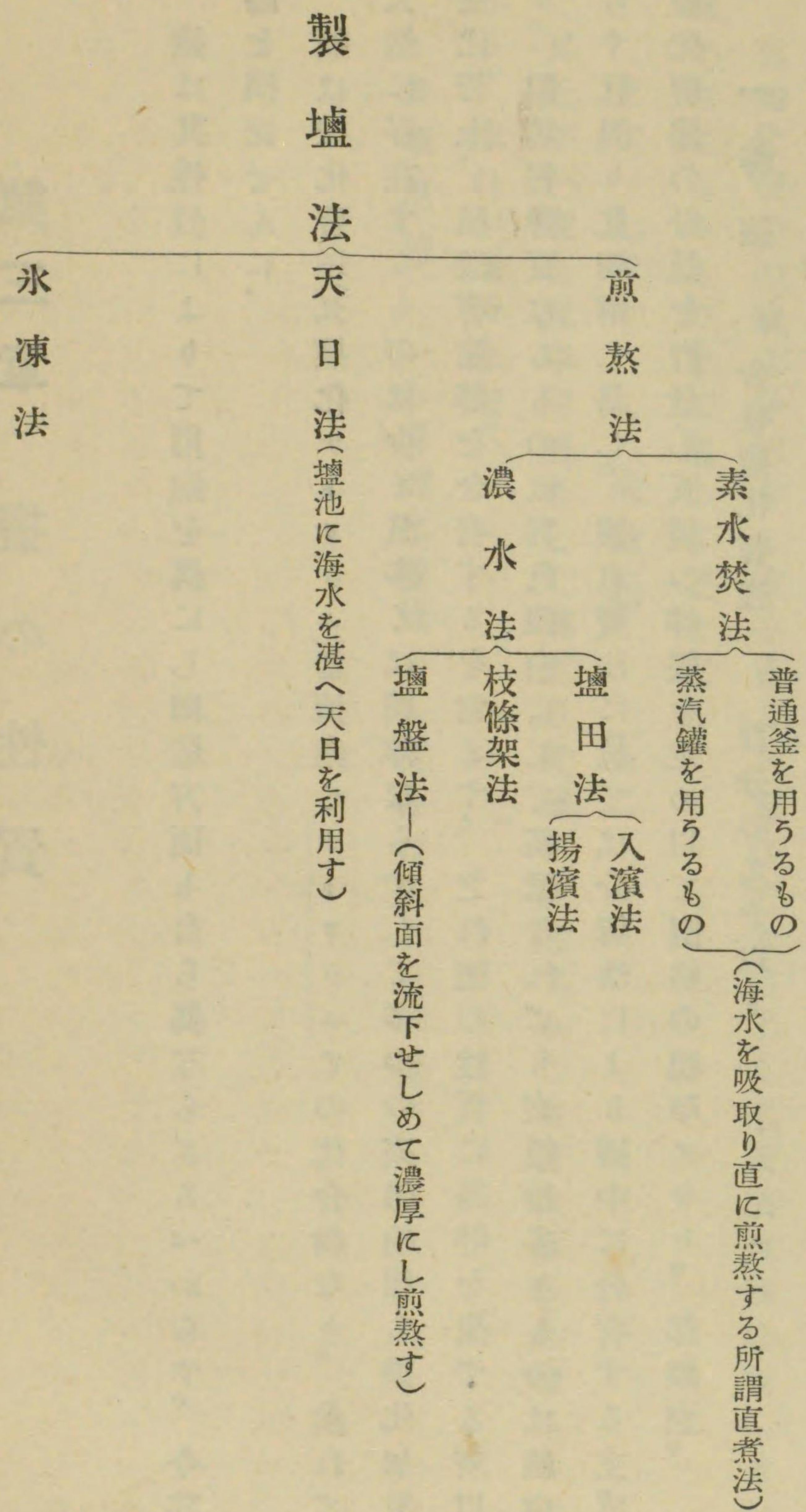
の人初煮海水爲鹽其法海邊掘坑上布竹木覆以蓬茅積砂干上每潮汐衝沙鹵鹹淋干坑中水退則以火炬照之鹵氣衝火皆滅因取海鹵貯盤中煎之頃刻而就其煮鹽之器謂之牢盆今或鼓鉄爲之又編竹爲之上下周以蜃灰橫一丈深一尺平底眞干竈背謂之鹽盤とあり。

一、本朝燒海鹽處最多、播州赤穂、備前樫野、武州業得、俱潔白美味也、小豆島、駿州田籠浦、播州須磨浦、奥州松島、千賀浦、共古來鹽之名所、若狹越前亦稍好、凡造未醬及醬油庖厨日用者如赤穂鹽輕白者佳也、淹漬魚鳥者如灘鹽重濁者佳也(和漢三才圖繪)

一、和漢三才圖繪に更に、鹽品甚多而四海之内何處無之惟西南諸夷稍少皆燒竹及木鹽當之とあり。

右の如く昔時製鹽の蹟詳に之を知り難しと雖和漢共其幼稚なりしことは之を窺知するに足るなり。今や否らず製鹽法大に改良せられ尙且改良せられつゝあり。加ふるに輸入鹽を見るに至り再製、加工、洗滌等官設工場によりて一種の製鹽法を加ふるに至る。今茲に之を詳記することを許さざるも只製鹽法の大別を表示し

て此章を畢へんとす。



鹽の性質

第三章 鹽の性質

鹽は其性質によりて用途を異にし回送方面も自ら異ならざるべからず。今其概略を摘記せんに、

鹽は鹽化曹達(又鹽化ナトリウム)即鹽素とナトリウムとの化合物なり。然れども天然に存在するものは少く且多くは純粹ならずして多少の夾雜物即ち鹽化加里、鹽化苦土、硫酸曹達等を含むを常とす。之れ鹽の性質に差等を生ずる所以なり。即其質善良なるものは其色純白にして輕鬆なれども夾雜物多きものは純白ならず且濕り且潮解し易し。鹽專賣法に於ては分析法により鹽中に含有する主成分鹽化曹達の分量を計量し五種の等級を定め以て價格の標準とせり。即如左。

- 一等鹽 含有鹽化曹達 百分の九十以上
- 二等鹽 " 百分の八十五以上
- 三等鹽 " 百分の八十以上

- 四等鹽 " 百分の七十五以上
- 五等鹽 " 百分の七十以上

右鹽化曹達の量は分析する鹽の量より夫れが含有する水及夾雜物の量に次の係數を乗じたるものを控除して之を定む。

水 一、一 夾雜物 一、二

又近年一般に食卓用鹽として精良の食鹽を使用すること日に多きを加ふるに至れり。夫れが成分如左。

食卓用鹽 含有鹽化曹達 百分の九十七、一八

第四章 鹽の種類附稱呼

食鹽(シホ)一名を食將、沙老、答不足、喫底賤、蕃厘石、海霜、神液、殺將、帝味、海粉とも呼ぶ(重訂本草綱目啓蒙)而して製鹽に二種あり。天成鹽及人工鹽なることは已に述べたるが如し。之により種々の種類を生ず。物類品隲に「食鹽は和名「シホ」。鹽の品類多し、海鹽、井鹽、鹹鹽、池鹽、崖鹽、石鹽、木鹽、等食用に充つべきもの皆食鹽なり印鹽は獸等の形を作りたるを云ふ本邦花鹽の類の如し飴鹽は飴を拌せたるものなり本邦所々より出るものは皆末鹽なり。ハナ鹽、ヤキ鹽、の外は製作もなし鹽井等もあれども日本は四方海に近き國故製するもの稀なり紅毛人持來るものは種類多し紅毛語鹽を「ソウト」と云ふラテン語にて「サルト」と云ふ」とあり、今和漢に於て古來稱へ來りしものを擧ぐれば如左。

白鹽 慈恩傳曰、又東行七百餘里至信度國(西印度境)土出金、銀、鉛、牛、羊、駱駝、赤鹽、白鹽、黑鹽等餘處取以爲藥(類聚名物考)又自然白鹽、和名「オランダシ

ホ「吳錄に曰く婆斯出自然白鹽如細石子と、綱目、光明鹽集解中に見わたる今按ずるに是亦食鹽なり故に此に出す近世紅毛人持來るに因て「オランダシホ」と云ふ形方稜疊々として相重、屋形のごとし味鹹甘能く胸膈を開く。蠻産上品。讃岐山田郡瀉元産、蠻産と異なることなし、方言「シネンシホ」又「テントウシホ」と云ふ、シホヤキ亭戸鹵地に海水をそゞぎ日に晒すこと數次、霜を生ずるを待て刮取、海水を以て淋滲したるを名づけて「タレシホ」と云ふ是を池中に貯置は其の底自然に凝結したるものなり。讃岐小豆島土庄産上のものに同じ(物類品隲)

黒鹽 我邦にて古之を胡麻鹽ともいへり。(貞丈記)(白鹽の部參看)

赤鹽 一名紅鹽又桃花鹽、形礬石の如く微紅色なり。紅毛人持來る(紅鹽參看)

紅鹽 恩州有鹽塲色如絳雪驗之即由煎時染成差可愛也(赤鹽參看)

青鹽 形色南逢砂の如く青黑色なり。又物類品隲に形色頗る南逢砂の如く青黑色なり。紅毛人持來るとあり

紫鹽 五原有紫鹽鹽色紫なり。

花鹽

白鹽を精製したるものをいふ。燒如小梅花形以供上饌泉州堺所造角鹽爲始(和漢三才圖繪)(印鹽參看)類聚名物考に曰く其形花英の如くなれば之を花鹽といふも同じ意なりと。

光明鹽

和名「ルシヤシホ」本と唐本草に出たり是即食鹽中の一種、顆塊明徹なるもの而已猶礬石中之明礬東璧、山産、水産の二種を分別す其說精に似て却て煩雜なり。蠻産上品大塊にして形方解石の如く色白うして光徹なること水精のごとし壬午客品中長崎紅毛通事吉雄幸左衛門具之又重訂本草綱目啓蒙に光明鹽(ハルシヤシホ)又名石味、蠻人持來るもの形方にして骸子の如く白色明徹水晶の如し故に名づく、とあり

陸鹽

海より採る鹽に對して山鹽などをいへり。

堅鹽

燒鹽のことなり。

石鹽、戎鹽、木鹽

和漢三方圖繪に、戎鹽生土中石鹽生干石木鹽生干樹蓬鹽生干草とあり又物類品隲に戎鹽は蠻國に産す故に胡鹽、羌鹽等の名あり凡

中華に産せずして蠻國より來る鹽は皆戎鹽なり然れども古方戎鹽と稱して薬用とするものは青、赤の二種のみ。

井鹽

井中の鹵を採り煎鍊したるもの。奥州伊北郡月輪庄に大鹽といふ里あり。茲に鹽井あり。汲みて鹽を燒く。其他山國所々にありと物に見たり。山鹽の溶けて生するものなれば山鹽ある附近に存在す。

又重訂本草綱目啓蒙に奥州伊北郡會津月輪庄大鹽村山上二十町許に長さ十餘町濶さ二町餘の池ありて潮の差引あり此水を汲み煎じて鹽となす云々西行法師の歌に

海土もなく海ならずしてみちのおくの山かつのくむ大鹽の里云々とあり

山鹽

岩鹽ともいふ鹽の固塊せるものにして純良の食鹽なり。粉碎して直に用うべし。

崖鹽

和漢三才圖繪に、生土崖之間狀如白礬亦名生鹽とあり。又物類品隲に一名生鹽、東璧、崖鹽を食鹽とし又光明鹽の一種とす今按するに其説

相戻れるに似て却て説得たり崖鹽は食鹽なり其中明瑩なるは光明鹽なり蠻産は紅毛人持來ると云ふ山崖の間に生すと其形白礬の如く黯色なり下野鹽谷郡鹽湯産は形枯礬のごとしとあり。

崖鹽は土崖に自生する鹽なり野州鹽谷郡鹽原鹽湯にあり枯礬形の如くにして崖上に生す又豆州及筑前にもありと(重訂本草綱目啓蒙)

泉鹽

下野日光山の地に栗山といふ温泉あり。此處の山に小洞ありて潮水なり焼かずして食用に供す。弘法大師の加持ありし處といふと諸國里人談に見わたり。

垂鹽

鹵地に海水を注ぎ日に曝す數次。霜を生ずるを待つて刮取海水を以て淋滲したるをいふと古書に見わたり。

礬鹽

鹽土を用ひて採る鹽なり海邊の沙地に堤を築き其内の地を平にならし置けば毎朝鹽つきて深霜の降るが如し之を砂と共に寄せ集めて竹簀の上におき海水を以て漉し煎て鹽とす勢州の津、筑前の福岡の鹽是なり云々(重訂本草綱目啓蒙)

戎鹽

一名小帝青、石鹽、滄骨、先登、倒行神骨、蠻船に積來るものに青紅二品あり共に自然のものなり、漢渡には紅色なし藥肆に售る青鹽は唯漢渡のみ故に紅はなし形方にして骸子の如く淡青色なり又黒色を帶ぶるものあり鹹味淡く夏月融化し易し紅毛人持來り食用とする紅鹽は淡紅色即北戸録の桃花鹽なり(同上)

繖子鹽

又名を水晶鹽、花鹽といふ垂鹽を入れたる空缸を夏月曝乾すれば其中に自然に結成す形傘の如くして四角なり外面にキザあり屋の形に似たり白色透明にして大さ四五分より一二寸に至る好事の士用ひて下酒(酒の肴)とす(同上)

鹵鹹

(シホノカママリ)一名青牛落、食鹽を多く積置たる下の土中に燒鹽の如き塊を生ず淡白色なり雨中には漸く融化して貯へ難し之れ苦汁の土中に入り凝りをなせるものなり云々豫州にて之を「シホカブテ」と云ひ燒て溫石に代へ用ふるものにして形色甚だ相似たれども別なり(同上)

鹽膽水

一名滴瀝、鹽漏、鹽滴瀝汁といふ「シホノニガリ」「シホノマレミヅ」「シ

ホノ小便「ニガシロ」なごいふ

鹽の「ニガリ」とは海水をやきて鹽となし多く積み置けば自然と其下に水滴るゝをトユを仕掛けて別の壺に入る其味苦く大毒あり始めしたゝる苦汁は其性強くして豆或は無患子の類を投げ入るゝに激して入らず豆腐を作るに此苦汁を少し入れてよする故豆腐に毒ありと大和本草にいへり本經逢原に凡蝕蠹、疹癬、及毒蟲子を生じ肉にいるもの之を塗れば即化すと云ふ(同上)

池 鹽

我邦にはなし。天工開物に、凡池鹽字内有二一出寧夏一出山西解池云々あり。

鹽川の鹽

東奥山中僻陬の地に鹽川といふ處あり。海に遠く鹽を得難し。弘法大師之を聞き之を助けんと谷川の真中に桶を据わさせけるに其日より桶の中へのみ海潮入りて他は鹽氣なし。此鹽水を煮て鹽を製したるが如しと或書に見わたり。

燒 鹽

天文年中紀州雜賀鹽を土壺に入れ燒きかへし諸國へ出すと或書に見わたり。(壺鹽參看)今は至る處にあり。米澤藩小野川村に燒鹽出でたること鷹山公遺蹟録にも見ゆ。

壺 鹽

盛小壺再燒成者天文年中泉州堺湊村藤太郎始焚出之と和漢三才圖繪に載せたり。(燒鹽參看)因曰藤太郎は猿丸太夫の末孫なりと堺鑑に見ゆ。獸等の形を作りたるもの。本邦の花鹽の類の如し。一名を大鹽といふと。

飴 鹽

飴を拌せて作りたるもの。王の膳羞に用ひたり。又重訂本草綱目啓蒙に肥前佐賀侯鍋島丹後守家臣、家穿新井地中得白色如水饴者嘗之味甚甜美土人云々自是一種物即飴鹽產於地中者正謂之也とあり。

或書に、異國有鹽數種曰海鹽曰鹹鹽曰井鹽曰池鹽曰崖鹽是皆食鹽也
黃帝之臣宿沙氏(第二章參照)初煮海水爲鹽云々
我邦有三種鹽盡爲海鹽曰入濱曰安計濱曰澤鹽 奈邊也幾 云々

差鹽、眞鹽 差鹽は苦汁垂れ場の下部に裝置したる壺中に垂れし苦汁を煮詰めの

際同時に釜中に移し結晶せしものにして品質劣等なり。眞鹽は苦汁を差さざるものにして品質最も良し。

外國鹽

を輸入し之を内地の需用に適する様加工したるものにして左の名あり。

素と天日鹽なれば煎熬鹽と異り結晶粗大色澤不良なるを常とす。

再製鹽 稀薄なる鹹水に外國鹽を混和し煎熬したるものにして又混和

再製鹽ともいふ。

洗滌鹽 一度粉碎或は洗滌等僅少の加工を施したるものなり。

本草綱目 到大鹽印鹽參看出邯鄲及河東池又曰大鹽即河東印鹽也人之

常食者形粗干食鹽

又鹽品甚多海鹽取海鹵煎鍊而成、井鹽取井鹵煎鍊而成、池鹽疏鹵池爲

畦隴而塹圍之引清水注入久則赤待夏秋南風大起則一夜結成謂之鹽南風

如南風不起則鹽失利云々

又曰海鹽井鹽鹹鹽三者出干人池鹽產鹽二者出干天

周禮曰鹽人掌鹽之政令祭祀供其苦鹽散鹽賓客供其形鹽王之膳羞供其飴

鹽苦鹽即顯鹽也出干池其鹽爲顯未鍊治其味鹹苦散鹽即末鹽出干海及井並煮鹹而成者其鹽皆散末也形鹽即印鹽或以鹽刻作虎形也或曰積鹵所結其形如虎也飴鹽以飴拌成者或曰生干戎地味甜而美也此外有崖鹽生干崖戎鹽生干土中傘子鹽生干井石鹽生干石木鹽生干樹蓬鹽生干草造化生物之妙誠難彈知也

第五章 鹽の功用

鹽は日常動植物の營養に缺くべからざることば言を俟たず。統計の示す處に據れば純食料用として内地人口一人當り毎年額約平均二十斤を要せりといふが如く種々の食料品製造に用ひて調味せざるもの殆なし。即漬物、醬油、味噌類の製造魚類の鹽藏に用ふるが如し。又工業上に使用する材料として大切なるものなれば世人鹽を呼んで工業の母なりといへり。藥品には鹽酸、鹽化アンモニア(礮砂)曹達、漂白劑(鹽素より成る)等其數少からず。硝子又は石鹼の製造原料として缺くべからず。革皮の製造保存或は陶器の面を滑にするに供し又原礦分柝に用ひらる。農家に於ては鹽水を以て撰種の用に充て害虫の驅除家畜の餌料偕は又肥料にも用ひらる冷蔵の氷をして一層冷からしむる爲に起冷劑として鹽を用ふることは彼のアイスクリーム製造に於て小兒も之を實驗せり。特に燒鹽及食卓鹽は食料調味の優等品にして調和鹽として食卓に上る昆布鹽、胡椒鹽、紫蘇鹽等もあり、其他直

接間接に鹽を用ふるもの枚擧に違あらず。

近來科學の進歩に伴ひ携帶用醬油とて固形の醬油あり。又苦汁は豆腐の製造に用ひて其結締を固からしむ。輓近之より炭酸マグネシウム、舍利鹽等を製し更に齒磨粉を製せらる鹽の功用右の如く其貴重なること夫れ斯の如し然るに鹽は空氣と共に貴重なるに拘はらず二者常に至る處に存在す。鹽の少き處は木或は竹を燒きて鹽を採れりといふが如く(第四章參照)萬有皆之を含有するなり。地球表面積の四分の三は海水にして而も其百分の三は鹽なり。微細に分柝せば淡水も亦幾分の鹽分を含み氛圍氣も之を有す。動物の血液は鹽分を含めること知り易し。地中に礦層となりて岩鹽の存在あり。而も列國殆ど之を有す。或曰、海水は素より今日の如く鹹からざりしが地中の鹽分溶解して歲と共に海中に入り又人畜の排泄物も流れて之に加はり遂に今日の如く濃厚となれり。而て猶更に濃厚を加へつゝあるなりと。人生の必需品にして而も得易きこと斯の如きは天佑にして空氣と共に他の之に比すべきものなからん。

第六章 鹽 制

鹽に關する制度は神代の昔よりありしが如し。然れども其内容、法規に至りては詳に知ることを得ざるを憾む。本編第一章食鹽の起原に於て述べしが如く天照皇大神の御代に事勝國勝長狹尊鹽燒の頭に任すとあり、天孫瓊々杵尊の御代に醬油を造り山鹽を採り鹽を燒くとあり火々出見尊の御代に山鹽を採るといひしが如く神代にも採鹽のことあれば又之を司る神もありしは想像せらるべし。尙本編の第一章に就て考ふれば人皇の初めより代々に鹽司を置かれしも亦考へ合はざる。賦役令に鹽三斗と記せるを見れば大寶より奈良朝を通じて朝貢三斗を課せられしことを推考し得るなり。

降つて武門政治に移り源賴朝兵馬の權を握り封建割據の基を開くや各藩にして領土の海に面するものは領土の富殖或は軍事上の見地より力めて之を保護獎勵したり。製鹽の拂下に付ては專賣類似の法を用ひ或は課税の途を採る等其軌一なら

ざりしが如し。足利時代に鹽魚類に課したる雜種税に鹽和物役シホワモノヤクと云へるものあり又單に相物とも稱し鹽漬にしたる魚類税を云ふ。監吏を武士に採用し取扱向を政所庄屋鹽役人に命する等時により藩によりて異なれり。製鹽を盡く收容して更に拂下げしあり、一部を鹽庫に貯藏して緩急に備へ又は他藩に販賣を禁じ又他藩より買入れざらしむる等各藩夫々の取締を行へり。特に或藩に於ては拂下の時期を一定し且其手續の嚴密なるものあり、鹹水の検査は素より製鹽數量の限定を行ひし藩もありしといふ。

又藩によりては貸米を行ひ資金を貸付け燃料を給し藩費を以て堤防の修理をなせる所もありき。中には採鹽より拂下に至るまで今日の專賣法に類する法規を設けたる所もありしが如し。

江戸時代には鹽濱に年貢を課したり。之を鹽濱運上といへり、濱によりて之上中下に分ち濱の善惡製造の分量等によりて其規諸國各異なれり。

徳島藩にありては、馬居大谷等初めて鹽租十五貫文を献じたるとき藩主家政歡喜し之を床上に置きて跪坐せしか、侍臣皆竊に嘲笑す、家政顧みて曰く、汝等予を以

て貧吝錢貨を喜ぶとなす勿れ、曩に開ける鹽田は他日以て我國を富ましむるに足ると云々。

藩制鹽租より生ずる貯蓄金を重寶金と云ひ之を軍備に充てたり。(第二編第二章 撫養鹽田の部参照)

如斯推移し來りしが十州地方に於ては明和(凡一六五)の頃より防州の人田中藤六の主唱により防長鹽田同盟の事あり、延いて十州に及びたり。(第二編第二章 参照) 千葉縣行徳又業得鹽田に幕府の食鹽政略上より之に對し非常なる保護ありしを以て武士の帶刀を棄て斯業に従ひたるものありたりと云ふ。

明治維新に至りて世事改變に際して鹽制歸一する處なく寧ろ弛廢に傾きしが順次税法の如き均一の法を設けて區々を避くる必要に迫られ明治六年地租改正の議起り翌七年改正條例を發布せられ鹽田も亦其の適用を受くるに至り地租は地價の百分の三なりしが明治十年に至りて百分の二・五に改定公布ありたり、其後數回條例の改正ありて今日に至る。

維新後鹽業次第に衰頽し明治十七八年の頃は鹽價益々下落し當業者の困憊を見

しが政府も鑑みる處あり、明治十六年に鹽田諮問會を開き或は共進會、博覽會等の方法によりて獎勵發達を講じたり。

明治十八年に至り農商務省令を以て三八法(第二編第二章 三田尻地方鹽田の部にあり)を發布したるも終に統一的に行はれざりし。

其後十州鹽田組合を設け或は鹽業試驗場、鹽業調査所を設け鹽業の發達に資する等大に力むる所ありたり。

明治三十七年日露戰役に際し政府は非常特別税を設け鹽には消費税を課せんとして豫算の否決に會ひ、次で鹽專賣法案を建て明治三十七年十二月第二十一議會に提出せり。部分の修正を加へて可決せられ續て貴族院に廻はり同年十二月二十七日衆議院修正通り可決裁可を奏請せられたり。斯くて明治三十八年一月一日鹽專賣法の公布ありて今日に至る。

鹽の輸入及び之に關する關稅等に就ては茲に之を省略す且各藩に於ける鹽制は次編(第二編第二章)鹽田小史に記することゝせり。

第七章 鹽と人事・神事

鹽は太古より如何に貴重せられたるかは想像の外にあり。人事に關して之を取扱はれしのみならず神事に用ひて常に缺くべからざるものとせり。時に之を凶事に用ひしこともあれど多く吉事に用ひられたり。今左に例擧すれば

- 古代より鹽は最も潔白なるものとし神前に供へ不淨を清め吉事には之を缺かざりし、聖書中に神に供するには必ず鹽を以てすとあり。
- 未開の國に於ては鹽を得ること容易ならず。従つて之を貴重すること甚しく倉庫に愛藏し時としては貨幣として使用せられしことありといふ。
- 亞弗利加の土人の子は食鹽の小片を嗜むこと文明國の子女の砂糖に於けるが如しと云へり。
- 昔亞刺比亞國にて鹽を得んがために人を典質としたる奇談ありといふ。
- 支那に宿沙氏を鹽の神として祭禮す(第二章參照)

○ 我邦鹽竈明神を祭る(第一章參照)

○ 寛平年間(凡一〇四〇)河原左大臣源融陸前千賀の鹽竈(今陸前宮城郡)の製鹽の趣きを賞し其風景を都に模し移し小さな鹽濱を造り毎月浪速の浦(今の大阪)の潮を二十斛(石)づゝ運搬せしめ河原院にて鹽を焼かしめたり。今も謠曲に歌ひて昔を偲ぶべく鹽濱の名は之より始まれりといふ。其邊を鹽釜町と稱せりとぞ。(第一章參照)

○ 我國戰國の時、北條、今川の兩雄相謀りて甲斐の武田信玄を鹽攻めとせんとせしことあり。越後上杉謙信我敵將たれども武田が苦境に陥るを同情し鹽を送れりと云ふ。此鹽攻の鹽は業得の鹽なりしなり。

○ 又或書に永録年間戰亂の爲に久しく輸入絶わたりし食鹽の、上杉謙信の義侠により越後より輸送を受けたる長野縣松本にては當時市辻泥町にて其鹽市を立てたるを始めにて今も本町、中町、伊勢町の街頭に各假造りの市神の社殿を建て町の子供等小さき紙包の鹽を呼賣するといふ。此市往昔より非常に盛なりしが何時の代よりか飴を賣ることゝなれり。今其の由を知り難し。當

今は飴市又は初市と云ひて正月十日夜より十一日に至りて行へり。露店にて賣れる市飴を入れたる袋は鹽吹の形をなすと云ふ。

○ 甲斐國誌に 本州には海鹽なく皆駿州より取り又信州諏訪郡伊奈、松本へも送れり。昔時は險を涉り荷駄して運び中道姥口に關鹽相物諸役免許の御朱印を賜はりし類なり。慶長中富士川通船始りて民今に至るまで其の利を蒙る云々とあり。

○ 古事記に、春山の霞壯夫カスミヲトコが其の兄秋山シタビの下水壯夫を恨みて但馬の出石川の石を取り鹽に合へて詛トコヒせしことあり。亦神代に鹽のありし證ともなる

○ 古語拾遺に云ふ。大地主神營田之日以牛肉食田人于時御歲神之子至於其田唾饗而還以狀告父御歲神發怒以蝗放其田苗葉忽枯損云々、宜以牛肉置溝口云々、吳桃葉及鹽班置其畦云々とあり。即ち被ひ清むるに種々の植物の葉と鹽とを以てしたれば稻實りたりとなり。

○ 貞丈雜記に食物の搔敷カイに篠の葉を用ふることは忌むことなり。切腹する人に酒吞まする時は昆布の菜と鹽とを肴にする其搔敷は篠の葉なり。去れば昆

布の菜も鹽も常は肴にせず、篠の葉搔敷にするは忌む也。云々

○ 北條九代記に、青砥左衛門尉藤綱數十ヶ所の所領を知行しければ財實は豊なりけれども衣裳には細布直垂に布の大口朝夕の饌部には乾きたる魚に燒鹽より外はなし云々、質素自ら奉ずる以て範とすべきか。

○ 奈良朝時代に於ける駿河の税帳に食器に付左の記事あり。

陶碗百合、陶片碗百口、羹坏百口、鹽坏百口とあり。食器に鹽坏の數他の食器と同數なるを見れば鹽も各個に現物を用ひ配膳したることを知るを得。想ふに今日の洋食に食卓鹽を用ふると同じかりしか。

○ 寧樂朝時代の和歌に「堅鹽を取りつゞしろひ」云々と詠めるあり。之即其昔より質素のもの或は下層のものは堅き鹽の塊を打ち缺きて殺したることを知らる。

○ 羅馬の人は食卓上に鹽を覆すを以て凶事の來るべき前兆とし今日尙之を憂ふる習慣あり。

○ 希臘羅馬の民は人に鹽を供するを以て友誼を表すと思考せり。之と同じく

鹽を分配して友愛を表し同盟を固むとせしことあり。麩麩に鹽を加へて互に食し同盟締結の證としたりと云ふ。

○ 産兒を鹽を以て摩擦すれば皮膚を強くすと云へり。

○ 賢人又は敏捷なる人を多量の鹽ありと云ひ愚人又は鈍物を評して鹽に乏しき人なりと形容す。

○ 世の辛酸を嘗め世渡りの經驗が積むことを古くは鹽が浸むと云ひたり。(今は鹽が浸みしかそれはそれは大人しうなつた)など云へり。子女を他人の家に託して世間を見しむるを鹽踏ともいへり。

○ 埃及人は死体を保留する習慣あり之に鹽を用ひたり。

○ 鹽斷とて神佛に祈願を掛け一切鹽氣を食せぬことあり。

○ 古へ拷問の一種に炒りたる鹽にて体を熱し責むるものあり。之を鹽炒責といへり。

○ 周相周公鹽人の制を定め神人の供物帝室の御料並に朝廷に參内する國寶及皇族に下賜せんがため鹽を供給せしめたり。

○ 鹽燒の汐汲、汲水は女の業としてこれ汲むなり同じ海邊のものなれば魚とる海人になぞらへて汐汲海人とも云へり、汐は海にて汲み薪は山にもとめて之をやく故薪とる老夫を鹽木の翁とも云へり誠に鹽燒く有様見るに苦しき業なり、人家はなれたる海邊にて燒きぬれば朝夕にのぼる煙の風に從ひて様々の風情をなすは又くらべ見んものなき故鹽屋の烟とて之を愛し歌人も之を愛で和歌にも詠するぞかし(人倫訓蒙圖彙)

○ 潮水を汲む人を潮汲みと呼ぶ。謠曲松風にあるを翻案して長唄、常盤津掛合にて舞蹈にしたり、今尙謠曲松風と共に世人の心を引けり。

○ 沙石集に鹽賣のことあり。

伊豆の山に中比學生ありけり。弟子も下人も他行の時鹽賣一人來りて鹽や召し候へといふ坊主誠に鹽は大切な物也。熊野の道にも百味と名づけて萬のものゝ氣味は鹽にこそあれとて買はんと云ふ、一俵か直物を問ふに唯御計ひ候てこそ召し候はめと云ふ上品の絹一匹に賣りてんやと云へば仔細に及び候はずと悦びて歸り去りぬ。弟子下人歸りたるにアキナヒこそしたれ、しかじ

かど云ふ。かばかりのこと候はず鹽賣に狂惑せられ給へり。上品一匹にては鹽俵十ばかりも買ふべく候にといふ時さては安からぬことなりとカシラをか

○ 鹽もて物を淨む(倭訓栞)

汚穢をさくるに鹽水を打つは潮のミソギの意なり。伊弉諾尊の橋の櫓か原の祓除に起れり。大神宮に參るに第二の鳥居の下に鹽湯を用ひて大祓すること延喜式に見ゆ。

○ 古來伊勢神宮淨めの御鹽は伊勢御鹽濱にて製したるものにて二見ヶ浦御鹽殿にあり御即位等の大典にも之を用ふ此時は豫め平時よりは多量に作り堅鹽として御殿に藏めらる。

○ 故欲濯除其穢惡乃往見栗門及速吸名門然此二門潮太急故還向於橋之小門而拂濯也云々(日本書紀伊弉諾尊祓除の條)

速吸、橋の小門の二門も亦撫養の海なりとの説ありいかゞ、伊弉諾尊の櫓原の禊祓に海水に浴して汚穢を洗滌し給へるにて禊祓の史上に見わたる初め

とす、今俗間に鹽花をふりて穢を祓ふこと之に基くなり、鹽水の殺菌力あるは科學の教ふるところ蓋禊の祓には汚穢を拂ふと罪障を拂ふとの二種あり云々(大日本歴史集成)

○ 手鹽皿とて今の世食膳に香の物などを盛る小皿あり。古へは小さき皿に少しの鹽を入れて食物の不淨を拂ふに供へたることあり。之を手鹽皿と云へるなり。

○ 十八史略西晋武帝紀に、帝初即位嘗焚雉頭裘於太極殿前以示儉既而侈縱後宮數千常乘羊車宮人插竹葉于門洒鹽以待之羊車即留酣宴。

○ 味噌又は未醬は鹽を有用に使ひ人の嗜好と營養とに適するもの官女之を無志といへる由上臈名の記に見たり、ミム、五音の通ひなり(貞丈記)

漿油(俗に醬油)は近世まで垂味噌を用ひたりといへり。本草綱目に、醬は將なりよく食物の毒を制すること將の暴惡を平ぐるが如き也、古聖人醬を得ざれば食はずとあり。又醬油は古になし。京都將軍家の庖丁人大草家の書の趣に之を用ふること見えず皆垂味噌を用ふる也(貞丈雜記)

○ 鹽のことを昔禁中の女房はオイタミと云ひ燒鹽をヤキオイタと呼べりと物に見えたり。

○ 古き昔は鹽梅を以て調理の味加減をつけたりと、物の加減を得るを鹽梅といふならん。

○ 古は鹽を尊び之を人名に用ひたるは第一章にも掲げたり。日本書記に孝徳帝の御代皇太子の妃を蘇我の造媛と云ひしが其父罪ありて物部の二田造鹽に斬られしかば鹽の名を稱ふることを忌みて改めて堅鹽といへりと、堅鹽は燒鹽の意なり。

○ 鹽煙、鹽風、鹽屋杯は歌詞に多く用ひられたる人の知るところなれども、鹽屋を自惚、自慢などの隱語に用ひたる由は文化、文政頃のものに見えたり此頃江戸深川に心狂ひたる鹽賣ありて大石良雄を我子なりといひ、諸侯の中某は我伯父なりといひ、後は高貴の姫君をそゝのかし自殺するに至りしより起ると云へり。

○ 鹽を煎り布にて包み温石に代へ局部を温むるに用ふ之を鹽温石と云ひ料理

の人の俎の上にて庖丁をもて鳥を撫づるを鹽分といふ。

鹽專賣法
實施前

第二編 鹽專賣法實施前

第一章 上古より明治維新に至る回送

上古より
明治維新
に至る回
送

我邦上古より明治維新に至る食鹽の回送供給に關係して之を研究せんとせば食鹽の起原は何れの時にありしか、製鹽法の發達は如何、且之が需給の経路等を考究するを順序なりとす。即本書第一編に於て劈頭に食鹽略史を掲載したる所以なり。之によりて食鹽の起原は神代に在りしは疑ふべからず。且其量は自給自足に止まり其製造は頗る不完全極まるに創りしと雖次第に其量も多きを加へ自ら剩餘

を生ずるに至れり。食鹽を得難き地域には已に其時より之が供給を開始し彼我有無相通せしを知ることを得。乃ち之を知らんと欲せば先上古人類の生活状態を知るを要し依りて以て物々交換より尙一步を進めて幼稚なる商業の變遷進歩の蹟を見、併せて海陸の交通之が機關の發達に伴へる歴史あるを知らざる可からず。今項を分ちてこれを略述せん。

▼上古人類生活の一斑

何れの邦を問はず上古の事は茫漠として得て稽ふべからず。況や事の史蹟以前に係るに於てをや。想ふに只上古にありては民無爲にして、事少く而も平易簡單にして足りしなり。又上古は民寡く而も國土の廣袤今日と大同小異なれば彼等が散在居住せし地域は各所に點在し其間相當の距離ありしは當然なり。如斯なれば所在自ら風土異り氣候亦同じからず。而して彼等日常需用の資料は殆んど天然自生の物なりしを以て從て其間物資相同じからざるもの多かりしなり。

或經濟學者は經濟的人類發達の時を (一) 漁業時代 (二) 牧畜時代 (三) 農業時代 (四) 農工時代 (五) 農工商時代の五段に分てり。而して上古は漸く前記の(一)(二)の範

上古人類生活の一斑

圍を脱せざるべく全く自給自足、斯くして以て年所を経たりしならんも元來人類は或一所に定住し徒に孤立の生活を營むを好むものにあらざるを以て必ず自然に他と交通し生計上果又娛樂上屢々他と交通交易を始め有無茲に相通せしは必然の結果なり。然りと雖之全く物々交換にして貨幣の如きは之なかりしなり。史を按ずるに素盞鳴尊、韓郷の島に金銀あり、若我が兒をして御する國たらしめば浮寶(船)なくして佳ならんやと宣給ひ、其後仲哀帝熊襲を討じ給へるときに神託に新羅國は金銀彩色多しと宣給ひしを見ても當時貨幣と名づくべきものなく只狩獵時代には皮、牧畜時代には家畜、尙進んでも農産物を以てせしに過ぎざりし。換言せば衣食住の所要物資は其土の宜しきに從ひ所在天産の料を互に交易したるなり。之れ所謂自然經濟にして普通賣買取引に對し世之を物々交換と呼べり。物々交換の最古き歴史は太古にあり。火照命、其弟火遠理命(又名天津日高日子穗々出見命)と互に山海の幸を易へたるに生まれり。彼の商賈の祭神たる惠比須神は此の火遠理命なりといふ。

食鹽は人類生活上必須の要品たるは論なし。故を以て容易に採鹽し得る地域に

は自給の餘裕を以て交易の料としたるべし。然れども採鹽法に至りては今之を審にせざるも凡人類は洋の東西を問はず未開蠻族も皆發火の法を知らざるなきは歴史の證憑する處なり。又之れを知るを以て人類たる一特徴なりとは人類學者の一致せる學說なれば我邦の上古に於ても人類の在る處已に發火の法ありしを知るべし。今猶伊勢神宮、出雲大社の神事に檜火の木を摩擦して發火せしめ之を燈火に用ふるは太古の古式に遵へるなり。日本武尊の燧を鑽りて火を發し野を燒きて賊を逆へ討ちし如きは遙の後代に屬す。或は海水を煮て食鹽を製し生食も亦漸く火食に移り來りしも太古にありしこと想像に難からず。又食鹽を交換材料としたりしも此の時期に在りしなり。

上古の商業

▼上古の商業

元來人類の發達並に文化の進歩は自然に發する人類の欲求より起るものにして其發達進歩の度を加ふるに従ひ理想的欲求の不足を感じ不滿を覺わ畢竟不平と變じ茲に進んで此の欲求を満たさんことを望み或は強て此の目的を達せんとするなり。即ち物質的不滿に始まり自給自足に安んぜし簡單低級の域を脱し遂に外界に

て自己欲望を満足せしむべき何物かの存在を覺知し従ふて之を獲得せんと企圖するは當然の經路ならざるべからず。商業之より胚胎し交換之より始まる。此交易にして自家の用便を目的とせず専ら利益を得るに在る時は之を商と云ふも此欲望を飽充し満足せんとする義これら商(飽充)を行ふを商(アキ)又商(アキ)と云ふなり。

又商ふには必然の結果として衆人の群集を要し従て市をなす。彼の應仁帝の朝に始めて之あり。之を大和の輕市とす。其後市を立てし所甚だ多し。此の市により一定の場所に於て商ひ有無交換の其半を達したりと雖欲望は不斷其度を増すものなれば進んで之が充足を希ひ遙の遠きに至り商賣をなすに至れり。之現今の行商にして早くより史上に散見す。即雄略帝の時播磨の文石アキの小麿暴虐にして商客の物品を奪ひたりと云ひ欽明帝の朝山背國深草人秦ハタノオホツチ太津父、伊勢に商ひ其歸途狼の鬪へるを見之を救へり云々と云へる如く共に遠く行商したることを證するものなり。

右の如く商業は近きより遠きに及びしも全く財と財との交換即ち物々交換にして獸皮家畜農産物を貨幣と等しく流用したり。元來物々交換には交換者間相互の

欲求相投合せざるごとあり。若し投合することありとするも其所求分量に於て相一致せざるものあり。或は自己提出の財貨にして之が分割の必要あるとき若之を分割せんか。直に其價值を損する等の不便常に相伴ふあるを免れず。然るに世情は日に簡單を去り繁雜に赴くを以て斯る不便を避けんことに力め終に相互共通の貨幣として常に不動の價值を有する財と他の財との交易を要求するに至る。採礦冶金の術開けし後は貨として鉛錫、鐵、銅、尙進んでは金銀を用ふるに至れるなり。神功皇后以來韓土及び支那より金銀を貢せしことありと雖主として佛像、佛具、其他の裝飾に用ふるに止りしが天武帝の時對馬より銀を貢じたりと云ひ尙湖りて顯宗帝の時に銀貨のありしことは當時の歴史に歲比に讓り、穀一斛の價銀錢一文なりし等のことによりて知らる。

更に商業の起源につきて左の如き説あり。

一、生産者が餘暇の副業として營みたるに起る。

二、宗教上商業階級を定めたるに起る。

三、封建時代の諸侯にして奴僕等に之を營ましめたるに起る。

四、運送業者にして傍ら需給を調節する爲漸次商人階級となり終には反て運送を

副業とし主客相轉せしに起る。

其のいづれたるに係はらず商業と運送とは相伴隨して行はれたるは明かにして上古に於ける鹽魚、食鹽等の交換、賣買、運送も亦共に早くより行はれたり。

租庸調につきて考ふるに天照皇大神天下を一統し給ひて新宮を營み茲に新嘗の典を擧げさせ給ひ又神武帝靈時を鳥見の山に建て天地神祇を祭らせ給ひて以來歴代祭祀を怠らせ給はず、之が用度は民之を供し奉るは即其道にして常に民の力作して獲たるものを納め奉れり。田地より得たるは之を田力(マチカラ)と稱し御給奉れるにより邦音これをミツギ、貢、御調、等とはいふなり。又往時貨幣經濟の發達せざる時に於て現物を納付したるは勿論なるも猶明治初年迄之を因襲したるものあり。即所謂物納税にして賦役令にも調鹽三斗と記せるを見れば大寶より奈良朝を通じて食鹽の調貢ありしを知る。

此等租庸調、其他貨物の運脚は順次其數を増加し奈良朝時代に於ては一國其數百を以て數ふるに至り馱馬は凡其三分の一なりしが如し。斯る倔強の擔夫或は馬

子の事を畢へて歸闈するや徒に空肩ならざるべかりしは想像し得るなり。乃ち何物か所要の物資を齎し歸りしは勿論にして海に遠き國にては食鹽なども運送したりしならん。

又更に想ふべし、毎年進貢のため數百の運夫にして文化隆昌の帝京に往還せし結果は精神的、物質的兩方面より文化普及に貢献したること大なるは明かにして又一面多數貧民を使用したるため社會救済の一助たりし價值は之を認めざるを得ざるなり。

交通の變遷

▼交通の變遷

古代に於ける食鹽の供給又は廻送については特に専門的に取扱ひたる事蹟なければ直接に之を知り難し。只我邦交通の歴史を搜索し之より其一般を窺ひ知るべきのみ。乃ち茲に交通の小史を略述せん。

既に述べたるが如く交通は文化を招來し又文化は交通を要望し互に進歩を促進するものなり。一所に定住し或は孤立を好まざる人類の常として必ず他と交通し有無相通じ生活上果又娛樂上遙に旅行を試みるべきは當然の事に屬す。從て交通

は古代より行はれたることは既に云へるが如しと雖も野蠻未開の世素より交通の用具なく道路も亦極めて不完全なりしは言を俟たず。然れども當時の蠻人は身体強健にして意志亦鞏固なれば痛苦素より之を辭せず。危險奚ぞ之を厭はん榛莽を開き荆棘を分つは彼等の常態にして猛獸毒蛇の難必すしも畏れざりしなり。如斯して彼等の交通したりし範圍は今人の想像も及ばざるものあり。東部石器時代のアイヌ人の其の遺蹟を西部地方に發見するが如きは正にこれを證するものなり。山國の民海邊の物資を得て回送するが如きは容易にして食鹽の如き亦其一たりし也。

古史に太古未開と雖陸に道敷ミチシキの神ありて道路の事を掌り海に速秋津日命ありて諸津を掌るとあり。海陸運送の機關には天磐船、埴土舟、天羅摩船アマノカミシフネ、諸手船、又天羽車、等あり。幼稚なれども其法已に備れり。

太祖天下を一統し給ひし後歷朝力を道路の開發に用ひ給ひ諸道に道守氏あり、渡濟には度守氏あり。共に運送の事を管轄して租調人馬の貢獻を完うしその往來更に滯る處なかりき。然れども上古に於ては陸路よりむしろ海路の方盛なりしが

如し。即ち神代に於て諸神の海外特に朝鮮に往復せしことも古史に徴すべく且神武帝東征にも主として海路により給ひし等、當時に於て遠距離の地に行かんには多く海路を採りし也。

海運の航路には近畿に河内の日肩津あり。茅渟の水門あり。難波の濟あり。務古の水門あり。西海航路には播州の鹿の子水門、吉備の穴濟、安藝の渟田水門、周芳の佐婆津、穴門に豊津浦、又向津あり。豊後に宮浦、筑紫に崗水門あり、薩摩に竹島水門ありしなり。又東海蝦夷の航路には、下總の葦浦、玉浦、常陸の行方津、竹水門あり。或は南海航路には紀伊の徳勒津ありしが如く舟楫の利正に備はりしことを知る。

然りと雖、神武帝鴻業大になりし當時は人民安堵したるため敢て波濤を犯し遠征渡海の念漸く弛み海路の交通稍衰へしが如きも綏靖帝の時始めて山陽道を開通し、孝元帝の朝に東海、南海、兩道を通じ、更に崇神帝の代始めて四道將軍を設け、北陸、東海、西海、丹波の四道茲に相通するに至る。景行帝に至り東海諸國益々平定し皇威大に全邦に振ひ國內次第に相通するに至れるが如きも猶西海に密

にして東海に稍粗なるを免がれざりし。

孝徳帝大化の新政を布き給ひ唐制に倣ひ馱馬、傳馬を置きて更に陸運の便を圖りたれば、驛、馱馬、傳馬、水驛、津驛、關に關する交通の制度整頓したりしも惜むらくは朝綱の弛むと共に政、宜しきを失ひ山賊所々に出沒するに至り海陸の交通困難を見るに至れり。

文武帝の朝、驛傳の費用は官費を以てし書信の途をも開き或は又旅客に便し粟米輸送の不便を除き、更に岐蘇路、陸奥、出羽の開通を成就して通行の便一段を加へたり。其後高僧行基なるもの驛路漕運のことに盡力し一國經濟に一進歩を印してより爾後僧侶の該事に力を用ふるもの續出するに至る。

桓武帝の朝廷暦の頃、備前味野より壺を調庸として奉りし記事あり。海陸何れによりしか詳にせざるも壺の回送は斯くの如く諸方よりありしものなり。

其後歷朝驛戶の艱苦を慰み田租を免じ脚夫の辛慘を察して路次の糧藥を給し或は驛路に草木を植む(今の街路樹)河川の舟楫、浮橋を設けて諸國貢調の役夫を撫養する等大いに力められたるも平安朝以後再び亂れて此事稍衰頽せり。甲斐國史に

本州には海鹽なく皆駿州より取り又信州諏訪郡伊那、松本へも送れり。昔時險を越む荷駄を以て之を運び中途狭口にて關鹽相物諸役免許の御朱印を賜はりし類なり。慶長中富士川の通航始りて民今に至るまで其利を蒙る云々とあり。

平清盛攝州輪田碕の地勢峻惡從て漕運頗る困難なるを以て公私の航海常に危険多かりしを患ひ一島を築きて此の難を除かんとせしも工事容易ならず久しきに亘りて竣工せざりしかば石寫の一切經を海に沈め畿内は素より山陽、南海の人を徵發して之が成功を見れば行旅の憂患爲に免れ人皆之を便とせり。名付けて經島といふ。

鎌倉時代に及び各種の職司を置きて途中の警衛を嚴にしたる等により一層安全なるを得たり。然るに其後鎌倉幕府の衰ふるに至りて各國の大名小名己が領土の山川又は要害に關所を設け通行に課税する等により不便を感ずること少からざりしが室町時代の始め一切之を嚴禁したるにより漸く利便を得たるも其間久しからずして室町の威次第に微かなるに至れり。加之應仁以來群雄の割據を來し從て其國の防備を專としたれば外人の交通殆ど杜絶の傾きを生じたりしを織田信長意を

交通に注ぎ海陸の便を計り挽回に力め其の基を堅くしたる後を受け豊臣氏に至りて一層之が堅實を見るに至れり。

舊記に據れば豊臣氏の世御用鹽として讃州小豆島の鹽を用ひたり。然れば此時已に大阪に之が鹽問屋を設け盛に回送したるものなり。

其後徳川氏天下を一統したりと雖封建の常として諸侯領地を私有し其の欲する處に従ふものなれば交通の制度之を統一すること能はざるのみならず幕府に於ても一方民衆の便を圖りつゝ他方政策として所々に關所を設くる等のことあり。防備の必要に迫られ寧ろ阻害を看過する有様なりしを以て其不便猶少からざりし。然りと雖之を上代の交通状態に比ぶれば進歩したるものなり。

更に海運に就て考ふるに南北朝以來海運事業の發達は盛なりしものにして海賊となりて我が沿海は勿論支那朝鮮の海岸を侵し江戸時代となりては南洋の交通もありしが如く冒險事業行はれ航海の術も次第に發展し、織田豊臣時代に於ける進取的氣象の養成あり。降て伊達政宗の支倉六右衛門を羅馬に派遣するあり。又海外との交易も次第に行はれ海路の交通著しく進みたりしが徳川幕府、基督教嚴禁

の結果一大頓挫を醸し、以來和蘭人、支那人の長崎貿易に従事するに止まるに至りしも當時江戸は全國の首府にして百貨集散の中心なれば従て海陸の運送日々盛大なるを見、かつて大阪に集りし船は却て江戸灣の湊口に至れり。鎖國に於て蹉跌したる海運は於之國內沿海に擡頭せしなり。

又奥羽二州は東北の邊境にして、而も土地廣く産物從て多し。特に米穀の如きは常に夥多の過剩あり。之を江戸に回送せんとせば奥州を發したる船舶は下總に來り利根川を遡り關宿へ行き更に江戸川を下りて江戸に着くを常とし出羽出帆のものは北海を廻りて越前敦賀に至り之より七十里の陸路を運搬し再び琵琶湖に浮び大津に着し三度陸路による等の不便を忍ばざるべからず。幕府之を患ひ四代家綱の時彼の智者河村瑞賢によりて一は福島より阿武隈川を下り常陸下總の海岸に沿ふて安房を經、相州三崎より江戸に入るの航路を採り、一は出羽より北陸山陰の沿岸を經て下關瀬戸内海大阪遠州灘を經る航路によることとなりたり。傳へ云ふ瀬戸内海廻りの船は歸路寄港地にて食鹽を需め還りたりと。又往々海難を蒙りしより讚州象頭山に鎮坐せる金比羅宮に祈願し屢々其の難を免れたれば奥州の地

同宮を崇敬すること日々厚く今に至るもこの參拜絶ゆることなし。

又元和五年の頃より紀州富田浦より二百五十石積の廻船により江戸に貨物を輸送したり。之れ有名なる菱垣廻船(船の舷に菱形の竹垣を造り荷物の海没を防ぐよりこの名あり)の創始にして江戸時代の海運上大に注意すべきものなりとす。其後大阪に於て回船問屋の起るあり。之と競争して樽廻船の出現を見たりしが其後菱垣番船、樽廻番船とて定期航海をなすに至れり。

汽船にありては長崎の一商人入來屋重平なるもの米船一隻を買入れたるを始めとし維新後三菱、岩崎等海運業に盡力するものありて遂に天下に普及し今日の盛大を來せり。

徳川の末期に至り慶喜、政權を奉還してより朝廷其の廢政を繼承し之が積弊を除かんことに力めたり。明治三年新に驛法を定め通運會社の設立を獎勵し翌四年京濱鐵路の落成を始めとし遂に全國に開通するに至れり。更に明治五年陸運會社の規則を發布し吏員をして廣く之が趣旨を説諭せしめ且先づ東海道各驛には陸運會社の設立を認め公私萬般の貨物輸送茲に至り大に利便なるを得しか。後之を擴

張して京都、名古屋外十五縣に及びて遂に全國に普きを得たり。明治八年二月陸運會社を内國運送會社と改稱したり。汽船の開航、郵便、電信の設置等陸續相興りて茲に運輸の隆盛を見るに至り百貨の運搬食鹽の回送供給も其の自由なるを得しは畢竟明治聖世の賜に外ならず。

製鹽の發達

▼製鹽の發達

製鹽の發達變遷の蹟は第一編第二章に於て記せるが如く海水又は陸上鹽池の鹽水を直ちに使用したるか、或は之を煮て粗鹽を製したるか何れにしても共に苦汁を除去する等の事はなかりしなり。或は鹽尻とて海砂に潮水を注ぎ之を日に曝し鹽の多く附着したる時潮水にて洗滌し濃水を得て之を煎熬したるもあり。藻鹽草とて海草を燒きて採鹽したるもあり。皆歌人詠歌の材料として今尙之を唱ふ。或は又鹿兒島縣大島地方に行はれしが如く海濱一定の場所を撰定せず隨時隨所にて簡易なる器械即アシツ釜とて竹を組合せ鍋の形とし之が周圍に粘土を塗り固めたるものゝ中に海水を入れ煎熬して食鹽を製したるものあり。右等の食鹽は凡て苦汁の多きものにして焚きたる鹽は堅きものなりしならん。万葉集、奈良朝の歌に

「さむくしあれば片鹽をとりつゝしろひ」など云へるは此の時以前より此堅き鹽（キマシ）又は片鹽を少しづゝ食し殺したるなるべし。其後鹽田を築き今日の如き製鹽の創始ありたり。即ち人口の増加と社會の發展とに伴ひ相關聯して製鹽法も順次進歩し且鹽田の面積も増加したり。乃ち製鹽を專業としたるものは勿論農業漁業の傍ら製鹽を副業としたるもの全國に亘りて次第に其數多し。然れども其多くは産額寡少にして漸く自家又は附近地方の需要を充たすに過ぎざれば從て回送に關して特記すべきものなし。若し夫れ瀬戸内海に屬する主要産鹽十州地方播、三備藝、防、長、阿、讃、豫の製鹽回送を以て之を補給すること微つせば到底供給を完うすること能はず。乃ち十州は製鹽主要地にして又食鹽回送の起源地なり。之を以て食鹽の回送史は殆ど全く十州食鹽回送之が代表をなせりと謂ふも敢て誣言にあらずと信ず。故に本書に於て右十州の回送を叙述し他は暫く之を省略す。讀者乞ふ之を諒とせられんことを。

鹽田の創始は素より古し。從て此等製鹽を地方或は附近地方に供給するには小にしては所謂一荷商人の肩に俟ち稍大にしては駄馬荷車を須ひて遠きに陸送せり

又帆船によりて運漕するものは着地商人の手を藉りて需用者に供給せしなり。然れども是等は素より大量輸送にてはなかりしが其後大なる帆船北國其外より入港し來り殆ど専門的の鹽の回送に當りしかば次第に遠國に大量輸送を開始するに至れり。

鹽田開作の歴史は其地方産鹽の狀況、鹽制並びに之が回送に關係するを以て十州中鹽田の小史を記載し併せて藩政の一斑を知る便に供す。因曰、十州の外琉球東海、東山、北陸等三十五府縣に亘れる鹽田は反別約八千町歩なりしが其後臺灣關東州等製鹽の發達に鑑みる處あり、專賣局は明治四十三年、鹽田の整理を行ひ不利なる小産鹽地、千七百七十三町歩、此産鹽高一億七百三十餘萬斤を整理したり。其後の鹽田は五千八百七十八町歩、此の平年産額實に九億五六千萬斤なり。而して最近需用高は十四億五六千萬斤に達したれば之が不足は臺灣鹽、外國鹽に仰がざるべからざるに至れり。(第三編第五章參照)

第二章 鹽田

鹽田

抑食鹽は人類生活上必需の要品なり。然らば則人類ありて一日も食鹽なかるべからず。之れ太古より隨所に製鹽のことありしは已に述べたる處の如し、然りと雖も地理上製鹽に適不適あり、氣候の乾濕、土壤の適否、海水の濃淡各地一ならず。従ふて産鹽の多寡頗る不同を免れざるなり。故を以て我全國に亘り細大漏らす所なく記載するが如きは小冊子の得て能ふ所にあらず、今本書の主要産地に止め其他を省略せる亦止むを得ざるに出づ、見るもの夫れ之を諒とせよ。以下叙述する所は全國中僅に六地方に止まると雖包含する地域は瀬戸内海に瀕する防、長藝、三備、播、阿、讃、豫の十州なり。此他全國沿海の各所に於て製鹽するものありと雖も之を前記十州に比較せば甚だ些少にして實に十州は全國に食鹽供給の本源なりといふべし。即ち十州は多量産鹽の主要地にして其地の豊凶は直ちに

以て全國食鹽の供給に影響し従つて專賣法實施以前には價格の高低を左右せり、之即ち該地方製鹽業者が獨特の營業をなせる所以なり。されば次に述ぶるが如く同業者間には既に百數十年來協同の慣行あり或は作業期間を限定しては自己經營の安定を圖り一は需要供給の調和を企つる等其間鮮からざる苦心の歴史あり。彼の實曆の頃製鹽事業の多望なりしに心酔して漸く濫造の弊に陥り生産過剰は鹽價の暴落を招き鹽業者の窮狀漸く加はり産を傾け事業を棄てし等慘狀見るに堪わざるに至り三原貞右衛門の二九の法(二月より九月迄の作業其他休濱世に容れられ遂に嚴島に於ける、藝備豫三州同業者の神文血書の盟約となり漸く斯業の再興を見るに至る。之を將來十州鹽田會を組織する素因とす。然るに不幸にしてこの盟約は年を逐ふて弛廢し復た舊弊の再生するに至り鹽業の窘窮其の極に達し殆ど救済すべからざるを見るや、明治八年田中藤六の三八法(三月より八月まで作業他は休濱)を唱道するに會す始め藝備豫の三州より實行し防、長、之に加はり遂に播、阿、に及ぶ。同十四年には十州の盟約締結せられて毎年交替に備前の瑜珈山、安藝の宮島に會同せり。之れ十州鹽田會の濫觴にして爾來事業の順調を見たるは斯業の

十州鹽田會

爲め喜ぶべき現象なりとす。如斯一伸一縮實曆文化の瓦解等の經驗を重ねつゝ明治維新とともに斯業者の團結は殆んど其の跡を絶ちたり。是れ一に盟約加盟區域廣く従つて風土氣候を異にし十州一律に出づる能はざるによることは云へ亦止むを得ざる處なりとす

斯の如くして明治七八年産鹽需給の不調和を見るや十州鹽田主總會の開設となりしも鹽業者の内、違約者續々生ずるに至り、遂に目的を達せざりしは遺憾なりといふべし。

如上叙し來りたるが如く鹽業なるものは古來殆ど傳統的事業にして祖先の業を繼承し累代之が經營に或は其の改良に腐心を重ねたるは察知するに餘りあり。地主然り、小作人亦此の如し。而して販賣者問屋も亦累代の事業を繼承したり、回送業に於ても個人または會社等時に其名義を異にすると雖其の内容に至りては殆ど同一人なり。故に鹽業に於て變革する處あれば販賣者回送者も其の安定を失するのみならず、殆ど全く失業するに至るも計るべからず。殊に鹽業は海濱部落の唯一の事業なり。若し失業するに至らざるも其衰退を招くことあらんか。是を捨

て、彼に代ふるの業あることなし。盛衰興亡一に鹽業に存す。累代營業者の焦志苦慮して之が維持に力めしも亦謂ありしなり。之が關係者にして今日尙家名を襲ぎ家業の安定するを得たるものは皆祖先の賜なりと思はざるべからず。次の鹽田史中、坂出、尾道の二地方に限り豫州の一部を加へたるは當時鹽務局設置の際に於ける管轄區域設定に従へるものなり。敢て之を附言す。

第一 讚州鹽田

附豫州之一部

坂出地方
鹽田

阪出地方鹽田 (現今香川縣綾歌郡内北海岸)

一、古 濱 (一名岡濱)

其開拓の時を詳にせずと雖も口碑の傳ふる所に據れば自今凡三百年前なりと云ふ。初め播州赤穂の臣淺野左京の虐政を恨み去て坂出に來りし者相集り

て當地の一大寄洲を利用し堤防を築きて鹽田を開發したりと云ふ。現今坂出町を南北に中斷せる國道は當時鹽田の北の堤防にして南方にある字谷内、濱田、潰濱、新濱等の現在耕宅地は其の鹽田の變換地なり。古老の傳ふる所に依れば近く文政(凡百年前)の頃まで國道附近に釜家ありたりと。

二、御供所濱 (一名宮武新開)

口碑の傳ふる所に依れば天明七年(一四二)の頃同國阿野郡林田村の土宮武清八なるもの御供所村海岸を埋立て鹽田となしたるものなり。其反別僅々五町餘なりし。

三、東西大濱

文政九年三月(一〇三)讚州引田村の豪士久米榮左衛門通賢、時の藩主左中將源頼恕公に建言し官營として開拓に従事したるものにして總反別凡二百三十町歩なりし。

通賢幼にして穎悟世以て神童と稱せり。年八歳藩公に召されて信任を重ねたりと云ふ。素より多藝多趣の人最も數理に長け砲術に通じ測量の技、農事

久米通賢

の改良、土木の事に至るまで一として精通せざるなし。就中創始的事業に至りては天文、器械を論せず彼が發明せる遺品を見るもの感歎せざるなし、坂出鹽田開發の事に當るや細心の注意と甚大の努力とを拂ひ坂出、宇多津の堺境なる丘陵に上り毎朝風潮の運行地理の便否を觀察し加之東西兩地方より立昇る炊煙の遲速を察し地方民の勤怠を調査する等綿密周到の研鑽を重ねること實に三霜星なり。十全の心算計劃茲に成るや親しく隣國鹽業地を巡視し問屋の慣習鹽民の情態等に至るまで微に入り細に涉りて調査を遂げ地圖を作成し費用産額及び將來の見込等を詳説して坂出浦開墾の事を請願す。時に藩の財政頗る疲弊に陥れり。故を以て衆議囂々容易に許可する處とならず。然れども通賢毫も屈するところなく斯道の窮理に力め具に利害得失を言上して終に允許の榮を得るや奮然工を起し据拮勉勵三閱年にして竣工を見たり。此間藩の財政窮乏其極に達し開拓の費用時に缺乏を告ぐ。於茲通賢私財を投じ私財盡くるに及び二三親戚の産をも投じ盡して此成功を得たり。其功勞の大なる茲に之を盡し難しと雖も通賢が事蹟に關する碑文は嚴として永久に存立し

以て不朽に傳ふべし。宜なるかな坂出町民其の遺徳を仰慕し不斷之を忘るゝことなし。毎歲佛忌に當り町民舉りて參拜し其誠を致し。學生兒童亦此式に列す。一は以て報恩の禮を行ひ、一は以て學徒訓育の好資たり。世動もすれば澆淳に傾く時に當りて此美舉あり豈欣慕せざらんや。聞く所によれば町民久米翁祭祀の神社を建立する舉ありと。倍々以て翁の偉徳を記念すること深きを知るに足る。維新の鴻業茲に成り藩主封土を奉還せられしが後明治十一年官の都合により該鹽田は當時の緣故者鎌田正平外六十八名に拂下げられたり。今尙地方良鹽田として翁の偉勳を永遠に傳ふる一大記念物なりといふべし。

四、綾井濱

坂出の人綾井松之助畑地を鹽田に變換したるものにして慶應元年(六四)の末竣工反別七町餘歩なりし。

五、明治濱

坂出の人津島宇平當地宇東濱の畑地を鹽田に變換したるものにして明治十

八年(四四)竣工反別九町七段餘歩なりし。

林田地方
鹽田

林田地方鹽田

(現今香川縣綾歌郡内東部海岸)

一、高屋濱 と稱するものは其開發の時期明かならずと雖も大留記中に明和年間凡(一六〇)洪水の爲破壊せられたる記事あるより推すときは此の以前の築造なることを知るべく、天保十四年より石炭焚となりしは亦舊記の證するものあり。其の仕込金等に於ては藩廳より助力を與へられ之を獎勵せられたるなり。春冬の製鹽少き時は食料の貸下げさへありたる由以て當時藩廳の該鹽田に對する方針の概要を知るに足る。

二、林田濱

近々明治二十年五月起工、二十一年十二月竣功の新鹽田にして開拓者たる林田鹽産株式會社能く斯業の改善に力を致せし結果其後幾年ならずして他濱を壓するに足る成績を見たり。

宇多津地
方鹽田

宇多津地方鹽田

(現今香川縣綾歌郡西部海岸)

舊藩時代に於ては僅々古濱六戸前を有し専ら松葉焚にして漸く地方の需要を充たすに過ぎず。従つて藩よりの保護獎勵等のこともなかりし該鹽田は往時鹽田大地主と稱せられたる當國木田郡古高松村揚小三郎の所有にして小作料も至廉なりしが其後交通の便開け輸出亦容易なるに至り茲に燃料は石炭に改め地租も亦重きを加へ小作料も従つて順次高騰せり。

明治十八年に至り當國綾歌郡坂出町綾井忠吉郎の所有に歸するや新地主は石炭の改良、石炭及び鹽倉庫の増築、儲は地盤の改修をも行ひ爲に小作料俄に四倍加したれば小作人は大いに苦痛を忍ばざるべからざるに至れり。之より先、明治十五年の頃より起業の勃興あり、概して會社組織のものなりしが遂に時勢の趨向に驅られ該濱も之に併合せらるゝに至れり。

瀧元地方
鹽田

瀧元地方鹽田

(現今香川縣木田郡北海岸)

一、亥ノ海

梶原景山

按するに寶曆の昔、景山梶原重太夫なるものあり平氏に出づ。家運の衰頽

其の極に達せるを歎き、奮然祖先を顯彰せんことを計る。時に屋島の西に石鹽あり名産とせり。重太夫此地に就き製鹽の事を研究し以て素志を達せんことを希ひ進んで自ら勞に服し粉骨碎身遂に資産を蕩くすに至るも更に倦む處なく、尙播州赤穂、備後松永より經驗あるものを招き遂に寶曆五年(一七四)竣功せり。時に乙亥に屬す。世呼んで之を亥の濱と云へり。

二、新濱

往時は海水を以て充たされたる所なりしが年々風波に弄ばれ爲に砂土堆積して砂濱となれるを天保十三年(八七)舊高松藩之が開拓をなしたるものなり其後維新に至り政府の領となりしを從來の小作人等之が拂下を受けたり。

三、南濱、且浦濱、屋島濱、立石濱

南濱、且浦濱は土民大久保治の所有にして屋島濱は屋島鹽田株式會社の築造に係り、其他は數名の所有鹽田にして共に最近開拓せられたるものなり。

土庄地方鹽田

(現今香川縣小豆郡南海岸)

土庄地方
鹽田

沿革を知るべき舊記の存せざる爲之を詳にせずと雖も鹽田の事蹟は延寶七年(二五〇)の檢地帳に判然記載せるものあり。尙古昔豊太閤時代に御用鹽として貢きたる事あり。當時大阪に於て本島の者鹽問屋を營み販賣に従事したることあるより推考せば凡三百六十餘年前の起業なるは疑を容れざるが如し。其後の變遷漠として據るべきものなければ知るに由なしと雖も口碑の傳ふるところによれば舊藩時代に於て一般農業者の納税は二期なりしに製鹽者には之を三期とし且鹽田の修理道路の改修等悉く鹽業者の負擔としたるが如き苛税を強ひられ而かも鹽價の下落一方なる等收支償ふ處なく斯業次第に衰頽に傾き爲に鹽田は田畑に變換せられ遂に總反別舊時に半減するに至りしが明治二十年本縣が愛媛縣に合併せらるゝに當り縣費の補助を得て鹽田の修築をなせしことあり爾來回運に向ひたれば復た畑を變じて鹽田に復舊せしものもありたりと。當地の製鹽は松葉焚真鹽のみにして結晶微細而も水に溶解し易く苦味少くして醬油醸造には恰好のものなり。従つて遠く九州地方の同業者にも年々供給し來りしと云ふ。然るに當郡は所謂小豆島醬油の産地なれば斯業

の隆昌に伴ひ製鹽の供給其需用を充たす能はざるに及び岡山縣味野地方を主として其他より供給を仰ぐに至れり。而して此の輸入鹽は當地に入りては一度改装せられ管管内の大木戸鹽と唱へられて醸造家に販賣せられしと云ふ。

詫間地方
鹽田

詫間地方鹽田

(現今香川縣三豊郡内北海岸)

一、鹽生濱

最も古き濱にして口碑の傳ふる所によれば二百五六十年前の開発なりと云ふ。今舊記の據るべきものなければ之を確むること能はざるを憾む。反別僅々五町歩四軒前にして全部自作に屬し五十餘人にて之を分作せしなりと云ふ

二、松田濱

此の中舊きものは自今二百四十餘年前九龜藩主京極氏の築造に係れり。其後多少の増築あり。廢藩後松田勘吾之が拂下を受け目下主として松田鹽田株式會社の經營に屬す。十四軒前あり。

三、松崎濱

明治三十二年此地斥鹵以て鹽田に適するを知り山地勇吉之を京都の人某に謀り鹽田築造を勧誘す。議成るや同三十五年四月埋立の許可を得て三十七年十月より製鹽に着手せりと云ふ。目下十八軒前を有し松崎鹽田株式會社之を經營す。

四、沖濱

前項松崎濱埋立地許可の一部を譲り受け明治四十三年七月工事に着手し四十五年六月より製鹽に掛れり。現在十一軒前を有し沖鹽田株式會社の經營に係れり。

五、西野濱

明治三十五年頃大阪の人今井清兵衛埋立の許可を得て僅に四軒前開發を成し殘餘の許可區域を其後徳島縣人西野嘉右衛門へ讓渡せり。茲に於て西野嘉右衛門は獨力を以て明治四十一年四月開作に着手し同四十三年五月竣功製鹽に従事せり。此鹽田十一軒分なり。

今井清兵衛開作の四軒前の内三軒前を西野嘉右衛門買收合計十九軒前を西

野鹽田部とし經營中の所。大正九年七月十五日株式に變更西野鹽田株式會社とせり。尙今井清兵衛開作の一軒前分は詫間村字鹽生田中彦四郎買取り製鹽に従事せり。

六、仁尾濱

天保四年六月(九六)鹽田忠左衛門外四名の持寄(今の合資)にて開築せしが明治十七年七月六日の暴風雨に災ひせられ西の堤防全く破損し其損害額多大なりし爲復舊容易ならず鹽田忠左衛門の外持寄者は復舊費支出に挫折せしため既に持寄額の幾分を他四名に返戻し全く鹽田氏個人の權利とし同年末に至り復舊工事に着手十八年九月竣工以來同氏の所有に歸す。現に四軒前あり。

此の外大正八年十月起工同十一年五月竣工したるもの五十九町歩十軒前あり。亦鹽田忠左衛門の社長たる仁尾鹽田株式會社の經營しつゝある處なり。

多喜濱地方鹽田

多喜濱地方鹽田 (愛媛縣新居郡北海岸)

一、垣生濱

其の起原甚だ古く舊記の徵すべきものなければ口碑の傳ふるところによれば元祿十一年垣生村庄屋、組頭、濱師等相謀り大庄屋高橋勘左衛門を介し藩費を以て荒蕪鹽田復舊の前提として掘割を行ひ惡水排除の議を上願せしが藩廳に於ては此の工事以外以後一切採納せざる條件を以て許容せられ遂に延長八十六間の掘割を行ひ荒田七反餘歩を復舊せり。領主松平左京太夫令して領内一般の需要は當地の製鹽に限ることとし他の輸入を禁止したり。是れ全く國産の増需を企圖したるものなり。而して貢租は小物成として沼井一個に付銀三匁四分を課し明治維新まで之を繼續したりと云ふ。

二、多喜濱

大正九年現在の鹽田反別は多喜濱村に約百十五町、神郷村に約六町、垣生村に約二町計約百二十三町なり。但し神郷村の鹽田は反別も僅少にして沿革上亦特記に値せざるも多喜濱の鹽田は最も古き歴史を有し幾多犠牲を拂ひたる跡を認めらる。即ち元祿十六年(二二六)信州の人深尾權太夫なるもの黒嶋前の干拓を企劃し二代目又之を繼承して經營に力めたるも區域の宏大なるを資

天野喜四郎

本金の不融通なることは豫定の成功を遂げしめず其後享保七年(二〇七)備後國御調郡吉和村の人天野喜四郎なるもの岡本與一郎、二宮善右衛門等を同伴して多喜濱村に來り藩主に請ひて當地の干瀉を拜領し同八年正月起工反別十九町八反一畝六歩の新開地を竣功し領主より多喜濱と命名せらる。之れ西條藩の普請奉行多良尾介之亟の多と天野喜四郎の喜とを取りたるものなりと云ふ。次で享保十八年正月(一九六)起工多喜濱鹽田の東海面を埋立て反別十五町八反六畝十三歩の鹽田を開く、之を多喜濱東分と名づけ二代目喜四郎亡父の志を繼ぎ新居、宇摩兩郡内に於て銀主五十二名を募り寶曆九年六月(一七〇)起工反別百四町九畝一步の新開地を竣成す。之を多喜濱西分と云ふ。後四代目天野代助に至り更に干拓事業を企てたるも銀主を得ず遂に領主に對し再び建白の結果、納戸金を以て開拓を囑せらる。乃ち代助元掛となりて文政六年二月(二〇六)起工反別四十町六反一畝七歩を開拓す。之を多喜濱北分とす。

五代目天野喜四郎亦先代の志を繼承し苦心の折柄西條城代三宅勘兵衛より當時不振の世態は何時夥多の正金を必要とすべくも計られず。然るに目下領

内に藩札流通して正金銀に乏し不幸何ぞ耐へん。只之を救済するは獨り製鹽の外なしとし即ち鹽田の開拓急務なる故を説きしに之を聲援する者出でたり之に多大の力を得て更に奔走せし結果各地方に涉り金二萬兩の積善講を組織し之を以て漸く慶應元年(六四)十一月起工の運に至り反別四十町四畝三步の新開地を得たり。於之城代三宅の三と喜四郎の喜とを取りて三喜濱と命名せらる。以上干拓地總反別二百四十町四反二畝十歩此工費實に金六萬六千七百三兩二分三朱に上れりと云ふ。

以上の如く往時は現今に比して反別多かりしも豊凶の常なきと比較的資金の多額とを要せし關係上鹽專賣法實施に至るまで漸次其反別の減少を見たり

波止濱地方鹽田

(現今愛媛縣越智郡波止濱町)

當地方は元松山藩の領地にして延寶年間(二五一)箱瀉ハカタ(今の波止濱を含む)の郷浦手紋に長谷部九兵衛義秀なるものあり。當地の地質鹽田に適するを知り之が開拓の有利なることを郡奉行兼代官園田藤太夫に説きしに藤太夫其の説に

波止濱地方鹽田

長谷部義秀

賛し領主に言上して之が採納を得しかば天和元年九月(二四八)開墾の令を發し翌年十二月附近各郡に命じて人夫を徵發し郡奉行の監督の下に潮止めの築造に着手せり。實に同三年正月なり。後三たび月を閲して成る。其の鹽田計三十三戸前而して同年夏季より製鹽に着手せり。

當時製鹽の作業は傳へて以て藝州の秘法とし之を知るものなかりしかば長谷部領主の内命を奉じ藝州竹原に渡りて身を鹽田役夫に投じ苦心の結果其の秘法を會得し歸りて之を實地に施したりと云ふ。越えて貞享四年(二四二)更に四戸前、元祿四年(二三八)六戸前を増築したり。後寶永二年(二二四)地區の改正を施し全部を三十六戸前とす。文化四年(一二二)二戸、文政年間(一〇一)二戸、天保五年(九五)二戸を増して計四十二濱とせしが近年に至りて大浦の一戸前は船渠築造の爲め廢田となせり。

初め鹽田築造の令の發せらるゝや農商工を問はず東西より此地に集り來り波方村長谷と云ふ海岸近き谷間に軒を並べて住居す。元來長谷なる地名は其昔大和長谷の人此地に來り住せしを誰言ふとなく直ちに採つて地名としたるなりと云ふ。圖らざりき此人こそ長谷部九兵衛義秀の祖先なりとは豈奇蹟ならすや。

因に曰波止の訓は(ハト)なるべきを之を(ハシ)と呼ばしむるはセトシは通音なり。開墾に對する恩人長谷と相通せしめしなりと。命名者の用意亦周到なりと云ふべし。

藩主長谷部の功を賞し徒士目付格仰付けられたり。濱中其の徳を慕ひ今に至るまで毎歲讚岐琴平宮に參拜し神符を奉じて長谷部家に贈り之を記念せりと其の志亦美ならずや。

因曰當地に鹽業に關し功勞少からざりし田窪藤平あり。小傳は載せて竹原地方の部にあり。

第二 防、長州鹽田

三田尻地方鹽田

三田尻地方鹽田 (山口縣佐波郡海濱附近)

一、三田尻濱

遠く慶長二年(三三二)の開発に係れりと云ふ。然れども明かに之を證すべき記録を得ず。其後貞享四年(二四二)に古濱を、享保六年(二〇八)に中濱を、明和三年(一六三)に鶴濱を築造せり。一に毛利公の開発に係る。鶴濱大濱堤防築留の前後は國主毛利重就公從士と俱に衆を勵まし土持に撒錢の舉あり。一同之に感じ身命を抛ち日夜勞役に從事せしを以て終に竣工せりといふ。爾來鹽業大に進歩し收穫亦次第に増加せり。

元祿十二年十一月丹後宮津港丸小商店へ食鹽を販賣す。之を輸出の始とす山陽、南海兩道の海岸年を逐ふて鹽田を開作したる結果遂に生産は需要を超過すること數十萬石に達し享保年間に至り鹽競賣の弊を生じ爲に仲買人に乘

三原屋貞右衛門二九の法

寶曆庚辰の瓦解

田中藤六

三八の法

せらるゝ處となり大に損失を重ねしより茲に大に悟る處あり、共に冗費を減せんことを謀る。偶々寶曆元年(一七八)藝州瀬戸田、生口濱の人三原屋貞右衛門なるもの嚴冬の鹹水と炎暑の鹹水とは其濃度に大差あるを發見し陰曆毎年十月より翌年一月まで休業し二月より九月までに於て製鹽せば所謂冗費を省くべきことを説きしが此法次第に諸方に行はれたり。是限月營業の始めとす然るに數年の後二三狡猾漢あり、陽に休業を賛し陰に四時持濱をなし利益を獨占せんとしたるより此法遂に弛廢して瓦解するに至れり。之を寶曆庚辰の瓦解と稱す。以來明和(凡そ一六〇)初年に至り斯業大に衰へ他に副業なきものは皆鹽田を放棄して四方に失踪するもの續出せり。於是藩主は地頭三戸四兵衛をして鹽田維持の法を講せしむ。明和六年中關村に鹽田大會所を設け、大年寄を置き鹽田業を支配せしめたり。

明和八年(一五八)鶴濱の人田中藤六なるものあり。鹽業衰頽は一に寶曆の瓦解に基因するものとなし對策を案出して建白書を上れり。曰く
一、御國內諸濱一統三月朔日業始八月晦日限り業止云々(後略)

- 一、於諸濱大小共現土地半方宛換業云々(後略)
 - 一、鹽田家業萬端法度相定め置自然相背候者過料の出銀云々(後略)
- 以上

御國內諸濱一統右の通に相成候時は家業堅固に相續き可申候若し此法瀬戸一統相行ひ候はゞ鹽値段も大体無高上全く高利を貪り候取計不仕儉約質素の歩みを以て永年貢を闕き候儀無御座奉考候併し他國相談の儀容易に難相整候得共先づ御國內許りにても能き手段と奉存候猶委敷は辯舌を以て奉申上候以上

乃ち地頭三戸四兵衛之を藩主に上るや藩議遂に不當の説と認め糺彈の上謹責すべしとなし、藩吏及び地頭をして藤六を糺彈せしむ然るに藤六の答辯頗る要を得たるにより却て皆其説に感服し遂に藤六をして國內鹽業の仕組法改正方を命せらる。於是藤六同業者石川忠次郎と共に國內遊説の途に上る時に明和八(一五八)卯年十月十六日なりし。

素より新法の遊説なりしたため到る處異論百出せしも藤六等例を擧げ證を引き利害得失を詳説せしに功空しからず數旬にして國內舉りて持濱法規約を設くるに至れり。

田中藤六は此規約を十州に及ぼさんと欲し直ちに小松より船に乗り藝州竹原に着し、同志喜田山眞十郎に迎へられ共に忠海、瀬戸田、三原、尾道、吉和、肥濱、富濱、松永等に遊説し最後に書を十州の鹽業者に致して更に尾道漁人町海藏寺に集合を求む。之十州鹽田會合の濫觴なり。時に、播、備、阿讃、等の會合せざりしものも此法の外に良策なければ前記未會合の地方には共に遊説することを約したり。此の定例會合を毎年三月十九日とし世話役として喜多眞十郎、武原宗八、及び田中藤六を撰定せり。

田中等以上の効果を齎らし歸るや地頭三戸大に其功勞を賞せりと云ふ。降つて明和九年(一五七)より三八法及び換持法の實施を見たるが防長に於ては鹽田の規定整理の爲め大年寄役を設置し、田中を之に任じ稱姓、帶刀を賜はり且大里正の格を辱うせり。茲に至りて鹽田の價格忽ち昇騰し、鹽業に一生面を開きたるは一に田中の功績にして後世尙其の偉績を欣慕する謂ありて存す

安永七年三月(一五一)吉敷郡青江濱、江村新右衛門、千葉焚に換ふるに石炭を使用する道を開き又、東須賀忠右衛門豊前曾根濱より石炭を使用し得る釜を傳習し歸り、九月初めて大濱に試む。之れ三田尻に石炭を燃料とする始めなり。爾來之が研究を重ね防、長二州遂に全く石炭を用ふるに至れり。之に於て藩主長門國有帆炭を採掘せしめしも産額少く需用に充たず。且其後炭價騰昇、寛政元年(一四〇)に至り尤も甚しきを加へたれば種々善後策を講じたる結果、四つ割持の説と、四、六、七、三箇月持の説とありしも豊肥兩國より石炭を得るに至りて止む。尙寛政三年(一三八)には筑前炭の入津を見るに至り頗る好況を呈せしが翌四年には九州炭に對し輸入税を課することになりたるも物議のため之を免するに至れり。只御馳走と稱し僅かの上納をなし約二十年即ち文化十二年(一一四)まで繼續せり。

寛政二年七月大阪奉行より鹽濱係の者並に問屋上阪すべき命あり、大年寄吉村喜右衛門、心添吉武十藏、問屋宮本屋忠兵衛を同伴して上阪せしに城代堀田駿河守鹽田の情況に付下問あり。曰く當時北國白川家其他より地方食鹽の高價に困むを以て八州の鹽業者を探るに敢て奸曲なし。獨り防長に於て制限法を企て諸人を害するは如何と。兩人田中藤六の休濱換持の主義を辯じて其諒解を得たれば更に却て鹽業の發展を奨励せらる。

同年七月大阪城代堀田駿河守の嚴命により北國白川家へ年々御用鹽を送る其高二十萬石を下らざるに至れり。

同十二年十一月函館御役所より、長崎御役所を経て舊藩廳に依頼し御用鹽として年々一萬石の輸出をなせしに大いに好評を博し爾後續々之を輸出せり然るに文化元年(一二五)に於て三田尻濱三十日の延業を舉行し遂に規定を破るに至れり。之れ文化丙寅の瓦解なり。

文化九年に至り播州濱有志よりの來書により、藤本幸助、吉武十藏を派し藤六翁の遺訓を踏み播州全部の鹽業者を説諭せしに二句を出でずして同盟す茲に於て同十年備前瑜珈山に會議を開く、これより嚴島と瑜珈山と交番の會場となる。

文政七年九月より換持を變じて三ツ割持とす。安永元年田中藤六大年寄を

命せられし以來、大年寄役明治四年まで繼續し、同年より總頭取と改稱せらる。明治十一年に至り官選廢止となり。投票選舉の制となるや先づ山根健索選ばれ鹽田總頭取となれり。之に於て鹽田維持法を設けんと欲し翌十二年春允許を得て規則を定め三田尻鹽田大會所なるものを設立して今に至れり。

嘉永四年六月但馬の國生野銀山へ御用鹽の輸出をなす。斯ること三四回常に鹽質の良好なるを贅せられたり。

三田尻鹽の今日あるは前述の如く全く藩主英雲公の賜なり。公は支封長府より出で、藩主となるや、名を重就と改稱したり。時に藩政弛緩し國政急を告ぐ。加之前年風水害の爲め田園多く荒蕪に歸せり。公之が救済の策を建て儉素自ら持し専ら力を鹽田に致し鹽田の廣狹により税率を定め其の度外のものは撫育法管理となし防を築き地を開きて之が發展に力めたり。今尙縣下撫育開作として知られたるものは其の當時の俵を存するものなり。

三田尻濱は寶曆年間には殆ど壞敗したるものなるが公、藩吏をして先づ中濱鶴濱の堤防を築かしめ明和三年(一六三)大濱七十五個を開發せしめしも不幸

にして築けば輒ち崩るゝ有様にて成績頗る悪く、爲に奉行の某、公の忌諱に觸れ遠島に處せられたることありと云ふ。此の如くなれば公自ら現場に臨み人夫を督勵し遂に成功を見たり。公は天明七年(一四二)又西の浦三十六戸の鹽田を開作し且江泊濱勝間を開作せり。公が鹽業の振興を計らんが爲め力を致されしは中關に市街を築き妓樓及び劇場を公許し一に鹽業従事者を獎勵したるに見るも明かなり。其繁盛、上關は勿論下關を凌駕したる中關も其後衰頽して今や一寒村に過ぎず、徒に附近の鹽田今猶公の遺徳を物語るものゝ如し世變の推移測るべからざるものあり。噫々

明治十四年鹽業講習會を起し毎月十二日之を開會し鹽業の改良上進を圖れり。同年三月土地有志山根健索の發起に由り田中藤六の功を永世に傳へ併せて同業者の獎勵に資するため大會所の邸地に建碑の舉ありたり。

明治十五年販路擴張の爲め食鹽賣捌所の支店を馬關西南部町に置き之を経て朝鮮元山、魯領浦鹽へ輸出せしことあり。

同十六年三月鹽田地主總會を以て在來の間屋を廢し更に株式組織とし鹽問

屋を加入せしめて製鹽賣捌所を起し鹽田大會所より之が支配をなす。後商法の規定に依り合資會社に改む。

同十七年同業組合準則の發令により農商務省の認可を得て鹽田同業會を組織す。

同十九年農商務省の令達に依り十州鹽田同業會を十州鹽田組合と改稱し本部を讃岐丸龜に置き當所にも支部を設けたり。

同二十年秋、秋良貞臣魯領浦鹽へ渡航し鹽の販賣を開く。是れ該地へ直接販賣の創めなりしも中絶せり。

下松地方鹽田 (山口縣下松町附近)

下松製鹽の起原は憑るべき徵證なきも古老の口碑によれば下松町東豊井字新川濱の西北に錢屋濱なるものありて昔時海岸の砂土に海水を撒布し、鹹水を造り製鹽せし處なりと云ふ。案之當時の製鹽は現下本邦北海岸地方に行は

下松地方
鹽田

れつゝある揚濱法に類せるものならんか。爾來年所を経て製鹽法を改新し現時の如く入濱法に改良せしは毛利氏の領土に歸したる以後にして約三百有餘年の昔に屬せりと云ふ。然れども舊毛利氏藩政に於ける鹽業上の制度も舊記の存せるものなければ亦口碑の傳ふる處により採録せんに概ね左記の如し。而して末武南村は毛利家宗藩の直轄なれども下松町は其支藩の領地なりしに於てより従つて制度も多少差違なき能はず、又下松鹽の産地は下松町及び末武南村の二部落ありて古來下松鹽、平田鹽等の名稱ありしも由來海路下松港より輸出せしを以て近來下松鹽の名稱を博せるものゝ如し。

藩政時代に於て保護獎勵を加へたる事蹟なきも往古より防長二州の各濱持始め持止め日限は毎年正月十五日、八月十五日の兩度三田尻大年寄及び各郡濱庄屋、年寄等熊毛郡室積村に集合し其年の氣候を斟酌して日限を協議決定の上大年寄各村を代表して許可を得之を各郡の年寄に達するを例とせり。又因州の領主より御用鹽と稱し領内の費消高を見積り毎年吏員を派遣し鹽の買入をなし、鹽質の淡なるものには特に墨付を與へて獎勵せし例少からすと云

ふ。現今に至るも因伯地方へ輸出するもの多きは由緒茲にありて存す。

租税の徴收は藩の制度として新開作をなしたるものには歛下年期と稱し或期間租税を徴せず。又其期間堤防の修理保存等は各自の負擔なるも其年間堤防の破壊等もなく徴租すべきものと認めたる時は横入帳と稱し徴税すると同時に堤防の修理等も藩に於て負擔するを例とせり。

東潮上濱西潮上濱は末武南村大字平田にあり。國主毛利氏の國老毛利某の給地なりしが元祿二年(二四〇)の頃開作せりと、一説に此地初め堤防を築き耕地とせしも海水浸入するを以て元祿二年の頃東西潮上を鹽田に變換し攝州より鹽業に熟達せしものを招き製鹽を始む。之下松製鹽の祖なりと云へり。

鶴ヶ濱一の柵は當時の國老益當某の給地内に食鹽の製造所なきを以て給鹽の不自由あらんことを慮り領主に請ひ三田尻の住人坪郷某をして開作せしめ天保九年(九一)之を成功せり。

鶴ヶ濱二の柵も同處に在り嘉永五六年(凡七六)の頃周防の人町田某毛利公に請ひ之を開きたり。

西沖濱 は同村大字末武下にありて國老宍戸伊勢なるものゝ給地たりしが天明二年(一四七)其臣山本彌七なるもの請ひて開發せり。

宮の州濱 は下松町東豊井にあり。貞享の昔大雨のため山岳崩れ砂洲を生じたるを以て之を利用し元祿三年(二三九)土地の素封家磯部某領主に請ひて開墾したり。

宮の浦 新崎濱も同所にあり。天明年間(凡一四四)亦磯部某の開作に係るといふ。

新川濱 は西豊井にあり。天明年間(一説に寛政年間ともいふ)に一部、餘は文政年間の開發なりと云へり。

中河原濱 も同所に在り、天明年間の開作なりと傳ふるも開作者は不明なり

小松地方
鹽田

小松地方鹽田 (山口縣小松町)

一、上濱及下濱

貞享年間(二四三)防長の國主毛利吉就の老臣栗屋與十郎就貞永年江戸勤續の功勞を賞し小松の地先海面百餘町歩を賜はる。小松鹽田の開作之に始まる。爾後鹽田開發を企て領地熊毛郡大河内村の素封家矢田部市郎兵衛及同姓善右衛門の二人に命じ鹽田開築を司らしむ。元祿元年四月起工、同六年完成、同八年製鹽に着手せり。

二、新濱

寬延元年(一八一)領主栗屋某に於て家來矢田部十右衛門を支配役として築造せり。

三、若濱

凡百十年前々記栗屋某家來矢田部官兵術を支配役として開作せり。

四、御開作濱

天保九年(九一)大島郡代吉賀小左衛門國主毛利家の命に依て開發す。依て此名あり。

右各濱共當時相當の賠償を以て民有に移せり。尤も下濱一部は開墾の勞に報ゆるため矢田部市郎兵衛に下賜せられたりと云ふ。

平生地方
及附近鹽田

平生地方及附近鹽田 (山口縣)

一、平生奥濱

万治二年(二七〇)毛利家の開作にして元十八戸なりしも中途鹽業衰退或は洪水等のため荒廢に屬せしもの多く遂に其の半數となれり。

開墾期に付舊記録に左の一説あり。何れが眞なるか明かならざれども姑く茲に記して参考とす。

毛利就頼公新に開作の企あり。慶安の頃(凡二八一)より寬文(凡二六一)に至る

まで堅濱磯崎より玖珂島野島の内外まで築造し地方の濱を廢して田畑とし沖方は播州の方法に倣ひ入濱に築立つ云々(濃島大明神記)

堅ヶ濱に屬するものは元祿八年(二三)四吉川家の築田にかゝる。當時赤穂の浪士十數名來りて工を助け同十七年成功す。故に其築造法播州の法に倣へり。又玖珂郡誌に左の記事あり。参考に記すれば堅ヶ濱は元祿の始めより御普請有之同年成就す、鹽田支配之由柳井代官手合兼候に付元祿十一年正月(二二)新規に鹽濱都合人三須三右衛門手子被仰付被差出候也元祿十七年十一月三日成就す。

二、平生沖濱

年代を辨せずと雖松井八郎右衛門、大島吉十郎なるものゝ舊記によれば寛延元年(一八一)より天明六年(一四三)までの間に於て數回に築造し其最終は文化年間にあるものゝ如し。其後鹽業衰頽又は災害のため地目を變換したるもの十三個ありしと云ふ。

三、柳井濱

玖珂郡誌によれば文化辰年(一二)岩國藩主柳井中開作沖に鹽田築造の企あり。同巳年に成就す。又伊保庄村小田濱は天保元年松崎市郎右衛門なるものゝ起工にして同四年成就せり。阿月村字積濱にありては元文元年(一九三)に領主浦氏の築造に係るも中途災害のため廢藩、降つて天保二年(九八)領主再び築造せしと云ふ。

舊藩時代に於ては鹽業者に専ら保護獎勵を加へたるものゝ如し。即ち毛利家に於ては各濱へ一ヶ年の補助費として前年末に貸し下げをなし翌年九月より十一月に至る間に相當利子を附して返納せしめ、又吉川家に在りては毎年米穀を貸し下げたる跡あり。尙堅ヶ濱に對しては大に販賣上に獎勵を加へ榭屋長兵衛なるものをして北國及び北海道方面へ賣捌かしめたりと云ふ。故に當時六百石乃至千石積の和船四十艘内外を有し専ら同地方に輸送販賣せしめ以て一時名聲を博し平生中、奥兩濱製鹽を通じて堅ヶ濱鹽と唱ふるに至れり元來當地方鹽田操作法は甚だ幼稚にして鹽田地盤を日持ちになしたりしが中頃鹽業衰微の折柄、三田尻田中藤六なるもの之が挽回策を講じ、各地に遊

説せし結果鹽田日持を換持とする規定となし爲に冗費を省き斯業の振起を見るに至れり。此時に當り十州鹽業者大集會なるもの起り、年々備前瑜珈、安藝宮島の兩所に於て開會せる外本部に於ても年々春秋二期鹽業者會を開き持濱法其他に關し研究する處ありしかば換持法盛に行はるゝに至れり。

弘化(凡八四)の初年鹽業大に衰へ鹽價暴落せり。茲に於て三田尻より仕組持の方法を協議し來り、弘化四年多くは三ヶ一持法となり其結果良好なりしが嘉永四年此法復た亂れ製鹽石數激増の結果鹽價又々下落せり。因て之が對策法の攻究には少なからず苦心したりといふ。

西浦地方鹽田

(山口縣佐波郡海岸)

天明七年(一四二)舊藩主毛利重成公英雲院其藩撫育金の内を以て開作したるものなり。當時の反別五十一町餘なりしが其後多少の増減ありたり。

此濱開作以前は遠淺にして海邊一帶の小松原なりしが藩公開發の事起るや

西浦地方
鹽田

近郷より人夫を引連れ御加勢の申込多く寛政元年(一四〇)に至り全く其功を奏し其濱を十ヶ年乃至十五ヶ年の年賦にて賣渡さる、然れども其内六軒は引受人なきを以て御手濱とし總見合の役を置かれ貸渡し營業をなせり。其後一二の小開作ありたれども略之。

文政十三年(九九)八月大潮のため小茅沖土手大破。同十四年七月復又同様の天災ありて鹽業上大打撃を蒙る。依て後害を防ぐため且は船舶碇泊の安全を期するため慶應元年(六四)土地の有志福田善平等相謀り鹽田の正面沖に一大波止場を築き爾來其害を免れたりと云ふ。

福川地方鹽田

(山口縣福川町附近)

福川地方
鹽田

此の地方の開作は創始以來百餘年にして其の沿革する處頗る淺く且數世斯業に經營従事したるものなければ徵證すべき記録なし。以て詳にすること能はず。

一、福川鹽田

文政(一〇六)の頃周防徳山藩主之が開拓を企て其後玉井某をして役を董さしめ同十一年周圍の堤防成れりと云ふ。而して直ちに之を利用することなく數年荒蕪に委せしが後遂に之を拂下げたり。其何故に斯の如くなせしかは徵證するものなし。天保十年徳山の人光長源右衛門域内に鹽田三戸を創設し次で順次開作あり。嘉永三年の起工及び明治十八年の開發によりて區域鹽田となりたり。

二、徳山鹽田

文化二年徳山の人國廣吉郎右衛門、同姓團右衛門及び重岡八郎右衛門の三名之を開發したりといふ。文政六年(一〇六)には七戸前備はりしも各地盤狹小なりしを以て文久三年(六六)に至り現今の面積に擴まりたりと云ふ。

三、富田村鹽田

東濱は文政(一〇七)の始、同西濱は天保(九六)の初め頃の開拓なりと云へども亦詳細に知ることを得ず。

秋穂地方鹽田

當地方も亦記録の據るべきものなく事蹟茫として明かならずと雖も、口碑の傳ふる處によれば周防國吉敷郡南部は一帶舊藩小郡宰判に屬し此地域内に五個の濱あり五ヶ所の大會所を設け作業上賣買上の機關となせり。

後年大海、南の兩濱築造せられ之を合併せしも獨り瓢草濱は其列に加入せざりしと云ふ。是れ農家の副業にして製鹽の專業ならざりしに由る。各濱を左に記載すれば

一、瓢草濱 は藩主毛利氏の撫育開作にして元祿四年(二三八)の竣功なりとの口碑あるも別に記録なし。反別僅に七町四反

二、青江濱 も亦毛利氏の開作にして宍戸氏所領たり。竣功は寛政元年(一四〇)二十六町一反歩にして其初め一旦引受人を定め割讓せしも製鹽業不引合の故を以て權利及び義務の一切を放棄したれば領主より更らに田中百合藏外數名へ德憑引請せしめたるものなりと傳へらる。

- 三、遠波濱 も藩主の開作にして明和三年(一六三三)の着手、同五年竣功、反別十七町八反。藩士宋戸氏の所領たり。
- 四、長濱 又藩主の開作にして、庄屋小野善治築造を幹旋し、文化元年(一二五)着手、同二年の未竣成、二十七町八反、藩士繁澤圖書の所領たり。
- 五、花香濱 は毛利藩主の開発にして、同上庄屋小野善治及渡邊權左衛門の幹旋に屬し天保六年(九四)起工、同八年竣功、藩士松田彈正の所領なりし。
- 六、中津濱 藩主の開発にして庄屋善治及び藤田某の幹旋したるものなり、天保十年始着手、十二年未成。花香濱と合計三十三町四反、藩士玉井庄右衛門の所領たり。
- 七、大海濱 は藩主の開作なれども起工の年を詳にせず。文化二年(一二四)竣工、十四町歩ありし。藩士栗屋帶刀の領せし所なりといふ。
- 八、南濱 は民間の事業として、原田助右衛門、石川兵左衛門、村田九郎、野見米吉等明治元年着手、明治四年竣功せしも偶、明治七年八月の暴風雨に際し堤防缺潰記録等も流失して當時の事蹟を知るべき材料なし。

右の如く鹽田の開発年を逐ふて増加せしが製産力頗る多大なりしたため需用供給の調和を失し鹽價暴落して一大恐慌を來し困窮相次ぎ寛政六、七年は其極度に達したり。茲に田中藤六(三田尻の部にあり)寛政七年(一三四)三八法を呼唱し藩主の許可を得て安藝、備後、阿波、讃岐、播磨の同業者を備後尾道に會し會議の末翌年より之を實施し好成績を得て稍愁眉を開きたりと云ふ。此法は現時の替持法にして之に關し尾道の會合は十州鹽田組合の濫觴となれり右の如く鹽價暴落のため製鹽業者之を抛擲して逃亡せるものあるときは藩主の手に於て事業を繼續したる事跡あるも特に保護獎勵したることに付ての事實は之を知るに術なし。

長府地方
鹽田

長府地方鹽田 (山口縣長府)

一、長府濱

此地元遠淺の海濱なりしを明治三年(五九)長府村子爵毛利氏起工、同四年落

成せり。同村字部、坂野良造の名義を以て製鹽を繼續し來りしを後又毛利氏名義に變更せり。新濱なれば別に記載すべきことなし。

二、王司濱

天保年間(凡九六)長府藩主毛利元周氏(第十三世)の時に當り長府町字才川に八町七反五歩を開作し之を四番濱に區分せらる。是れ現今の古濱なり。明治初年先代元敏子爵(第十四世)豊永長吉及坂野良造を監督とし藩札を以て王司村より字部に龜濱、千鳥濱計十七鹽戸を開發し之にて計約四十二町歩の鹽田となれり。

吉見地方
鹽田

吉見地方鹽田 (山口縣豊浦郡吉見村)

永田濱鹽田

本鹽田は玄海灘に面する本邦中他に類例なき地方鹽田にして入濱鹽田直接火力使用法を用ふ。之を左の二濱に分つ。

一、古濱 釜屋僅に三戸前總面積六町八反三畝十八歩なり。文政二年(一一

〇)當地下田市之助の開作に係る。

二、新濱 釜屋數四戸前總面積七町三反三畝十三歩なり。文政十年(一〇二〇

本郡川棚村藤井祐三の開作なり。

右永田濱は現今新古二濱を合併し釜屋數七戸前、面積十四町一反七畝一歩あり。一ヶ年平均二、八〇〇、〇〇〇斤前後を生産す。元來本鹽田には特徴あり。

天然地盤に屬し十州中稀に見る所のもの其一なり。玄海灘の突風來りて地面の乾燥を扶け冬期も尙採鹽し得る利ある其二なり。之を以て從來混和委託製鹽をなさざりしも原因茲に存す。面積僅小なる鹽田なれば苦汁工業の如き副産の見るべきものなく。又本鹽田は開作以來面積の異動なく亦所有者の異動もありしことなし。

第三 藝備鹽田(安藝備後) 附豫州之一部

松永地方
鹽田

松永地方鹽田 (廣島縣沼隈郡松永町)

一、松永濱

鹽田の面積は松永町全面積の三分の二と柳津村の一部とを占む。松永濱の位置たる元神村宇松崎の地先茫漠たる水面たりしが去今二百七十餘年前備後福山の浪士本莊重政と云ふ人地理を視察し製鹽の利を興すに適すとなし万治三年(二六九)之が埋立を企圖し寛文二年(二六七)夏鹽田の開作を竣へたり。時に製鹽に従事せんとするもの四方より集り來りて數年ならずして鹽業既に其緒に就けり。重政藩廳を経て稟請し幕府の允許を得て此地を松永と命名す。蓋し松崎の地先水面の埋立に因み其事業の永久に隆運ならんことを期する寓意に出でしならんか。

寛文七年(二六二)重政宅を松永にトし松永鹽田に關する諸般の制度を劃策す福山藩亦意を鹽業に注ぎ濱役所を設置し専ら粗製を防ぎ濫造を矯むるを任せり。此濱役所は實に松永生産組合の前身にして松永鹽の他濱鹽に比し俵裝堅牢、入實正確且保存上の歩減も少なりしを以て其信用自ら世の認むる處となり、終に松永生産組合の下に商標賣買の行はるゝに至りしもの蓋偶然ならざるなり。爾來販賣歲とともに擴張し鹽業の發達月に隆昌となれり。又製鹽は濱役所監督の下に總て藩の認可したる鹽問屋の手に於て販賣せられしは其制稍專賣制度に類似せしものゝ如し。

此問屋は實に現今の株式會社松永鹽商社の起因をなせり。元祿十一年(二三)の調査によれば鹽田の反別三十九町歩、同十三年には五十六町餘歩となれり。然れども當時の産額は僅々一ヶ年に一千万斤に満たざりしが天明年間には江戸廻しの鹽のみにて一千万斤を超過する盛況となれり。後又安永年間には柳津村に鹽田の開作ありて松永濱と製鹽のことを共同處辨せり。是れ松永濱の此の鹽田をも包括せる所以なり。

製鹽の燃料は從來松葉を用ひしが文化元年(一二五)の頃石炭を試むるものあり然れども臭氣食鹽に傳染せしかば之が改良を圖り、煙突の設備を改善する等により此の憂を防ぎ得たれば石炭を用ふるもの漸く多きを加へ文政年間には殆ど全部之を用ふるに至れり。松葉焚鹽當時は販路江戸及其附近なりしが石炭を用ふるに至り北越地方を以て主なる需用地とするに至れり。又柳津村の鹽田も慶應年間より明治の初年に及び更らに増築せられ爲めに其反別實に百町餘歩の多きに達せり。

茲に、鹽業の危機は襲來せんとせり。即ち松永鹽田の増加彌多く製鹽の額從て増加せるに際し全國の産鹽も亦漸く多きを加へ需給の均衡を失するに至りて鹽價忽ち暴落し收支遂に相償はず鹽業者の困厄日に甚しからんとす。偶々三田尻の人田中藤六夙に之を憂ひ卒先して粗製濫造の弊を矯正し兼ねて生産費を節約せんと謀り、製鹽期間を改正短縮して三八法(自三月至八月期間製鹽法)の勵行に併せて日持法の換持濱に及ばざることを鼓吹するに會す。藝、備、防、長、豫、五州の鹽業者此法を利とし相會して協商する處あり、遂に

規約を設けて之を採用するに至れり。之に依りて稍生産費を節することを得たるも三八法は猶未だ普及するに至らざりし。然るに明治七八年の頃鹽價甚しく低落し悲境に遭遇せしかば更に十州鹽田會なるもの起り三八法の勵行を見る。爾來此法今尙存す。

明治十五年田窪藤平(小傳竹原地方の部に在り)を聘し鹽業の改良を企つるものあり。藤平は伊豫の人多年鹽業に従事し經驗に富み斯業の改良を計り工夫を施せし點極めて多く實に斯界の泰斗たるに耻ぢざりき。然れども最初は之を秘して快く他に教へざりしが後明治二十年松永鹽田組合の同人を招聘するに及び始めて其技を開放し傳授せしかば松永濱製鹽の法大に革まり田窪の名松永濱に嘖々たり。

先是明治十七年八月二十五日暴風あり海水漲溢し、堤防破潰したるもの多かりしも間もなく復舊することを得たり。方今松永製鹽の量實に二千幾百萬斤と稱せらるゝもの故ありて存せり。

鹽稅の事

寛文七年秋鹽稅として松永濱全部より銀百枚を時の領主水野美作勝種に貢す。之れ松永濱納稅の權輿なり。其後改正ありて食鹽一俵に付銀一步五厘を納む。元祿十一年勝種の子勝岑死後松永の地幕府の所領に歸するや幕府乃前十ヶ年の松永濱製鹽高を按じ一ヶ年平均十一萬五千五百五十俵と算定し、之に對し鹽稅年額銀十七貫三百三十三匁二分八厘を納めしむ。元文三年(一九一)に至り時の領主阿部正福鹽稅の額に四割の増課をなしたり。後明治六年地租條例發布、地租徵收に至るまで此の鹽稅を負擔せりと云ふ。

竹原地方
鹽田

竹原地方鹽田 (廣島縣竹原町)

一、竹原濱

記録は概ね散逸して傳はらざるもの多し、之を以て其沿革を詳にすること能はずと雖唯僅かに殘存せる一二の舊記に據るに其創始は實に慶安三年(二七九)にあり。之より前正保三年(二八三)二月藝備兩國の大守松平安藝守の治世に

鈴木四郎
右衛門重
仍

當り賀茂郡代官鈴木四郎右衛門藩に請ひ西成井川より南大糸東本川に至る間を劃し堤を築きて耕地とし、同四年工竣り稻麥等を播種せしも南方海に瀕せる地は自然潮汐の浸潤を受け耕作に適せず、偶々播州赤穂より來りて薪を買ふものあり。之を見て寧ろ鹽田となすの利なるを説き且曰く吾郷赤穂其の例に乏しからずと。時の年寄役三原屋五郎左衛門等之を聞きて代官鈴木重仍に告ぐ。鈴木以て然りとし試みに海潮を煮て稍得る所あり。是に於て斯業に精熟せる赤穂の人太郎右衛門、七兵衛の二人を招き、宇大石沖に鹽濱一軒を開き之を試みしに品質の良好なるを見る。更に藩に請ひ慶安二年二月(二八〇)工を起し同三年を以て入濱三十一軒を築造せり。之れ竹原濱の權輿なり。承應三年藩更に鹽田六十七軒を増築す。其後廢合等の事あり。明曆三年(二七二)には八十六軒に翌万治元年には八十五軒に減少せり。降て文政十三年八月(九九)藩又工を起し天保四年四月(九六)鹽田七軒を築けり。然れども生産費節約の目的を以て二軒捲濱と稱し鹽田二軒を合して一とし釜屋一軒を廢止す、嘉永四年(七八)に至りて三軒捲濱と號し三軒を一とし釜屋二軒を廢して現今に至れ

りといふ。

鹽を焚くに從來薪を用ひしが寛政の頃より豊田郡生口村に石炭を以て燃料となせるものあり。依て文化二年(一二四)同地より其技に通せるもの惣右衛門及幸助なるものを招き竈の築造及び用具の調製方を傳習し之を試みしに最初は鹽の色稍灰色を帯びしが其後竈の構造煤煙の排除等種々の改良を加へ、薪焚のものとの差異なきに至れり。是れ當地方石炭使用の嚆矢なり。

承應元年(二七七)藩主賀茂郡横島山及的場山の二山を以て竹原濱の腰林とし松苗を植む此樹木を以て鹽濱の橋梁の架換、水防の杭木に使用し且鹽竈築造のため二山の土を採掘使用するを得るものとせり。

万治三年藩多井新田及大開濱の田畑を以て竹原鹽濱の附屬とし其一軒前に二段乃至四段を分屬せしめ鹽田を賣却する時は附屬田畑をも併せて賣渡すべきものと定む。

寛文中藩に於て他所より鹽の買入れ又は問屋以外に於て鹽の私賣をなし又は製鹽に關する諸物品を他所へ販賣することを禁制せり。

諸國に於て頻年新鹽田を開き製鹽するもの多きに至り茲に需求の權衡を失し鹽價下落して收支相償はず鹽業家の困難甚しきに至りたるを以て、藝、備、豫、防、長の五ヶ國の同業者集合協議を遂げ、實曆十二年(一六七)以降毎年二月より九月に至る八ヶ月間に限り製鹽し尙降雨少く採鹽多きため鹽價更に下落の虞ある時は期間を七ヶ月に短縮することとし製鹽の制限を定め以來毎年正月八日及び八月七日の兩度豊田郡高崎藥師堂に會合し鹽業に關する諸項を協定し、又例年三月中旬安藝宮島に於ても集合せり。

文化九年に至り播州灘目赤穂の鹽業者も亦來會す、於是備前瑜珈山、藝州宮島を以て集會地と定め毎年四月輪番會合することとしたるが廢藩の時まで行はれたり。

右の如く竹原濱は悉く藩の經營に成れるものなり。何時の頃民有に歸せしかは事蹟詳ならずと雖も明曆二年(二七三)の鹽濱地詰帳に徴するに既に其以前にありしが如し。

因曰、當濱開祖鈴木四郎右衛門重仍は寛文四年二月二十九日卒し、廣島白

鳥町日蓮宗妙風寺に葬らる。

寶曆十三年卒去後一百年忌に當り濱役人其他有志の發起に依り竹原町眞言宗不老山長生寺に於て法要を營む。以來毎歲二月二十九日追善供養の營み絶ゆることなし。澆淳の世此の美舉あり、欣慕すべからずや。

田窪藤平

田窪藤平翁

茲に田窪藤平翁の功蹟を記載せんに翁は文政十一年六月二十一日、豫州越智郡波止濱村に生る。天保十二年より嘉永三年まで父と共に鹽業に従事せしが感ずる處あり翌年より豫、讚、備、藝四州の鹽業を巡視し地質氣候の異なるに従ひ作業を異にせざるべからざるを考察し翌五年歸村以後同郡盛口村某鹽田家の支配大工となり其間竈の構造、臺壺其他鹽業改良の資料を工夫試験せしが大に得る處あり。之を實地に試みしは實に二十四ヶ所、備、豫、藝、防、長の諸州に亘れり。皆各鹽業家より懇請せられし所、地盤の改築。撒砂の加減。煙突の改良等、施せし處皆効果を顯はし悉く招聘者を満足せしめたり。加之翁の技量の凡ならざるを知るや明治三十年鹿兒島縣知事加納文宜の請に

より同縣下に試験鹽田新設の監督として赴き、或は明治三十四年農商務省鹽業調査所の請に應じ千葉縣津田沼試験場へ出頭し地場の築造及び臺壺の構造等諮問に應答し尙各種の意見を陳上する等公私、上下の信頼厚く而して其説を聞きしもの之を實地に施して皆顯著なる好成绩を得たりといふ。明治二十九年六月二十三日賞勳局より藍綬褒章を下賜せらるゝに當り鹽業組合之を機として石碑を建設し功を不朽に傳へたり。

尾道地方
鹽田

尾道地方鹽田

(廣島縣尾道地方)

一、富 濱

古記録中に延寶五年(二五二)十一竈元祿四年(二三八)十四竈在りしと記せるものあり。兎に角延寶元祿の頃に開拓せられたるものにして長十五町幅六町、鹽戸二十九なりしと云ふ。然れども之を確證するに足るべき記録なければ於今之を詳にするを得ざるを遺憾とす。

或曰、富島なるもの之を開作したれば富濱と名付くと。暫く記して参考とす。

二、干濱(又肥濱)

古記録に元祿二年(二四〇)に八竈、享保十五年(一九九)二竈在りし云々と記載したるものあるのみにて又信憑するに足るものなし。

三、吉和濱

元祿九年八竈、同十六年に九竈云々と記せるものあるも確認すべき記録なし

四、三原濱

元祿十三年(二二九)に十五竈ありたりと記したるものあり又安永二年(一五六)の差出帳に左の記事あり。

一、鹽濱九軒

- 壹軒 居宅 葛屋小十郎
- 壹軒 東濱 栗田屋與一郎
- 壹軒 三津 葛屋喜四郎

- 壹軒 " 白市屋保右衛門
- 參軒 尾道 福島屋政右衛門
- 貳軒 風早 大津屋傳四郎

土手南北 二百間程
西方 百八十間程

" 南西 二百間許り

右鹽濱永祿十三辰年出來仕候其以後兩度大風に付土手切れ當町のもの普請得不仕荒濱に相成居申候處寶永六丑年(二二〇)阿波屋林内濱受取普請仕相抱申候然る處享保七寅年(二〇七)濱十五軒の内五軒三津浦葛屋甚三郎へ賣申候殘十軒は大阪阿波屋午助へ相渡阿州浪人湯村利兵衛と申す者右午助より譲り受候利兵衛罷下り支配仕候處享保八卯年(二〇六)右十軒利兵衛より豊田郡戸野村福益屋吉右衛門へ賣申候享保十四酉年八月十九日(二〇〇)大風高潮にて濱數ヶ所切れ破損に付吉右衛門濱捨退申候。然る所葛屋甚三郎の働きにて御調郡向島栗田屋藤七少しの代銀出し濱仲間罷成り同年十月二十二日汐留仕夫れより普

請取付濱數十五軒を西沖にて六軒除き九軒に仕甚三郎藤七支配仕候處其後追々賣買仕り只今持主右に記し申候通りに御座候以て大概を知るを得んか。

瀬戸田地
方鹽田

瀬戸田地地方鹽田 (廣島縣瀬戸田町)

一、生口島濱

何れの時代に創始したるかは明かならざれども、分明なるは元祿二年(二四〇)開作の一番濱にして、得能善九郎の開墾に係る。以來明治十七年社日濱の開墾を最後としたり。今其の變遷の大要を記さんに寛文年間(約二六一)迄に開墾せしものは揚濱鹽田なりしが、同年間に入濱鹽田とせしことは郡國誌によりて認めらる、又口碑の傳ふる處によれば高値村の鹽田凡そ百年前に潰濱となり、其外各村所々に濱床なるものあり。之れ既設鹽田の潰濱となれる處なるも其何故に之を潰濱とせしかは詳ならず。或は鹽價低落の時之を支ふる能

はざりし經濟的結果ならんかとも云へり。以て其間多少の變遷ありて今日に至れるを想像すべきなり。

此地は寛政十二年(一二九)以前より石炭を燃料に加へ、其半は之を用ひたり。鹽業者は價格低廉なる此の燃料を用ふるを好みたりと雖も一方農民は自己の副産物たる薪の賣行悪くなるを以て數々故障を唱へたる形迹あり。其口實とする處は之がために作物を害し生業を脅威せらるゝと一面には薪の賣口少くなりて亦生活に困難を來すに在りと云へるが如し。於之鹽業者の迷惑少ならざるを以て當時の官廳番組に訴へ石炭使用の儀を嘆願せし結果、其の仲裁により文化七年(一一九)より薪二分五厘、石炭七分五厘を用ふるに至れるが此事も時を経て全く石炭焚となれり。

中國十州鹽田組合より極力鹽の生産を制限し鹽價の騰貴を謀るに力めたるも、當地方鹽業者は兎角規約を破り持濱せし形迹あり。之れ當地方は冬季と雖も鹽の生産に差支なきによりしならん。

二、生名島區域濱

文化年間凡(一一二)以前已に揚濱鹽田ありしと傳ふれども明らかにするを得ず入濱に至りては文政四年(一〇八)生名村の人治郎左衛門、喜惣兵衛の兩人舊松山藩の許可を得、同村字惠生の海面を埋立て漸く一町四段歩を築造せるを始とす。其後喜惣兵衛により天保三年更に八反歩、弘化元年に至り前記治郎左衛門其他によりて増築の工事あり。茲に於て總反別三町七段七畝餘となれり。字深浦鹽田は天保十三年八月生名村里正村上柳平なるもの村有名義を以て海面埋立の許可を得工事に着手せり。實は備後向島、歌浦健助、尾道、油屋直次郎之が金主となりしも一部資金の不融通より竣功の見込を失ひしかば前記柳平は此工事を讓受け松山藩主より資金を借受け天保十四年十一月(八六)終に工事の落成を見しなりといふ。

伯方地方
鹽田

伯方地方鹽田

(現今愛媛縣越智郡内島嶼)

一、瀬戸濱

伊豫國今治藩廳に於て之が開作を企て文化十一年(一一五)設計同十四年工事に着手、文政元年六月(一一)西濱六濱を竣成し次に東堀六濱に着手、同四年三月茲に完成を見たり。竣成の曉は藩の事業として製鹽したるも後加地子を徴し濱人に小作せしめしが明治維新に際し遂に民間に拂下げたり。

二、古江濱

天保(凡九〇)の頃今治町の木綿商深見利兵衛正廣なるものあり。東伯方島に行商し此地の鹽田となすに適せるを認め時の郡奉行井上七左衛門、大目付堀江七太夫を介して藩主に献策せしに大に之を嘉納せらる。

于時弘化二年二月(八四)亦藩の事業として開發に着手せしが時恰も財政不如意の爲め之を遂行すること能はず空しく中止するの止むなきに至れり。利兵衛之を遺憾とし焦心苦慮の後祖先傳統の木綿商を犠牲とし之を藩の專賣事業として資金調達の策を献せしが藩之を嘉納して遂に開作に着手することに決せりと云ふ。

於之利兵衛藩債募集の大任を荷ひ東奔西走資金の調達に席温まる暇なかりし

といふ。其功空しからず其資金總高金一萬二千八十兩餘錢札として一千三百五十二貫六百六十五匁九分は大阪、堺等の左記五銀主より借入るゝことを得たり。其忠節實に歎賞に堪へたり。

天王寺屋五兵衛 山家屋松之助

傳法家五右衛門 天王寺屋伊太郎

指吸善兵衛

安政六年(七〇)再び工事を起し二年後即文久元年十二月全く竣れり。

藩主之を賞し濱一戸前を賜ひ且鹽問屋株仰せ付けられ弘化三年(八三)酒の小賣株仰付けられ後嘉永二年帶刀御免となる。後商用持船玉繁丸(千石積)に乘組み江戸表今治屋敷へ伺候の節御目見被仰付目錄及料理の下賜ありたりと云ふ。此君にして此臣あり所以ありと云ふべし。

右藩債償却に就ては頗る苦心せるものゝ如く且聊苛政の嫌ありと雖も人民更に怨聲を放たず國政に服したりといふ。其の方法は領民は男女老若を問はず一人に付一ヶ年四反の木綿を課し(所謂人頭税)一ヶ年間に四百萬反を得て之

を大阪及び堺へ賣込み右代金の二分を返済金に充當したるものなりと云ふ。更に財政補足的手段として古江濱所に富籤を行はしめしが四方より集り來るもの夥しく一時大に繁榮せり。従つて其運上金も巨額に上れりといふ。

叙上の如く各濱共藩の事業として開作し之を試作したるも僅々一二月に止まり小作人を強制指定して加治子を徴せしが當時製鹽の方法不完全なりしを以て收支相償はざりしといふ。民有に歸して後も舊慣を墨守して更に改良を講せず、爲に鹽質粗惡價格従つて安かりしが專賣實施後は大に覺る所あり製鹽方法に注意するに至り今は聲價頗る向上せり。

此他多少の鹽田ありと雖略之。

第四 兩備鹽田 備前

味野地方
鹽田

味野地方鹽田

一、味野附近及山田村

鹽田の開作は何時の頃に始まりしかは舊記の徴すべきもの少く、従つて之を正確に知り難しと雖去今千四百餘年前、延暦の頃本郡より鹽を調庸として奉りしこと古記に見えたり。以て昔時より鹽業の起り居りしを知るに足る。延寶七年四月兒島郡赤崎村より小川村に至る沿岸に新濱の開墾に着手し、天和三年(二四六)に至り其工を竣へたるも、僅々二町餘反歩に過ぎず。而かも其何人の手になりしか之を知るに由なしと雖も、製鹽仕向地は備前、美作、及讃岐小豆島、なりしが如し。

文政八九年の頃(凡一〇三)野崎武左衛門なるもの味野、赤崎兩村の海岸地方

野崎武左
衛門

に鹽田を開墾し、文政十二年極月に竣工したり。此反別四十八町八反餘なりし天保二年(九八)藩主池田侯大に斯業を奨励したる結果、熾に開作の業行はれ日比、利生、向日比の三ヶ村に十一町餘の開拓成るを告げ天保九年(九一)に至り豫て野崎武左衛門等によりて池田侯の允許を得胸上村外七ヶ村の海岸に大鹽田築造の企圖ありしもの茲に築造に着手し同十二年に至り築堤の業成るを告げ遂に鹽田七十三町餘を得たりと云ふ。官爲に里正を置きて之を督したり。然るに日に月に進歩し發展し來りし鹽田も明治十五年八月大暴風雨に逢遇し、巨濤の爲め山田村一面の堤防崩潰し、鹽田は素より釜屋の破損甚しく官特に關係七ヶ村に免租の處分をなしたり。同十七年八月亦暴風雨起り海嘯襲來し、味野、赤崎の鹽田殆ど荒蕪に化し去りて更に太しき損害を被れり。茲に於て關係鹽業者連署を以て補助費支出の請願をなし、も不幸聽届けられず唯被害程度に應じ五ヶ年乃至十ヶ年の免租處分を受けたるのみ。然れども愈々復舊工事に着手し見れば僅々數ヶ月にて功を竣へ當業者の利益夥多なりしと云ふ。此時山田村胸上村の鹽田二區を合して東野崎濱と稱したり。

二、牛窓地方

鹿忍村岡濱鹽田は岡山縣下創始の鹽田なるが如きも亦徵證すべき記録なく只口碑に於て傳ふるのみ。此地南方の外山を繞らし降雨の際は惡水鹽田を洗ひて製鹽を許さず。特に夏季の最盛期に插秧の用水を鹽田に注下して被害更に甚しきものあり。却て秋冬の方鹽の收入多き有様なりしを以て鹽業者の辛苦勞役も其効少なく、寛政の頃より殆んど廢棄の姿を呈したりしが天保六年(九四)本郡南幸田村の富豪片岡氏之を買受け巨大の資本を投じ惡水の排路を設け荒廢の地を復舊し孜孜として經營に力めたる結果稍面目を一新せるを、天保十一年十一月(八九)幸田村磯屋貫右衛門なるもの更に沖濱の新墾を企て弘化三年に至り始めて石炭を用ふるに至り明治十五六年頃には設備漸く整ひ、茲に始めて鹽田の体をなせりと云ふ。

三、宇野地方濱

宇野新濱鹽田の沿革は文献に據りて徵すべきものなし。口碑の傳ふる處によれば(文政凡一〇〇)年間舊岡山藩家老池田伊賀守鹽業の振興を獎勵し、岡山

の商人高田屋及本郡鴻村天王なる者をして合同開拓をなさしめ九釜屋を設け之を三分し其一分より得たる収益を獎勵者たる伊賀守に報酬として献上せしといふ。爾後數十年を経て同村の居住者之を繼承して今日に至るのみにて古來專賣又は保護獎勵の特記に値するものなし。

前瀉濱鹽田の沿革も古來專賣又は保護獎勵等を加へたる事蹟なし。其の起原は天保四年(九六)田井村の人富田善兵衛、岸田嘉兵衛の二名發頭となり同村數名のものと同協同し合資組織の下に之を開作せり。其後數十年を経て現今の所有者井上正憲外數名の所有に移りたり。維新前は鹽田一反歩の御高今の地價一石に付物成今の地租(玄米三斗、此外一二の別上納ありしといふ)。

四、寄島地方濱

岡山縣淺口郡寄島町の東西に蟠蜒して東西三十町、南北三丁に足らざる鹽田あり。別ちて西新開、中新開、東新開、早崎新開、鳴瀧新開の五とす。其の起業は遠く百年の昔にありと云ふ。専ら鴨方藩の保護並に指揮を受けて始業することとなり、爲に製鹽幾俵を貢物として藩に上納せり由りて專賣等の

形迹はなきも保護、獎勵は非常なりしが如し。後民間事業となり十州鹽田組合組織成るに及び農商務省の干涉獎勵を受けしも數年にして止みたれば爾來之を繼續して進歩をなしつつ今日に至る。

第五 播州鹽田

赤穂地方
鹽田

赤穂地方鹽田

元和六年(三〇九)の舊記に鹽屋村鹽田三十五町餘ありしことを記し、寛永二十一年(二八五)の加里屋町檢地帳に濱十七町餘ありしを見れば鹽業創始は遙に此以前にありしが如きも文献の徵すべきものなく其の開作の模様知るべからず。後正保二年七月(二八四)淺野内匠頭長直常州笠間より封を移し當所の領主となるや淺野家累代殖産に心を用ひしより推せば鹽業に力を用ひて之を獎勵せしや明かにして斯業發展は蓋し此時代より胚胎せしならん。

此年八月長直命じて御崎内浦の海面を埋めて一村を開かしめしも、海深く濶荒し。乃ち大石を投じ大船を沈めて之が崩潰を防ぎ久しくして漸く成る。其後大阪の人岸部屋九郎兵衛、矢島喜助、播州高砂の人今津屋重右衛門等に命じ新濱を開墾せしむ。今の新濱村之れなり。

大石良雄

初め前執政の時に當り同領内の商賈十餘名商議の末鹽田開拓のことを出願せしに新規の事業にして前例なき故を以て却下せられしが、彼の大石良雄執政となり、藩政に參與するに及び再び請願せしに良雄願意を聽取り願書を預り置きたり。其後數年を経て更に何等の沙汰なかりしより出願者は落膽の裏に歲月を送れり。然るに十數年を経て突如の召喚あり。請願者等疑念を懷きつゝ出頭せしに詎ぞ料らん右請願に對し免許を與へらるゝとは。乃ち他日其仔細を問ひけるに、良雄曰く、余は既に鹽業は領内屈竟の産業なることを思惟し居れり。然れども當時我領内の山林樹木に乏しく假令該起業を允可せんも薪材の價格忽ち騰貴し收支相償はざるに至り事業中途にして廢滅に歸せんことを慮り之を以て直ちに之を許さざりしなり。其後領内一般の山林に苗木

を移植し之が濫伐を禁じたる結果、今や漸く孰れの山林も樹木鬱蒼復た昔日の觀にあらず。仍て今之を允許するものなり。又之に對し直ちに我意を披瀝せんか領内一斑の經濟を知らざる徒輩或は苗木の移植、樹木の禁伐を以て單に少數出願者の犠牲たらしむるが如き、感念を抱くものありて故障其間に湧起せんことを併せて慮りたるに由る。と云へりぞぞ。實に大石にして此事あり。深慮敬服するの外なく今以て同地方の美談とせり。

當時に於ける藩則を見るに新開作鹽田に對しては運上年貢四ヶ年間の免除あり。尙本濱の運上年貢も三割方の輕減を行ひしのみならず、普請に要する木材、借は葺草に至るまで悉く之を給與し以て鹽業の發達を促し且之を保護獎勵したりと云ふ。以て淺野家の殖産に意を用ひし一斑を知るべく其後幾多鹽田の開作を見、赤穂鹽の名聲天下に噴々たるに至りしは蓋偶然ならざるを知るに足る。

正保三年新濱村の三十郎廓、中濱元、沖廓、地濱の三廓成就す。乃荒井、的形地方の濱人を招き之を移住せしめしが來り住む者十一人なりし。是れ新濱

村の開始なり。

寛文七年(二六二)新濱村唐船山より東端まで五百二十五間、東端より北端まで八十一間の間に大堤防を築く。翌年尾崎、新濱濱人より仕入銀を出し之に鹽田を開作す。唐船廓卽是なり。

寛文十一年(二五八)初めて鹽問屋より御禮銀(税金)を納めしむ。

延寶六年(二五一)藩廳藏米を貸與し、其代金は逐次返納せしめ鹽業者を保護せり。

延寶八年(二四九)始めて鹽奉行及鹽直師を置き鹽の賣買、容量の否正を監査す。

元祿十三年(二二九)新濱尾崎村に木直師を置く。蓋し薪材の評価委員にして現今の石炭直師の濫觴なりとす。

元祿十四年三月藩主、淺野内匠頭長矩、江戸城中の變によりて死を賜はる。依て領地は公領となり脇阪淡路守安照之を預る。其臣石原、岡田二人代官として龍野より來り政事を掌る。

元祿十五年、永井伊賀守野州烏山より移り當郡を領す。寶永三年七月(二二)永井伊賀守信州飯山に移され同月森和泉守長直、備中西江原より來り此地を領す。爾來鹽業の發達を謀り赤穂の名聲天下に顯はるゝに至れるは森家累代の措置其宜しきを得たるによる。

寶歷九年(一七〇)二月京都の人八田四郎右衛門、資を投じ加里屋濱の沖に新鹽田を開く。八田濱之れなり。

同年領内尾崎新濱の鹽田困窮に瀕し幕府各問屋を救助す。

同十三年幕府鹽政をなすこととなり鹽は御朱印付となれり。

明和二年七月(一六四)大阪の人炭屋治兵衛八田濱の南に新鹽田を開かんとし藩の允許を得たるも資本缺乏したるため遂に成就するに至らず。加里屋町那波屋彌次郎、鹽屋村、柴原幾左衛門等によりて之を落成す。今の南濱なり。

天明六年(一四三)鹽屋村鷓和村に鹽田を開發す。淺島濱之なり。

寛政元年(一四〇)三月本郡那波村の人岡田源右衛門日光濱を開く。

眞鹽は西濱専ら之を製し、東濱には之を許さざりしが文化六年(一二〇)東濱

より差鹽のみにては生業困難の旨を訴へ遂に之を許さる。

文化六年各濱より難澁に付鹽製造制限の出願をなす。之を許さる。又此歳古濱鹽賣捌方を藩廳の收納米に準じ需要地大阪商人に入札拂の方法を用ふ。之を御産物取扱と云ふ。即ち鹽政の規程二十三ヶ條を發布せらる(本文略之)。

文化八年四月領主森越中守忠敬命じて加里屋町、東沖手十三軒前及び小内方四軒前を開墾せしむ。

文化九年に至り鹽田次第に増加し製鹽の量需要に超過せるより漸く鹽業衰退の徴あり、茲に於て冬季休濱の議起る。蓋し此年下筋の濱人此地に至り冬季休濱の利を説きしに基くといふ。

文政四年(一〇八)鹽賣捌方を御産物扱とすることを停止せらる。

文政六年始めて燃料に石炭を用ふ。此年偶々備前瑜珈山に鹽業者大會あり。石炭焚の利あるを聞き之を復命す。之に於て此年十月尾崎村與十郎、新濱村新次郎の二人を阿波國撫養に派し傳授を受けしむ。二人同地の釜焚二人を伴ひ歸りて之を試む。之より次第に各所に用ひ十數年の後復薪材を用ふるもの

絶無となるに至れり。

文政十一年加里屋村東大土手濱を開作す。

元治元年(六五)鹽屋村柴原幾左衛門許可を得て大土手濱の西鹽田を開く。今の西大土手濱是なり。

慶應三年正月(六二)領主森美作守忠典、加里屋東沖手の南端に小鹽田を開墾せしむ。明治三年に至りて成る。東沖手新開濱是なり。

明治四年王政復古の事あり。政治及社會の組織に一大變革を來し、鹽業の制度全く廢滅に歸せり。

明治十八年、十州鹽田組合の設あり。之に加入す。

大鹽地方
鹽田

大鹽地方鹽田

(兵庫縣印南郡大鹽町附近)

一、曾根村濱

慶長年間加古郡荒井村に於て初めて鹽田の開作あり。漸次印南郡伊保村の

内人伊保崎村、梅井村に至り遂に本村に及ぼしたるものなるも、本村に於ける開發は何れの時なりしか知るべからずと雖も遠く寛永年間(凡二二四)にありしものゝ如し。然るに前記の各鹽田は加古川の末流に瀕し淡水流入の爲め變じて耕地となりたるもの多し。今は渡場以南に偏在し、南海寄洲を埋立て南部に突出したる部分のみ存す。新しきは万延年間(六九)の開作にして新開と稱す。

二、的形村濱

本村海岸に海岳寺と云へる古刹あり。天平年間(凡一一九〇)僧行基來り住して附近の地採鹽に適するを知り製鹽の法を授けたるに始まる所謂上灘目と稱する鹽田中尤も古きものは此鹽田なりと云ひ傳へたり。降て乾元元年(六二七)安東平左衛門入道蓮性なるもの此地福泊の海岸に鹽田を設けてより漸次西より東に及びて今日に至れりと雖其間潮流其他の關係により異同あり。宇松五郎等は五百餘年前の鹽田なりと云へり。尤も古きものは字奥濱にして應永年間(凡五三〇)之に亞ぐ字岩鼻前は寛永年間(凡三〇〇)字新濱は寛文年間(凡二六〇)字

七軒濱は享保年間(凡二一〇)の開拓にかゝると云ふ。而して最新しきものは相生濱にして文政十二年(一〇〇)の開拓になるといへり。素より製鹽法其他頗る幼稚なりしが順次赤穂地方に倣ひ同地方の人夫をも雇入れて改良を計りたりといふ。舊藩時代には鹽を同地の産物と稱し、藩主より資金の貸與、其他保護の恩典ありしが如きも記録の徴すべきなければ其年度、方法等更に明かならず。

三、大鹽濱

案するに今より約六百三十餘年前、永仁六年既に大鹽村は大鹽の莊なる名ありしより考ふれば此時既に鹽田の開けしこと疑ひなし。

本村の鹽田は由來開墾時代の年號を用ひて名付くる習慣あり、依て最東端の濱、元祿濱は創始の時を示す。其後年次と共に變遷あり。村間に近き濱は淡水流入等のため鹽質粗惡となり自然耕地或は宅地に變換せられたれば、南岸寄洲を利用して鹽田を開拓したり。文政年間(凡一〇六)に百餘町歩、天保三年(九七)に二十三町歩、(天保濱と名づく)嘉永二年(八〇)十二町餘歩、(嘉永濱)明治

山本久左
衛門

二年に十二町餘歩、(明治新開)を開作して今日に至れり。

今、天保濱開作者として功勞ありし山本久左衛門の小傳を記すれば

久左衛門は印南郡大鹽村の人也。性溫柔豪毅、能く村民を綏撫す。舊姫路藩の用達を勤め格式別席上座御用掛大庄屋上席に居れり。藩に事へ勤勞少からず終身扶持米若干を賜ひ、又時々貴重物品を賚ふ。文化年中鹽價非常に低落し村民生計を維持する能事はすして他郷に移住する者少からず。久左衛門大に之を憂ひ遂に藩主の命により村民を督勵し鹽田會社を創立して以て鹽價を回復せんとし種々討議すると雖元來本村の如きは鹽田耕地共に狹隘なるを以て十分の目的を達すべからずして其議ならざりき。爾來熟慮措かず、遂に天保二年に至り、鹽田開發の事に着手することゝなれり。然れども場所は全く海面にして波濤時に暴漲し屢々海濱を破壊することあり。久左衛門、斷然この洋々たる海面に向ひ區域を定めて先づ其疆域に堤防を建築し其怒濤の害を避け然る後堤内を埋没して之を拓く。其間數々困難に遭遇せしも少しも屈することなく奮勵能く其事に従へり。然るに天保

五年暴風あり、爲に西方の堤塘を破壊す。其害少なからず。久左衛門銳意再興に盡し其翌年六月七日漸く其半を回復せしが八月に至り不幸にして風波復大に來り襲ひ、其の慘狀見るに忍びず。斯の如く屢々天災に遭ひ徒らに資金を投棄して復奈何ともする能はざる境遇に陥れり。茲に於て親戚等相諫めて其事業を停止せしめんとす。其言に曰く、今般着手せし開墾の事業は素より美舉にして敢て間然すべきことなし。然れども地位は即ち海面也。今之を埋め立て鹽田となすは實に容易ならざる一大事業也。見よ、從來此の事業のために失敗せるもの尠からざるを。惟ふに到底資力相支ふべからずして恐らくは爲に家産を蕩盡し終に汝祖先の祭祀を絶つに至らん。と勸告再三、切言交々至る然れども久左衛門遂に聽かず只偏に資金の補充を稽慮するものゝ如し。一日策盡き實を以て妻に謀る。則妻女曰く富は一代なり功は之を萬世に遺す。願はくは小成に安んぜず、宜敷熟慮せらるべしと、久左衛門大に其言に感じ志益々堅きを加ふ。此に於て家産若干を賣却し猶藩主に請ふて資金を借り、爾來百敗屈せずして遂に其功を奏するに

至れり。今其事蹟の概略を擧ぐれば左の如し。

鹽田開墾地大鹽村字天保濱

一、開墾反別 二十三町七段八畝八歩

一、天保二年着手 同十二年成功

一、資本金 銀千三十二貫五百二十四匁一分二厘

後藩主其功を賞し開墾地の内反別四町歩、並に久左衛門の居宅反別三段一畝二十六歩を除地となして免租せり。實に天保十四年四月なり。降りて嘉永二年に至り久左衛門は興業の志尙衰へず。再鹽田開發の事業を興せしが功半にして病死せり久左衛門の事業前述の如し。茲に於て村内の事業起り生計漸く立ち一旦流離せし惑民も再び歸郷して逐年其塔に安んずるを得たり。と云ふ

往古の事は之を詳にせずと雖的形、大鹽、曾根等の諸村は元漁師の住む處なりしが、鹽田創めて開け製鹽の事起るや一轉して鹽業に従事するに至りしと雖製法頗る幼稚にして收支或は償はざることあり。中古文化文政に至り、

愈衰退其極に達し鹽田は盡く廢頽に傾きし時、村民山本安太夫、田中七郎左衛門、梅谷庄左衛門等、藩に乞ひて五年乃至十年の鍬下允可を得、或は又米穀の貸下を受け若くは定紋を賜はる等種々の獎勵保護を受けて漸く頽勢を挽回するを得たり。其後嘉永六年の頃不幸鹽價の低落に伴ひ鹽民の困窮甚しきに至る。是れ畢竟需用供給の不均衡より來るものなるが故に備前の人三宅平左衛門、安藝の人壽兵衛、伊豫の人太澤常右衛門等各國を遊説して生産制限法を講じ漸く、防長六ヶ月、阿讃藝三備豫四ヶ月、播州三ヶ月、の採鹹休業を實行するに至りしも満足の功果を見ず。明治九年に至り田中藤六翁の三八法を締結せしが是亦明治二十一年に至り、締盟破れて隨意作業に復歸し、殆んど周年採鹹の姿に回れり。

四、北濱村其他

北濱村は大鹽村に接續し南方海岸に突出せる一部分に過ぎず。明治初年の頃稻田に變じ今は地勢一變せり。
飾磨郡白濱村の内万代濱は明治二十三年大阪人藤本惣七の開作にして尤も

近き築造に係る。

戎新濱は百餘年前、讀人之を開拓せんとして果さず。後神崎郡の人熊谷なるもの漸く一部を竣工したり。今日の濱は其後明治の初年までに開發せられたるものなりといふ。

沖新濱は寛文年間の開作に屬す。其沿革は今尙石碑として濱側に建立せられたり。

八木濱は鹽田中尤も古きものなりといへども其年代は詳ならず。分ちて十八反、北濱、高須、前七段等と名づけたり。

英賀保村粕谷新田は明治二十年頃、白濱の人三木助三郎の開く所なり。

右八木、白濱、英賀保、的形、大鹽等の諸濱は、舊姫路藩の所有にして文化六年(一二〇)前に在りては江戸に鹽會所を設けたるも其後大阪に移せり。而して各地に御回鹽會所を設け、支役(苗字帶刀御免のもの)を分派して事務を取扱はしむ。即鹽の検査をなし仕切帳に捺印の上大阪鹽問屋に送らしむることを司る、鹽問屋は運賃と口錢とを引去り、其代金を鹽會所に上納し、鹽會所

は奉行詰居りて事務を取扱ふ。更に鹽會所より藩へ納付すべき運上銀と帆別銀(現今の出港税の如きもの)を引去り總て藩札に換へ大庄屋へ交付す。大庄屋は鹽代引渡帳に依り鹽業者に下渡すものとせり。

次に、問屋を経ざる鹽は鹽賣札なるものを或特定の者に交付し、地方に販賣する特權を有せしめたり。若他藩に行商するときは豫め届出て許可を受けしむると同時に藩は他藩に通牒し其藩内に御觸れを出さしめたり。而して此事は明治初年まで繼續して大なる變革はなかりしと云ふ。

燃料は文政年間まで薪材なりしが物價騰貴のため收支相償はざるに當り恰も好し赤穂地方より石炭の使用法傳はるあり。即ち同地の人を招きて釜焚法を傳習す。現今に至るまで赤穂より竈焚人の來れるは謂ありと云ふべし。

第六 阿州鹽田

撫養地方
鹽田

撫養地方鹽田 (現今徳島縣板野郡に在り)

一、本齋田濱

蜂須賀家
政

天正十三年六月(三四)羽柴秀吉、長曾我部元親を攻めて之を降す蜂須賀家政戦功あり。秀吉之を賞して播州龍野より封を阿波に移さる。家政の徳島に安堵するや時恰も戰國亂離の後を受け産業は衰頽し田畑は荒蕪に附して浮浪の徒多く盜賊横行せり。家政人民の困弊其の極に達せるを知り專慈愛を以て領民を撫恤し、産業を興して庶民を安んずることに力め家臣を督勵して之が經營に腐心焦慮、殆んど至らざる處なし。於之國民悅服して漸く其業に安んせりと云ふ。

家政の舊封播州は夙に製鹽の業發達せしを以て、家政之に倣ひ製鹽の事を

創めんと欲す。恰も好し、撫養の地斥鹵之に適するものあるを聞き、家臣撫養の城主、益田大膳に命じ、播州長濱の鹽田を開作して老練の譽ある同國荒井の人馬井七郎兵衛、大谷五郎右衛門の二人を招き瀬戸内海の干瀉を實地踏査せしむ幸に鹽田に適するものあらば兩人に相當の家督を與へんとの内命を賜はる。兩人即命を奉じて檢地せしに干瀉は鹽田に適し、蘆葦叢生の地は田地となすべきを知り乃狀を大膳に復命せしが藩主より直に業を起すべき事を命せられたり。

於是、大谷、馬居の兩人は同地大字大桑島夷山の麓に於て少許の鹽田を開築せり是れ阿波鹽田の濫觴なり。名づけて歟島と云ふは初めて歟を用ひし意にして今桑島と改む。于時慶長四年三月三三〇なり。始めて鹽を焚き之を大膳に致して成績の頗る良好なるを告げ、廣く鹽民を招致して事に従はしめんことを乞ふ。爾來播州、淡州等の鹽民を招集して開築に従事しかば鹽田次第に増加したり。兩人所期の功を奏せしかば一旦播州に歸省し何れも荒井の家督を嫡孫に與へ妻子を携へて遂に再び撫養に來り永住せり。今に至るまで

兩人の恩澤に浴せし農民は之が祭祀を怠らざりしが如きも、而かも未だ建碑の擧にも出づるなし。況んや社殿に靈を安することに於てをや。斯くして徒に歲月を移すは聊か遺憾なきを得ざるなり。

齋田は元、濟田、才田、財田、佐伊田、なごも書けり。

後嵯峨帝仁治四年、僧道範南海流浪記二月二十日の條に、

ふくらを立ちて阿波の戸を渡りて佐伊田に下る海路三里、云々とあり。

慶長九年(二二五)家政致仕出家して長子至鎮封を襲ぐ、亦父の志を繼ぎ、殖産興業に心を潜め大いに鹽田開拓の擧を賛し慶長十年十二月親ら家臣を従へ封土を巡檢し撫養に至り、齋田山にて齋田四組新開地の成績良好なるを視て大に満足し、大谷、馬居、兩人に謁を賜ひ、瀬戸内新開田畠斗代を定め且子孫に至るまで藏入たるべきこと、並に諸役免許たるべき旨を諭し公親ら筆を執て定書三ヶ條を書し鹽業の擴張すべき事を懇篤獎勵せりと云ふ。

又歟島成立御判物並に景圖引帳に曰く

橋本市右衛門藤原永久は淡路の國三原郡志知川村(七川村とも書けり)の住

人にて慶長元年春の末より阿波國板東郡之内干瀉へ參塲所能きを見定め山根より田島土地を築開、同二酉年大半土地出來因之氏神山王權現を勸請云々。

右によれば馬居、大谷より先きに築田のことありしが如し。暫く記して參考に供す。

之れより慶長十一二年の頃迄には撫養齋田七島を開發せり。此頃より村々に庄屋を置きて馬居、大谷兩人組頭庄屋役を命せらる。慶長十二年三月益田大膳より各村庄屋等へ濱方證文を授けらる。所謂七島とは齋田、鋤島、南濱北濱、竹島(高島)三石、安藝神(明神)之れなり。此時に當りて篠原孫左衛門と云ふもの淡州櫟田の庄委文村より來り同志を督し拮据經營竹島の鹽田を開墾せり。實に慶長二年六月とす。一は獎勵的公業にして一は自動的私營なりし爾後慶長十三年に至り、立石、辨財天、小島田の鹽田開築を竣り十ヶ村となる正保二年(二八四)又齋田を分ちて齋田、黑崎の二村鋤島を分ちて大桑島小桑島の二村となし始めて十二ヶ村となれり。齋田四組は當時の大齋田、中齋田、

大黒崎、小黒崎、にして素と鹽屋創始の處なるを以て各村の製鹽皆齋田鹽の名稱を稱へて今日に至れり。初め之を財田と稱せしは、殖産の財源を意味せるものゝ如し。

元和八年頃に至りて鹽業漸く盛になりしかば、益田飛彈守正長より制札を與へられ鹽屋一統の掟を定められたり。

鹽稅の變遷

享保十年(二〇四)藩主自ら斗代を定め鹽業に従事する人民には諸般の徭役を免じ同十二年三月に至り各地に役所を置き村々に鹽濱の證文を下附し上濱は一反に付銀十三匁三分九厘三毛、下濱は一反に付八匁七分六厘四毛の租稅を徵收したる外産鹽一俵に付一分五厘の稅を課せりといふ。爾後寛政年間(一三六)に至り二分二厘五毛に増稅せしかば同六年に至り鹽稅の苛重なると、鹽價の低落せることに基因して鹽業者の困難日に加はり終に藩府より救護をなすに至りたりといふ。

又寛永七年(二九九)の調査によれば當時十二ヶ村の鹽田沼井數三萬三千九百

七十六臺沼井一臺に屬する鹽田面積を三十坪と假定し、其面積即ち三百三十九町七段六畝に當るにして鹽田の等級を上中下各三等即ち九等に分ち之より産出する食鹽二十九萬九千八百三十三石とす。降つて明治九年地租改正の結果によれば其反別三百七十九町一畝二十七歩にして一等より十一等までの階級あり。爾後益々其反別を増加し來り明治三十四年の調によれば三百九十九町四段に上り一等の地價一反に對し七十三圓八十八錢二厘にして以下每等金五圓の遞減法に従ひ現に一等地は金一圓八十四錢七厘の地租を納めたりといふ。

藩府の保護法 寛永二年の舊記によれば當時十二ヶ村の鹽民困窮せるを以て時の鹽方奉行(多田彌六兵衛)並に林崎會所へ救護を乞ひしに其中四ヶ村は百枚に付き百十匁宛十二月下旬に貸與せられ翌三年一月に残り八ヶ村へも前四ヶ村同様貸與せられ何れも始め三ヶ年間は無利息後は六ヶ年賦月利八厘となしたりき。以後屢々藩府より救護を加へられしが寛政六年(一三五)に至り高島村手代伊丹藤左衛門勤務の時頻年鹽價低落して鹽民困窮せり。伊丹等之を憂

ひ鹽民に懇諭して鹽一俵に付一厘宛を徴收し當村の手代の手許に預り置かば數年の後三四百目宛となり年末等に於て他の救護を煩はさずして可ならんと云ひしに鹽民之に従へり。藤左衛門又之を時の代官佐和瀧三郎に報告す。佐和に之を喜び鹽方十二ヶ村に各一俵に付一厘宛を收めしめ之を林崎商會(鹽稅及其他撫養川交通の船舶に對し分一限を取立て藩府へ納むるもの)に預け置き凶年又は不時の用途に充つべきを命す。

同八年五月に至り十二ヶ村何れも此制を受けしにより數年の後始めて救護に充つるを得たれば後益々此法を繼續し維新前に至れりと云ふ。

煎熬用燃料は往昔に於て薪材のみなりしが文化四年(一二二)備後國に至り石炭焚の傳授を受け之を實施して以來松葉等を用ふるもの漸次減じ來り文政四年に至りては全く石炭焚となりたり。食鹽販賣に就ては弘化年間(八一)藩主特に江戸市内に問屋を置き以て阿波各濱の製鹽を一手に賣捌かしむる制を設けたりと雖も遠隔の地不便尠なからざれば僅に四五年にして廢止したり。又明治元年より同三年まで鹽業者の團結に成る會社を存し俵裝及び品質の檢閲を

行ひしも亦解散の運命に遭ひ、鹽業衰退に傾きたり。因て更に鹽改所を設けたるも規律整頓せざる處あり明治八年更に締結法を改正し同十年内務省の許可を経て鹽改會社なるものを置き後二十四年三月を以て本齋田改良鹽炭會社と改め、更に二十七年五月本齋田鹽業組合と改稱して今日に至れり。但し鳴門村字高島のみは之に屬せざりしが、明治十八年五月高島製鹽會社を設け同二十七年十月高島鹽炭會社と改稱し製鹽の品質を改良し販路を擴張し及び燃料を一手に購買する等に任せり。

要之蜂須賀藩の鹽業保護に對するや殆んど間然する處なき有様にして一に鹽業の奨励を旨とし鹽税は頗る輕く之を以て軍備費に充てしめたるは、公會て鹽租は以て後年我兵備を強からしむと云へるに徴し其の一斑を推知し得べきなり。

二、德齋濱

元和六年(三〇九)藩主蜂須賀家政播州より鹽夫を招き南齋田村の鹽田を開作す。齋田濱に後るゝこと二十二年なり。當時此地に於て鹽業に従事するもの

は諸徭役を免せられ製鹽は領主の御手鹽と稱せらる。後斯業漸く發達し、新濱、山城屋濱、末廣新田等逐年鹽田の開墾あり即ち新濱は寛永年間(三〇一)山城屋濱は享保二十年(一九四)末廣新田は弘化年間(八三)の創始に係る。而して南齋田及新濱は藩主家政公、山城屋濱は永田某、末廣新田は森某の創業なり。寛政六年の頃鹽業利なく當業者の困難甚しかりしも官廳の保護を乞ひ、或は前述の如く一俵一厘の積立法を行ふ等救済の策を講じたる結果天保三年(九七)より順次衰運を挽回して今日に至れりといふ。

三、答島濱

寛永年間(三〇一)の開作にして初め撫養城主たりし四ノ宮加賀守播州に隱遁し名を與一右衛門と改め後答島に來り鹽田を開けりと云ふ。即ち今の長濱の地是れなり。其後、西濱、新長濱、東濱、新築濱、大瀉濱、三本松濱、橘浦村の内幸野濱等の鹽田前後開拓せらる。而して大瀉濱は貞享年間(凡二四三)幸野濱は天明年間(凡一四七)に開かれたりと云へども他は徴すべきものなし。只寛永以降の開拓なることは疑を容れざるが如し。而して漸次産額も増加し來

りしに嘉永二年以後數回海嘯に遭遇し、或は荒蕪に屬し、爲めに米田と變じ甚しきは海底と化したるものさへあり。現今は僅々五十二町餘に減縮し居れり。

前掲八濱中長濱、西濱、新長濱、東濱、新築濱の五濱は曾て藩臣、長谷川近江の領となりたるも故ありて又藩主の有に歸せり。世稱して長谷川氏の御上り地と唱へしは之によるなり。餘の三濱は初めより領主の直轄にして之を御藏濱と稱せり。嘗て石炭焚を試みしものありしと雖も此地南方に僻在し運搬不便なるより依然薪材を用ふるを利としたり。天保以前に在りて盛時には回漕を專業とせしものあり。又船舶も常に四十餘艘ありたりと傳ふるも今は舊時の俤を存せず

明治維新より專賣法實施に至る回送

第三章 明治維新より鹽專賣法實施に至る回送

前章に於て鹽田の變遷に關し其大要を述べたり。此等の鹽田により近來年額九億五六千萬斤の製鹽を得るに至れるも明治初年に於ては製鹽法今日の如く進歩せず、從て産額も今日に比して少かりしは論なしと雖も其の製鹽額等に關する記録の據るべきものなきを以て遺憾ながら明記し難し。徳川時代に入りて帆船の航路漸く廣く、貨物の運送次第に擴張せられ明治維新に至りて更に一進歩を見たり。然れども之を維新後に比較すれば猶幼稚なるを免れざりしなり。本章に於ては維新當時より專賣法實施に至る間の回送に付て大概を述べんとす。今十州を綜合一括して記述するは却て不便なり。何となれば各地方各地理を異にし事情を同うせざるものあればなり。即直に巨船を入港せしむるに足る地方あり。漸くにして帆船を以て搬出するに止まる地方あり。島嶼なるが爲に海路による外なきものあり

本州に屬するが故に汽車を利用し得るものある等、一概に之を論ずること能はず。之を以て本章も亦前章に倣ひ十州を六區分し各區分に從ひ其の主なる狀況を述べん。然るときは其の附近は此等の中孰れかに略ぼ一致し、茲に十州全体に於ける回送の全豹を窺ふに足らんか。

一、坂出地方及附近

鹽積送りに先ち爰に特に販賣に關する大梗を述べん。坂出地方に於ける專賣法實施以前には販賣代表者坂出鹽產合資會社に於て問屋又は仲買人の文註に對し引渡數量及期日を定め之を製鹽者に通告し俵裝を施したる後值師の定むる鹽價に從ひ賣買契約を締結す。此時普通鹽價の約一割を入金として受取り期日に至れば現品の受渡をなすと雖も殘金は普通一ヶ月延の取引とせり。現品受渡は製鹽場所に沿ひたる堤防に搬出するを以て賣渡人の義務は了へたるものとし以後は買受人に於て上荷船を以て之を引取り入港せる帆船又は汽船に移積す。斯くて需用地に着船せば販賣人に引渡し之より消費者に供給せられしなり。

坂出地方
及附近

元來坂出は久米通賢の鹽田開墾完成を告ぐるや、鹽會所舊郡藩奉行所管と稱する役所を置かれ同時に鹽庄屋、值師、其他の諸役人を置く、又問屋なるものを設け、鹽の賣捌及燃料の供給を掌らしめたり。當時に於ける問屋は次の如しと雖も開業の年月及營業期間等詳ならず。

野口五郎八 龜田屋辰之丞 柏原屋五左衛門 川崎屋
北ノ宮仁左衛門 米屋市藏 宮武某 田池徳太郎

維新後鹽會所の廢止ありたるも尙北ノ宮、田池の兩問屋は事業を繼續したりしが藩政當時與へられたる權利株は自然廢せられ民權自由となりたれば、明治十年の拂下により鹽田も亦民有に歸し何人も鹽業を營み得るに至れり。明治十二年七月更に兩濱問屋の開始あり。一を南社、他を北社といへり。同十六年一月坂出鹽產會社の創立ありて鹽業者に物資の供給、鹽の受渡、代金の受領代理小作料の徴收及資金回收等鹽業上の經營に任せしが同二十六年十二月に合資會社に改めたり。

此外綾井御供所濱問屋、明治濱問屋、古濱問屋、綾佐の吉店等ありて鹽產

會社と略同様の事業を行へり。

坂出港に入り來る船は主として尾張船、阿波山西船或は淡路船と稱する一本マスト(二十四五反卷)帆船にして年中絶ゆる事なく就中六七月の交は十四五艘の輻輳するを常とせり。其後山陽鐵道開通後は和船の入港するもの次第に減少し半西洋型船或は汽船積となれり。

是等の入船あるや叙上の問屋は鹽賣買の任に當り盛に輸送せられしが時勢の趨勢により各個の營業は不利且不便なるを感じ遂に合同して會社の設立を促すに至れり。于時鹽專賣法實施前なりとす。

林田方面に於ては仲買人は豫約の產地荷揃を見斗ひ同地物産回送店へ之れが數量仕向地等を通知し船艚を要求すれば回送店は之を神戸なる船主に通報し着船を待ちて積込み發送せしなり。

又瀧元地方の如く大船を用ひ大輸送を行はざりし地方は全く帆船によれり大阪紀伊淡路又は附近小豆島への回送の如きは四百俵以上七百俵積の帆船を用ひ、筑前の如き遠所へは八百乃至千俵積のものを用ひたり。

此地の主なる問屋は當時は、石井嘉一、平野惣三郎、三好虎藏、淺田市次等なりし。

波止濱には徳島屋、丹波屋等の問屋ありしが後、波止濱鹽産會社之を取扱ひ明治四十年四月より野間信熙之を襲ぎしも終に坂出食鹽回送會社に併合せり。

多喜濱地方の如く土地邊陲にして入船に便ならず、從て諸雜費を多く要する處は増俵と稱し鹽百俵に付七俵を船員に與へたり。之れ船員の別收入にして然せざるときは入津を好まざるによりしなり。右の如くなるが故に製鹽の停滯するときの如きは問屋總代は常に諸國商人の集れる坂出に至り之が賣捌の商談を執行するを常としたり。

右の如く取扱はれたる鹽の仕向地を見れば、坂出鹽は東京、清水へ其六割北海道、酒田、直江津、新潟へ二割五分、朝鮮(釜山、元山)へ其餘を輸送せるも、元來清水送りは主として甲州送りの中繼なれば、甲武鐵道開通の曉には東京より供給することとなりて自然皆無となれり。

宇多津鹽は其五割を東京、三割を北海道、其他は朝鮮北陸地方にして時には九州へ送りたるものもありたり。

潟元は近き地方への回送にして六割を大阪、二割を紀、淡、二州或は同國小豆島或は九州筑前へも一部を輸出せり。

土庄鹽は有名なる小豆島醬油醸造に使用するを以て松葉燒眞鹽のみにして殆んど他に輸出する必要なかりし

此他は大同小異なれば略之

三田尻地方及附近

二、三田尻地方及附近

三田尻濱には從來數名の鹽販賣業者及問屋ありて専ら販賣に従事し且製鹽者も此以外のもの取扱をなさしめざりしが、其間互に競争をなす等の弊害ありしを以て此等を合同し合資會社鹽賣捌所を設立し今尙存立せり。

明治三十四年に於て各社員の權利を、總鹽業者に於て之を買收し鹽業者のみを以て獨立したる會社となしたり。即商事會社たると同時に鹽業者の販賣機關となれるなり。

又鹽田大會所あり。現品の引渡は大會所に通告すれば議員現場に於て検査を行ふを常とせり。

又賣捌方法に古積鹽前納賣込及春賣なるものあり。前者は冬期北海航路杜絶のとき賣捌所より人を大阪に派し當地にて越年中の北國船に賣込む而して鹽價は同地の鹽商に將來の見込評價をなさしめ鹽券を發行し代金を前以て受取り翌年四月二十日迄に鹽の受渡をなすべき契約をなすなり。春賣とは翌春受渡の賣買豫約をなし代金は請求により隨時支拂とし當年中何時にても現品を引渡す約束にして所謂前賣なり。右の如くなれば北國船によりて輸送せられ備船又は賃積等をなせし例少し。

明治十七年販路擴張の爲め北國及び北海道を視察せしめし結果初めて汽船輸送の得策なることを知り日本郵船會社下關支店と協商を遂げ汽船積に改めたり。

下松方面は常に通帆船を用ひ汽船輸送を避けたることあり。要之汽船は運賃高く荷扱不親切なりと云ふにありし。此地方は素より交通不便なりし爲販

路の擴張は頗困難なりしが幸に舊徳山藩の厚意により九州柳川藩、山陰因幡藩の御用鹽として採用せられしため入船次第に多きを加へ遂に御用鹽の標札をさへ下附せらるゝに至れり。西浦方面は三田尻と殆んど同じきも北陸地方より鹽買取の爲入港する船舶は明治三十年頃までは純一本橋の和船越中地方より來れるもの北海魚肥又は秋田能代地方より材木を積載し來れるもの等皆往復の船荷を滿たせしが明治三十二年頃より西洋型帆船其數を増し純和船は遂に其影を失へり。

三田尻鹽の仕向地は三國、敦賀、青森、鱒ヶ澤、加賀、秋田、能代、酒田加茂、伏木、函館、小樽、及び九州等頗る廣く輸出せり。

下松鹽は九州、因伯二州に過ぎず。

小松鹽は僅に東京、因幡、石見、大分、肥前、地方にて、西浦、長府鹽は之に青森、秋田、加賀、出雲、北海道の二三地方を加へたる地方なりし。

松永地方
及附近

三、松永地方及附近

松永鹽の從來大に信用ありしは鹽業者が有力なる組合の下にありて規約を遵守したるによれり。鹽の受渡に於ても其検査方頗る嚴格なりしと云ふ。鹽の運送は帆船汽船は勿論、早く汽車を用ひたり。汽車によるものは上荷船或は大八車を以て海又は陸より停車場に運搬積込をなせり。

明治二十年日本郵船會社馬關支店に折衝して同社の代表店を設け一回四千俵以上の積込を條件として汽船を戸崎沖に寄港せしむることとせり。初めは尾道鹽問屋、及び和船側の反對運動甚しきに加へ郵船會社も亦汽船に鹽を積むことを厭ひ且和船の反抗をも恐れしが如くなりしも遂に萬難を排して敢行したり。即ち、松永、藤江、阿武兔、富濱、肥濱、吉和、三原及竹原の各所より買込み北國各地の商人と賣買契約を締結して販路擴張を謀り大量の輸送に従事せり。

明治二十九年、戰役後鐵道貨車の連絡其緒につくや汽車輸送を創始せんとて山陽鐵道株式會社へ謀りたるに不幸之を拒否せられたり然れども更に屈する處なく重役牛場某に懇請せしに鹽は十州主要産物なれば其事業は當然にし

て必要なりとし、進んで自ら鐵道作業局並に關西鐵道株式會社に交渉の勞を
とられ爲に之が許可を得たり。茲に於て責任噸數を定め特定運賃の契約を結
び名古屋伊勢方面北陸鯖江に至るまで益々販路を擴げたり。之れ本邦に鹽鐵
道輸送の權輿なり。

竹原方面は島嶼なれば船積多く汽船積は北海道、北國地方等主として遠隔
の地に輸送せしが其始は松永地方と稍時を同うす、時々朝鮮に輸出を試みた
るも多くの手敷を要し且課税等の關係により之を繼續するに至らず。明治二
十年竹原製鹽會社の創設あり。後合資會社として専ら鹽の取扱及回送をなせ
り。

尾道方面は本島の沿岸なるを以て運送には帆船、汽船、並に汽車を用ひ早
く郵船會社外の汽船を周旋し附近産地の問屋と交渉し鹽を取纏めて運送し又
北國より鹽買入りに來る大なる帆船は肥料を積み來り復荷に鹽を積み還るを
常とせり。素より遠隔の地方なれば一年に二回より多く往復するを得ざる爲
大阪に於て碇泊冬籠りするを普通とす。

明治十七八年の頃より和船は西洋型に移りたるが之に關係せる取扱は阪神
地方に廣海、大家、久保等の船商人あり。後明治二十年頃より郵船會社汽船
の入港を見たるが之に對抗して社外船を用うるものあり。即ち大阪に於ては
吉田、高橋、神戸には三上、入江、小栗等の回送店を見たり。此時の取扱は
主として尾道食鹽商會にして之に關係したるは藤井、橋本、兒玉、豊田等の
地方人なりしが其後之等の諸會社を合同し藝備航運組を創立せり。于時明治
二十六年四月なり。此頃より東京井田商店も加入し運送頗る圓滿且敏速なる
を得たり。

此時に當り又之に對抗するため中國回送組、澁野回漕店、三澤回漕店の設
けありて各其業に勵みたりと雖も其間統一を缺くに至り、首尾木靖夫、石井
紋次郎等地方人士の斡旋によりて悉く之を藝備航運組に合併せしめ初めて一
統の回送行はるゝに至りぬ。

其他瀬戸田、伯方等の生産地は稍小なる回送にして特筆すべきものなし。
鹽の仕向地は如左

松永鹽は主として、新潟、直江津、富山、金澤、名古屋、岐阜、大垣、竹原鹽は、新潟、直江津、酒田、土崎、青森、北海道、東京、名古屋、桑名、肥前

尾道鹽は主として、越後方面、又、石見及び朝鮮行もありし。

瀬戸田鹽は略竹原と同じく尙山陰道、土佐、東海、東山の大部に及べり。

味野地方及附近

四、味野地方及附近

此地方の鹽問屋は四五軒あり。日比町にも二三の間屋ありしが販賣の中堅地は日比にして、山田、日比、味野を通じ之を總括して輸送をなせり。其外寄島、玉島、牛窓にも夫々累代の問屋あり。中には專賣法實施迄營業を繼續せるものありし、皆會社組織のものにあらずして大和船、西洋型船によりて東京、大阪、尾張、紀州、北海道へ輸送し、山田其他の小濱は多く問屋の手を経ることなく自由販賣を以て運送したり。

明治三十七年頃に至り廣島縣人石井紋次郎の周旋により初めて汽船輸送を行ひ之によりて運送上、一生面を開きたるなり。

當地方琴浦町の人に、渾大坊なるものあり。兄益三郎と鹽商を營みしが相謀りて支那へ鹽の輸出を企て視察のため同地へ渡航せり。全く支那沿岸の製鹽の饒多なるを覺らず且内地に於て鹽の高價なるは全く釐金税の爲なるを知らざりし結果遂に大失敗に終れるも、舍弟埃二は鹽商人として當時其の頭角を現はしたりと。

味野鹽の仕向地は、伊勢、名古屋、四日市、高山、清水、沼津、東京等殆ど全国的に回送し且小豆島、伊豫、阪神地方、九州方面にも及べりといふ。

赤穂地方及附近

五、赤穂地方及附近

此地は三面繞らすに山を以てせるが故に陸送には頗る不便なれば悉く海運に依れるも汽船を以て回送することは稍遅れたるが如し。

大鹽方面は嘉永年間已に土地素封家山本久左衛門、姫路藩保護の下に東京へ回送をなせり。之此地方東京行回送の濫觴なり。此地素海運に依るを便とせしが明治三十二年山陽鐵道を利用し、東北、北陸へ販路を擴め出荷數量漸く多きを加へ遂に産額の過半を鐵道に依り輸送するに至れり。其後三田尻地

方に於て朝鮮へ輸出せるに鑑み、上灘目鹽業者と協議し、曾根村三谷長之助を派遣し商況視察を兼ね元山より更に露領浦潮斯德に販賣をなせり。之れ本地方製鹽輸出の初めなり。

赤穂鹽は主として東京、大阪、神奈川、浦賀及附近に輸送し少量宛の販賣は其範圍頗る廣かりし。

大鹽方面は其の初販路狭かりしも交通の便を得るに従ひ日向、宇和島、或は東京に及びしかば盛時には千石積帆船十八艘を有せしことありといふ。

六、撫養地方及附近

坂出地方と大同小異にして別に記すべきものなし。只此地は舊藩時代に江戸表に鹽賣捌所を設け鹽の輸送を謀りしことあり。

其仕向地は、東京、相州方面、遠州、三州、伊州及淡州へ回送したりと雖も其の七割は東京、浦賀方面へ輸送せり。

以上は十州六地方の鹽回送につき其大略を述べたるものなり。十州の産鹽は其量も多く従て之を全國に輸送供給するを得たれば回送の方法即帆船、汽船、汽車

撫養地方
及附近

の如く之が機關の進歩するに従ひ回送も自然敏活を加へ且工業の勃興は鹽を需むること多く従つて製鹽の販路も愈々擴張せり。

食鹽回送に於て直に之を需用地又は需用者に供給する外一旦問屋又は取扱人に回送し此の問屋又は取扱人更に之を需用地に適宜再回送販賣するもの少なからず就中東京は其最もなるものなれば代表的集散地として次に此一項を加へたり。

東京地方

七、東京地方

製鹽地より回送せる鹽を販賣したる地方は少なからずと雖も集散地として大量の鹽を取扱ひたるは先づ東京を推さざるべからず。其他に桑名(當時四軒の問屋あり)、沼津(問屋三軒)、清水(問屋六軒)、浦賀(問屋三軒)、神奈川(問屋二軒等の地方あり)も如奈せん紙數に限りある小冊子の得て一々記載すべきにあらざれば、代表的販賣地として東京に於ける其の一般を叙述し、他を割愛省略せり。

東京へ廻送し來りたる鹽は主産地たる十州方面よりは、赤穂、撫養、大鹽、山田等の製鹽にして尾道、三田尻、坂出等のものも入港したれども、此等は多く北國及び北海道方面へ輸送したるものなり。

今、之れが回送法に就いて述べんに、古く舊幕府時代より一般に千石船と稱し専ら一本マストの和船を用ひ(約五千俵積)たりしが、時運の進歩に伴ひ明治二十年頃より西洋型二本マスト風帆船約一萬俵積の入港を見るに至れり。就中、當時に於て大型船中の優者として知られたる有功丸の如きは、三本マストにして、積載數量實に一萬五千俵なりし。

東京に於ては此等の風帆船を賣船と呼べり、是れ各船々長は即ち鹽の販賣の當事者となり自ら上陸し問屋に就て販賣したるによるなり。

明治三十三年頃までは此等風帆船にして食鹽回送を専門とし、一ヶ年間に東京へ約七航海をなしたるもの其數三百五十艘、従つて回送鹽百五六十萬俵を數へたりと云ふ。以て食鹽の東京に於て取扱はれたる量少なからざるを察知すべし。今右風帆船を所屬地別に分類せば左の如し。

赤穂船、浦賀船、野間船、淡路船、東京船、其他、

回送鹽の種類を略述せば又如左。

一、赤穂鹽 三斗五升俵(皆掛約十貫)にして之を「赤穂」と略稱す。該鹽は結

晶細微にして、克く水に溶くるを以て漬物用、醸造用に用ひられ。又、此の代用として取扱はれたるものに八家鹽、大鹽、鹽等ありたり。

二、本齋田鹽

二斗五升俵(皆掛約六貫四百匁)にして徳島縣撫養の濱より産せり。此の代用としては同縣徳齋田鹽、南齋田鹽共に第二編第二章、鹽田の部に説けり)を扱ひしも色赤く質良しからず、本齋田鹽には遠く及ばざりし。

三、新齋田鹽

二斗五升俵(皆掛約六貫四百匁)にして坂出、宇多津其他より來れる劣等品の總稱なり。

四、此他行徳鹽

衆入にして包裝なし。

右の外分造りと稱し、約六貫俵ありしも之等は主として沼津、清水、神奈川等を経由して、甲州地方に送りたるも、其の一部は東京及浦賀に於て取扱ひたり。叙上の如く東京に回送し來りたる食鹽は先づ問屋に於て販賣するものにして、仲買人と鹽價を協商し、其の手を経て小賣人、需要者に供給せられたり。今、其

の一斑を記さんに米、綿、鹽の三品は遠く舊幕府時代より汎く三白と稱せられ、常に其の價格同一步調を辿りて變動するものにして而かも其の變動は激しき性質のものなれば、其一の變動は延いて他の二品に波及するを以て、財界に於て特に注意を拂ひたり。幕府に於ても茲に大に意を用ひ嚴達を發令して其の限度を調節するに腐心せしが如し。即ち金一圓に付赤穂鹽は四俵齋田鹽は七俵以上の建値賣買を禁せられたるが如き之れなり。

然れども賣買當事者は常に此の禁令に専ら従ふ能はざるものあり、爲めに賣船問屋、仲買三者の間に於ては差引なる一種の符牒を用ひて値段の高下を示し、依て以て隱に商取引を行へりと云ふ。則取引本位を百俵建とし相場騰貴の時は何俵の差と云ひ、之れに反して相場下落の時は何俵引と唱ふ。例へば五十俵差と云へば百俵の現品を百五十俵として買ひ代金百五十俵丈けを支拂ふ。之れに反して二十俵引と云へば百俵の現品を八十俵として買ひ代金八十俵丈を支拂へるなり。

右の如き相場建を以て之を取扱ひし問屋及仲買人はの左如し。
問屋の主なるもの

濱口商店 最も古き歴史あり

白井商店 當時關東第一の鹽問屋にして尤多額を取扱へり。

十州商店 明治二十六七年後の新問屋にして、當時の頭取は井關太郎なり。

小野澤商店 同上、頭取小野澤幸三郎にして專賣實施當時には、頭取は

安部林右衛門なり。

鶴岡商店 小野澤商店と共に尤も新しく且尤も短期間の營業なり。

仲買人の主なるもの

濱口吉左衛門商店、遠山商店、鈴木商店、井田商店、倉谷商店、島商店、

其他二十七店

然るに以上の問屋及仲買人等相謀りて鹽問屋組合を組織する議起り明治十七年に至りて之を實現し、組合事務所を日本橋區靈岸寺島町に置き、後同二十七年同區箱崎町に移轉せり。俗に之を鹽茶番と稱せり

回送鹽品川沖に入船するや船頭は上陸して取引先の鹽問屋に至り、鹽の種類、

數量を報じて之が販賣を委託す。聞く當時の船頭は頗る好待遇を受けたるものにして、船中に在りては第一人者なる爲め、上陸の送迎に對しては船員も鄭重を盡し、多くは自己の調度品をも携へて上陸したりと云ふ。されば問屋に至り此處に宿泊するや其の待遇も亦至れり盡せりの觀あり。但し當時問屋に於て賄方の一として豆腐の饗應あり。當時豆腐はシケシラズと云ふ心を寄せて海上平穩を祈るといふ傳説による。所謂縁起を言へるなり。

却説船頭より販賣方を依囑せられたる問屋は直に廻狀を以て之を仲買人に對し「何丸何鹽何俵積、品川沖に入港」の旨を通知すれば仲買人は鹽茶番へ集合し、問屋との取引を行ふ。此時仲買人より選出したる行司なるもの兩者の間に入り交渉して鹽價を決定せり。

茲に契約の成立を見るときは問屋は仲買人に手板なる紙片を交付す。此の手板には合今等、仲買人の屋號を記入し。各仲買人は買入毎に○、△の記標を自己の屋號の上に記入せり。即ち○を一艘と稱へ、赤穂俵の場合は二百俵、本齋田、新齋田の場合は三百三十俵の買入記標にして、△は半艘、即ち其の半額の買入を表

示するものなり。斯く仲買人に分割賣却するを手板割と云へり。

元來仲買人は各自倉庫を有する外茶船と稱し、赤穂鹽なれば四百俵、其他ならば六百六十俵を積み得る傳馬船の如き小船を所有し、之に依つて本船に至り手板を示して自己買入の俵數を受取り、之を自己の倉庫に納る。

荷卸終れば船頭は受入れたる手板を問屋に提示し、之と引換に現金を以て鹽代金を受取る。尤も問屋は仲買人の手許の都合により代金の立替仕拂をもなせるなり。而して問屋口錢は賣買双方より取引高の二分五厘を定めとせり。

我國未だ鐵道の敷設なかりし時代は青森、酒田、土崎、函館、小樽各方面へは生産地より直接回送をなし、東京へ來りしものは北は仙臺方面、或は信州、越後方面へ再回送をなせり。此等地方向回送鹽は茶船にて引取るや直ちに解俵して倉庫へ入れ再び四つ半俵と名づくる俵(約四斗三升入)に荷造を改造して發送せり。

信州地方へ回送せる鹽は特に古積と稱し、東京在庫中に苦汁の去れるものを俵裝し、又酒田方面の米俵の如き大俵(五斗五升入約十三貫目入)に改装回送したりといふ。

鐵道奥羽線の開通とともに山形地方へは東京より回送することとなりたれば生産地より直接輸送するは青森、函館、小樽等少數の地方となれり。

次に東京に於て十州鹽以外に消費したるものに、千葉縣行徳鹽あり。之を地鹽と稱す。當時に於て酒又は醬油と共に酒屋に於て専門に小賣販賣をなせるものにして、之が取扱には地鹽商組合なるもの組織せられ居たりと傳ふれども、詳細なることは今之を知る能はず。而して生産地行徳には小川、杉原、及川等主なる問屋三軒ありて、之れより東京へ回送したり。

抑々行徳製鹽の起原を尋ぬるに其初めは一十有餘年の昔に在りしと云へども確に之を證すべき書類なきを憾む。口碑の傳ふる所によれば天文年間(三九一)より元龜年間(三五八)まで、小田原北條氏へ鹽年貢を納めたりと云へり又以て其古きを知るに足るべし。彼の武田信玄、上杉謙信の兩英雄互に兵を構へて久しく解けず。再度の激戦も雌雄を決するに至らずして、遂に物別れとなりしが、當時即ち天文元龜の頃小田原北條氏、隣邦今川氏と約し信玄の領甲斐に輸送する食鹽供給の途を遮り、武田氏を苦しめんとしたるも、實は行徳鹽にして、身の仇敵たる信玄の

斯く兩氏の爲め鹽攻めせられつゝあるを知りたる彼謙信は、武將の振舞としては頗る卑怯なりとて、越後の商人に命じて鹽を甲斐に送らしめたりと云ふ美談も實に鹽に因縁ある史蹟なりといふべし。

徳川家康慶長十三年(三二一)行徳領二十一ヶ村へ金三千兩を下附し鹽業を獎勵し二代秀忠、三代家光共に保護の途を盡し、幕府三代の保護獎勵によりて製鹽の利多きを加へ製法亦大に進めり。然るに四代將軍家綱に至り農政衰へ、加ふるに天災數々起りて鹽業困窮に陥りしが、幕府に請ひ免租并に特別の保護を受くるに至り、漸く又盛んなるを得たり。其後盛衰を経つゝ八代將軍吉宗に至り意を鹽業の保護に注ぎしも、不幸間もなく此法弛廢したり。斯くの如く一張一弛を見つゝ天保年間(九一)に至り經濟上の變動より鹽業頗る困頹を來しゝも亦租稅永免の願意を達したるを以て、農民永く其負擔を免れ、幕府の御手鹽として維新前まで製鹽地の一として世に認められたるなり。

行徳鹽は俵裝等の事なく全く箆入にして、一箆に六升三合榊四杯を盛り、傳馬船を以て東京へ回送せり。此年額平均百萬斤近くなりしとなり。

明治三十八年鹽專賣法實施せらるゝや鹽は一旦上田回漕店に於て之を取扱ひしが、其後左記六氏相謀り官鹽販賣合資會社を設立し銳意營業に従事し相當の成績を擧げ得たりしも明治四十一年に至りて官費回送となるや自然之を解散したり。

鈴木茂平 小野澤幸次郎 山本東造

間部文作 青木繁松 井田一平

於之當時、井田商店は坂出、赤穂管内二ヶ所の運送人に指定せられ、同地に夫々店舗を張り、一意專念營業に従事すると同時に撫養、味野、三田尻、尾道方面にも連絡を取り、各地の鹽の回送に従事せしが、後大正八年日本食鹽回送株式會社創立あり、内地鹽の運送は隨意契約に依り同社の請負となりしも、井田商店は尙ほ東京方面の取扱ひに關係し連綿今日に至れり。

第三編 專賣法實施以後

專賣法實施以後

製鹽の始まりしは上古に在りしこと史上に散見する事實にして之れが課税も夙に大化新政に於て租庸調の中に見えたり。然れども其後戰亂世變相續き常に天下一統の擧に出づることなかりしが、漸く舊幕時代に至りて其制の見るべきものありたれども、各藩各其規同じからず只遺法に則りて賦課の法を整理し、米鹽自給自足の趣旨を以て保護獎勵を加へ、藩廳出資の下に、或はその保護によりて鹽田の新開作多くは此の間に成れり。故に租税課調の法も其軌を一にせず、或は專賣の制に出でしものあり、或は小物成として濱年貢を賦課したるものあるは已に述べたるが如し。(鹽制の條參照)然るに維新後に至りても斯る不統一の課税を直ちに釐正し、全國均一の法を樹つることは因襲の久しき舊慣を打破することによりて民情に悖るを慮り尙ほ當分舊慣によれり。民間同業者にありては鹽業者團結の必要を認め、各種の方法を攻究せると同時に政府に於ても明治十七年二月五日鹽業諮問會を神戸市に開き、十州鹽業者五十名を招集し、鹽業に關する意見を徴する

等保護獎勵の途を開きたり。

十州鹽田
組合

越つて明治十八年八月關係府縣に對し十州製鹽は全國著大の物産なれば大に之が取締を勵行し曩に認可したる(明治十七年五月農商務省特別認可)十州鹽田同業會を十州鹽田組合と改稱し、鹽田所有者を總て加入せしむべき令達を發せらる。

然るに各地風土を異にし氣候を同うせざるため製鹽制限の法も茲に其の目的を貫徹せず明治二十一年自然瓦解を見たり。

明治二十七年全國同業者より組織せる大日本鹽業同盟會は鹽業の擴張を圖らんとし、政府に向つて清國へ内地鹽を輸出する件につき調査方を建議したるも調査の結果、其の目的を達するに至らずして止みたり。

大日本鹽業
協會設置

明治二十七八年戰役後、物價の騰貴等により鹽業者の困難月に加はれり。加之外鹽の輸入其の勢を逞しくするに際し、斯業者の智識開發は日に急を告ぐ。茲に於て同二十九年三月大日本鹽業協會の設立を見、小松宮彰仁親王殿下を總裁に仰ぎ、水産翁村田保を會長とし、意見の交換を圖り、當局に對し建議する等専ら斯業の發達に力めたり。

鹽業調査
會規則發布

去れば政府は右等の建議に鑑み、鹽業の調査を行ひ、同三十一年八月鹽業調査會規則を發布せり。要は本邦鹽業の將來執るべき方針及鹽田並に釜竈の改良、經費の節約、不用鹽田の整理、臺灣食鹽の專賣法の制定等に就きて研究したるなり於之鹽業の經營年を逐ふて盛運に向ひ、當業者は更に緊張を加へし時に方り俄然國難茲に起り、鹽業上一大變動を見るに至れり。

專賣法
實施

第一章 專賣法實施

鹽專賣法
初めに
上る議

明治三十六年露國に對し交戰の餘儀なきに至るや政府は軍費の臨時支出費三億八千萬圓及各省の經費四千萬圓を豫算し、其内に於て鹽に對して消費稅額二百八十餘萬圓を計上し、同三十七年三月第二十帝國議會の協賛を求められたり。(内地及臺灣鹽に對する稅額は每一石六十錢外鹽三十六錢の割)

然るに此の非常特別法案の衆議院特別委員會に上るや、戰時に於て特に細民に

及ぼすべき負擔を爲さしむる所謂人頭税たる消費税を課するは不可なりとの議論あり、寧ろ專賣となすを可とせずやとの結論に至りしも、政府は戰時急を要する際に於て多くの準備に歳月を要する專賣法は採用し難しと説明し、遂に本議會に上りしが是亦削除に決したり。貴族院に回附せらるゝや今之を削除することに決せば政府は次期の議會に於て專賣法案を提出するやとの質問ありしに大藏大臣は其の意向ある旨を明言せり。

此の聲明一度鹽業者の耳に觸るゝや將に死活問題の起らんとするものにして一日半晌も拱手傍觀すべきものにあらざるとし、同三十七年三月鹽販賣業者は鹽專賣反對同盟會を組織し事務所を東京日本橋區箱崎町東京鹽問屋組合事務所内に置き安部林右衛門、鈴木茂兵衛、山本東造、青木繁松、西村彦太郎、小野澤準一、井田一平を幹事とし、盛に專賣計畫の非認を唱道せり。

明治三十七年十一月兵庫縣鹽業關係者より左の意見書を其筋に提出せり。政府は鹽專賣制度を設定せられんとするの意あると聞く。蓋軍國急須の爲め特に政府の收入を増すと同時に、鹽業の獎勵並に保護を圖らんとするに外ならざる

專賣法反對論

專賣法贊成論

べし。吾人は此際國民の義務として納税の負擔を辭せざるのみならず、大に該法の實施を歓迎するものなり。故に政府は宜しく周到精密なる計畫を立て、以て邦家の大本を確立すると共に斯業の啓發に勉められんことを切に希望するものなり。さて專賣法施行に對し希望事項を加へて其筋に提出せり。

明治三十七年十一月二十四日大日本鹽業協會は同志會を開き、其の結果會長村田保の名義を以て、鹽消費税を課するを不可とし、專賣施行の建議をなしたり。曰く、

軍事に多額の資金を要する今日に在りては政府が確實にして安固なる財源を得るは焦眉の急務なり。而して之が財源としては其途尠なからざるべしと雖も食鹽に課税するは極めて確實安固にして、而かも最も普通なる方法の一とす。凡各人が消費する鹽の數量は自ら一定して變動せず、且甚だ僅少なるが故に税金負擔の額も亦頗る輕微なり。既に歐米諸國に於ては鹽税を以て國庫歳入の一とすること其の實例多し。即ち獨逸、佛蘭西、和蘭は消費税を採り、墺地利、伊太利、希臘土耳其「チュニス」、東印度及支那の諸國は專賣法を行へり。此等の諸國が毎年收入

大日本鹽業協會專賣法實施建議

する處の金額は少くも三十萬圓、多きは三千餘萬圓の上に出づ。洵に國庫歲入の一大財源たることを徴するに足る。今や軍國多事の秋に當りて之れを利用するは殊に得策なりと信す。

政府は此課税をなすに於て消費税によるべきか、專賣法によるべきか二者擇一の上に於て國家民衆の利益は其の孰れにあるか、是れ大に研究を要する問題にして、今其の得失を商量するに先ち左記の二項を記憶すること尤も喫緊なりとす。

一、本邦内地の鹽田は一府三十縣に跨り一町村にして有する鹽田の面積狭きは四五反歩廣きは數百町歩に達す。而して此業に従ふもの亦甚だ少からず。

二、鹽は一年晝夜を分たす之れを製造するものにして或る期間を限りて之を製造する地方は極めて稀なり

右により消費税及專賣制度に伴へる利害得失に付き各別に意見を發表せり。

其の要に曰く、鹽專賣法は國庫の一大財源にして品質を改善し需給兩者各その利益を享有し、國産の維持を圖り延いて之が發達を資げ、而も内地臺灣の斯業をして融和併進せしむるの利便あり。獨り戰時の急要に應ずるのみならず平時恒久

的産業保護の政策にも適合せり矧んや其の費金の如きも消費税を施行すると敢て徑庭あることなく、而も最も確實安固に之れを徵收し得るに於てをや。故を以て此際政府が鹽稅賦課の法を採るに當りては、斷じて消費税を排除し專賣法を採用せられんことを望む。若し然らずして強て消費税を採らるゝ如きことあらば則ち一般鹽業者は之れを贊襄すること能はざるの已むを得ざるものあらんとす。是れ今の時に在りて最も大に政府の明察を煩はさざるべからざる所なりとす。此時大阪商業會議所に於ては亦決議を以て戰時財政計劃に對する意見書を提出し、非常特別税として多數の税目に變革を來すの不利なることを唱へ急卒に新税を制定實施するの不得策なるを論じ、一時增收の爲めに鹽稅を起す不可なることを開陳せり。

又、東京鹽問屋組合に在りては消費税反對の運動を開始すべく檄を同業者間に飛ばしたり

斯かる間にも政府は專賣法案を作成し、理由書を添付して明治三十七年十月の閣議に提議し、該案一度修正の上翌十一月三十日之を衆議院に提出したり。實に

附則を合して四十六條よりなれるものなりし

該案は十一月三日同院に於て第一讀會を開き直ちに二十七名の委員附託となり續いて委員會を開くこと四回、此間に於て委員の討議頗る詳密を極め修正意見の提出も亦多かりしが、就中持越鹽課税に對しては議論最多かりし。之を概括せば左の三意見となる。

衆議院委員の意見

- 一、持越鹽に對しては百斤一圓五十錢の割を以て課税することとなるも營業者の説によれば百斤は約五斗三升に當りて一石に付て凡そ三圓に相當す。然るに市價は二圓前後なれば之に三圓の課税を見るときは五圓以上に賣らざれば利益なし。政府の賣下價にして四圓位なりとせば營業者の蒙る壓迫は少なからず、曩に政府は織物税には賣上げたるものに付一ヶ年の猶豫を與へて課税することに決定せしに、鹽に對しては直ちに之に課税するは均衡を失するのみならず、少なきも數十年、多きは數百年來の稼業なる鹽商に對し何等の特典を與へず、反つて重税を課するは不當なり。依つて之が削除を可とす。
- 二、百斤につき一圓五十錢の課税とせば一石に付二圓五十三錢一厘となり、

一石二圓五十錢の加税額以上に上り、既製品は收納鹽以上の賦課を受くることとなりて均衡を保たざるにより、一石を二十七貫として百斤一圓四十八錢一厘となるを其一割を減じたる即ち約一圓三十錢の課税に改められたし。

三、百斤一圓三十錢は尙高きに失するを以て一圓となしたし。
右は當日出席せる大藏大臣も一圓三十錢説に同意すべき旨の言明ありて多數を以て之に決したり。

鹽專賣法議會通過

尋て十二月十七日之を衆議院本議題に上し、遂に第二第三讀會を省略して可決を見たり。

續て之を貴族院に移すや同月二十一日第一讀會に於て幾多の質問を經、同月二十六日可決確定し即日裁可奏請の手續を爲したり。

鹽業調査會の設置

我國日清戰役後、勞銀及炭價の昂騰に伴ひ鹽價の騰貴に乗じ、清國及英獨等の鹽輸入漸く増加し來り實に明治二十九年は六萬七千圓を輸入し、其翌三十年に至りては十二萬一千圓に及び爾後益々増加の趨勢を示せり。蓋當時如此外鹽輸入の増加したるは内地鹽價の暴騰に基因せりと雖も亦外鹽の品質精良にして價格の低

廉なるにより需要を促進し販路を擴張したる結果に外ならず。誠に清國盛京省附近の鹽業を見るに所謂天日製にして生産費の過少なる我一石の食鹽に對し僅かに二錢五厘より十六錢七厘の間にあり。翻て我生産費を見るときは同じく一石にして此の如き低廉なるものにあらず。現に我國に於て最も産鹽の盛地にして且鹽業に最も熟達せる十州地方の製鹽一石に對する生産費を見るに其の最も僅少なるものと雖も三十八錢餘にして最も多額なるものに至りては實に六十五錢餘を要せり今之を彼の清國食鹽生産費に比較すれば其の差の大なる實に驚くに堪へたり。其他の諸國に於ても亦然り。若し斯る趨勢にして底止することなくんば内地鹽業は外鹽の輸入に壓倒せられ、既設七千餘町歩の鹽田は荒廢に歸するやも未だ知るべからざるなり。

是に於て當局政府は我鹽業を改良して低廉なる生産費を以て、良好なる食鹽を得るに力め、特に製鹽方法の簡易にして鹽業に適する新版圖臺灣の鹽業を開發し外鹽の輸入を防ぐは實に國家經濟上の急務なるを以て、速に前途の方針を確立するの必要を認められ恰も第十二帝國議會に於て貴衆兩院の建議ありしを機とし、

明治三十一年鹽業調査會費として同年度に於ける第二豫備金より一萬千四百圓の支出を求め、同年八月一日勅令第八十三號を以て、鹽業調査會なるものを設け鹽業に關する官吏當局者及び斯道に經驗あるものを以て之を組織し、其の意見を徵し世論の歸一を圖り前途の方針を確立せんことを企圖せられしが其後明治三十二年三月三十一日鹽業調査所官制發布と共に之を廢止したり。

倅次に設置せられたる鹽業調査所なるものは、前記の如く製鹽の改良を圖り、外鹽の輸入を防遏し、内地鹽業者の保護にあるは勿論にして、國家生存の淵源たる自給自足の道を講ずるにあり。見よ本邦の鹽業は、採鹹に煎熬に尙ほ改良を加ふべき餘地少しとせず。且本邦の鹽業が歐米の夫れと拮抗し得ざるは、其の規模の小なるも其の一因たり。須らく規模を擴張し大いに計畫するところあらば我邦鹽業の獨立を圖るは敢て難事にあらず。政府は前鹽業調査會の意見を採用し、本所を設け米國に行はるゝ(カナワ)式蒸汽利用の結晶法を試験して燃料の節減、鹽質の改良を圖り、又同國「シラキユース」に行はるゝ天日蒸發法を以て鹹水を濃厚にする方法を試験し、且從來の方法に改良を加ふべき各種の手段を講せんとして、一

は中國鹽業の盛地たる廣島縣松永町に設置し、大規模鹽業の研究を爲し、一は東國の鹽業地たる千葉縣津田沼町に設け小規模の研究をなし、兩者相俟つて改良の實を擧げんとせり。惜むべし未だ其の効を收むるに至らずして明治三十六年十月行政整理の結果共に之を廢止せられたり。

然るに松永試験所は松永町鹽田産業組合奮つて其の業を繼承したるを以て、之を廣島縣水産試験所の監理の下に置かれたり。

右の如く松永は鹽業調査所創始の地にして、官制廢止後も尙ほ之を繼承したる關係により幾多鹽業上有識の諸名士常に當所に來往し鹽業に就て蘊蓄を披瀝せられ、有益の講話は地方人を開發せること言を俟たず。特に奥技師(健藏)、下技師(圭介)、萱場試験場長(三郎)、村田水産翁(保等)より内地鹽は此の儘にせば近き將來全滅を見るの外なかるべく、寧速に專賣法に依るの勝れるに如かざる義を啓蒙せられしなり。之れによりて當時三田尻の人秋良貞臣、伊豫の人藤田達芳、眞鍋龜太郎等によりて盛んに唱道せられたる鹽田國有論に耳を藉さず、全く鹽專賣説に傾き松永鹽田組合長石井四郎三郎、松永鹽商社主事石井紋次郎等主唱となり、地方鹽

專賣法
先主唱

業者を糾合して意見を交換し、延いて竹原鹽田關係者に謀りたるに皆大に賛意を表されたれば終に三十七年十一月十三日廣島縣下鹽業者大會を尾道市役所樓上に開きたるに、大日本鹽業協會幹事手島知徳氏も参加し滿場一致の賛成を得たり。

内縣下の意見一致したるを以て外岡山縣及讃岐方面に及ぼし遂に十州全部の諒解を得たれば十州大會を高松に開きたるに是亦全會一致の賛成を得たり。乃之が施行運動のため部署を定め、明治三十七年帝國議會開期に先ち委員を上京せしめ時の農商務大臣曾根荒助閣下、牧水産局長、貴衆兩院に夫々請願し且各代議士に説く等大に之が成立に努めたる結果遂に政府案として議會に提出せられ大多數を以て之れが通過を見たるは前述の如し。

鹽專賣法施行の議起るや已に述べたるが如く三田尻人秋良貞臣、伊豫人藤田達芳、眞鍋龜太郎等鹽田國有説を發表せり。

明治三十七年十一月二十五日大日本鹽業同志會及廣島縣竹原製鹽業者一同、兵庫縣赤穂濱販賣業者一同、及其他より亦消費税の反對意見として、時の大藏大臣曾根荒助、農商務大臣清浦奎吾、兩閣下に對して建議をなせり。

鹽田國有
論

右の如く當時に於ける大勢を通觀せば最早消費税によるか專賣法を採るか、何れにしても此際課税によりて収入を計るの到底避くべからざるに至れり。只鹽業者は專賣を希望し、頼て以て鹽業保護の基礎をなさんことを期し、販賣業者は民業を奪ふ不理を唱へ、一時的財源を求むるために永久的の施設を爲すの誤れるを説き消費税を主張し、各相起つて之を輿論に訴ふるに至れり。此時に於て最も直接影響を見たるは鹽價の異動にあり。明治三十七年三四月の生産地に於ては鹽一石九十錢までに暴落を見、鹽業者は相當困難に陥りしに專賣法案の議會に上るや俄然騰貴の趨勢に轉じ十一月に至り香川縣下にては一石二圓以上の取引あり、徳島縣下にては二斗五升入一俵の價普通二十四五錢のものも倍價五十錢以上に奔騰するに至れり。

鹽回送
對する
内訓

明治三十八年五月十一日大藏大臣の内訓中に如左ものあり。
回送ノマメ鹽ヲ運搬スルトキハ其數量ヲ減耗スルノミナラス各需要地ニ適宜配
合セシムルハ寧ロ民間ニ委スルヲ利ナリト認ムルヲ以テ倉閭等已ムヲ得サル場
合ノ外ハ鹽ノ回送ヲナサ、ルモノトス

鹽案
發賣
價の
調と

右内訓は專賣創始の場合に於て各地に鹽を回送し需要者に之を供給するは悉く鹽商人の自由にして、全く競争販賣によりて自ら需給の標準を保たしむるの主義を採りたるに基くものなれども、此の制度は寧ろ鹽の供給を全国的に圓滿ならしむる所以にあらず。若し産地鹽不足の場合あらんか商人をして買占賣り惜みを敢てせしめ爲めに暴利を貪らしむる虞あり、現に專賣法施行の初年に當り、不幸製鹽稀有の凶作なりしを以て供給圓滿を缺き、鹽價俄かに格別の騰貴を來せしたため專賣法の不備を訴ふるものあり、之を以て法令上賣買業者の販賣價格を制限し得ることを定められ、尙一面に於て鹽の産出少なき地方に鹽の供給を潤澤ならしむると同時に、商人の仲介を俟たずして成るべく直接供給を計り以て鹽價の不當騰貴を豫防する目的の下に政府に於て鹽の回送を行ふこととせられ各鹽務局長の意見を徴したる結果

政府自ら鹽の回送をなさんとする主義に一致し鹽の回送賣渡し請求ありたるときは政府は直接鹽産地より鹽を需要地に運送して之が引渡しをなすこととせらる(明治三十九年十月より始む)

回送直營
に關する
方案